

[illegible]

議案番号	件 名	頁	摘 要
報 1	専決処分したものの報告について	3	
(専 1)	損害賠償の額を定めることについて	5	物損事故
報 2	専決処分したものの承認を求めることについて	7	
(専 2)	令和 5 年度豊岡市一般会計補正予算（第 9 号）	9	
1	豊岡市過疎地域持続的発展計画の変更について	29	
2	豊岡市辺地総合整備計画の策定について	37	
3	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について	47	
4	豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場の指定管理者の指定について	53	
5	市道路線の廃止について	57	市道寺坂学校線外 4 路線
6	市道路線の認定について	65	市道庄境山ノ鼻 2 号線 市道庄境山ノ鼻 3 号線
7	工事請負契約の締結について	71	奈佐川栃江橋下部 撤去工事
8	豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	75	
9	豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定について	89	
10	豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	97	
11	豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	105	
12	豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	111	
13	豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	117	
14	豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	123	
15	令和 5 年度豊岡市一般会計補正予算（第10号）	129	
16	令和 5 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）	251	
17	令和 5 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第 4 号）	271	
18	令和 5 年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	285	
19	令和 5 年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）	313	

議案番号	件 名	頁	摘 要
20	令和５年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算（第５号）	329	
21	令和５年度豊岡市水道事業会計補正予算（第４号）	347	
22	令和５年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第３号）	359	
23	令和６年度豊岡市一般会計予算		別冊 一般会計予算
24	令和６年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算		別冊 特別会計予算
25	令和６年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算		〃
26	令和６年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計予算		〃
27	令和６年度豊岡市介護保険事業特別会計予算		〃
28	令和６年度豊岡市診療所事業特別会計予算		〃
29	令和６年度豊岡市霊苑事業特別会計予算		〃
30	令和６年度豊岡市太陽光発電事業特別会計予算		〃
31	令和６年度豊岡市管理会財産区特別会計予算		〃
32	令和６年度豊岡市水道事業会計予算		〃
33	令和６年度豊岡市下水道事業会計予算		〃
追加予定	教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて		
〃	令和５年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）		
〃	令和６年度豊岡市一般会計補正予算（第１号）		

報告第1号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

損害賠償の額を定めることについて

専決第1号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年1月18日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和5年11月15日（水） 午前9時45分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市幸町 [REDACTED] [REDACTED]
相手方の 住所氏名	[REDACTED] [REDACTED]
損害賠償額	55,000円
事故の概要	旧豊岡ひかり幼稚園の敷地内において、幼児育成課職員がチェーンソーによる樹木伐採中、落下させた樹木により、隣接する駐車場フェンスの一部を破損させたもの。 (過失割合 豊岡市10割)

報告第 2 号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

令和 5 年度豊岡市一般会計補正予算（第 9 号）

専決第 2 号

令和 5 年度豊岡市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度豊岡市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 594,539 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51,667,755 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 6 年 1 月 15 日 専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12. 地 方 交 付 税		17,574,272	12,416	17,586,688
	1. 地 方 交 付 税	17,574,272	12,416	17,586,688
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		189,270	75	189,345
	1. 分 担 金	7,758	75	7,833
16. 国 庫 支 出 金		6,465,723	324,623	6,790,346
	2. 国 庫 補 助 金	3,504,461	324,623	3,829,084
17. 県 支 出 金		3,867,709	5,000	3,872,709
	2. 県 補 助 金	1,745,553	5,000	1,750,553
19. 寄 附 金		1,141,393	250,000	1,391,393
	1. 寄 附 金	1,141,393	250,000	1,391,393
21. 繰 越 金		872,603	25	872,628
	1. 繰 越 金	872,603	25	872,628
23. 市 債		3,744,700	2,400	3,747,100
	1. 市 債	3,744,700	2,400	3,747,100
歳 入 合 計		51,073,216	594,539	51,667,755

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		7,756,981	250,000	8,006,981
	1. 総 務 管 理 費	7,012,679	250,000	7,262,679
3. 民 生 費		15,605,141	324,623	15,929,764
	1. 社 会 福 祉 費	5,140,628	324,623	5,465,251
6. 農 林 水 産 業 費		2,100,089	7,500	2,107,589
	2. 林 業 費	332,467	7,500	339,967
9. 消 防 費		1,611,454	12,416	1,623,870
	1. 消 防 費	1,611,454	12,416	1,623,870
歳 出 合 計		51,073,216	594,539	51,667,755

第 2 表 繰越明許費補正

追 加			(単位 千円)
款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	低所得世帯生活支援 給付金支給事業	324,623
9. 消防費	1. 消防費	災害対策事業	600
計			325,223

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
治 山 事 業 費	158,800	161,200
〔 林 地 崩 壊 対 策 事 業 〕	〔 158,800 〕	〔 161,200 〕
計	3,744,700	3,747,100

令和５年度豊岡市一般会計
補正予算（第９号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税	17,574,272	12,416	17,586,688
14. 分担金及び負担金	189,270	75	189,345
16. 国庫支出金	6,465,723	324,623	6,790,346
17. 県支出金	3,867,709	5,000	3,872,709
19. 寄附金	1,141,393	250,000	1,391,393
21. 繰越金	872,603	25	872,628
23. 市債	3,744,700	2,400	3,747,100
歳入合計	51,073,216	594,539	51,667,755

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費	7,756,981	250,000	8,006,981
3. 民 生 費	15,605,141	324,623	15,929,764
6. 農 林 水 産 業 費	2,100,089	7,500	2,107,589
9. 消 防 費	1,611,454	12,416	1,623,870
歳 出 合 計	51,073,216	594,539	51,667,755

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		250,000	
324,623			
5,000	2,400	75	25
			12,416
329,623	2,400	250,075	12,441

2. 歳 入

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 地 方 交 付 税	17,574,272	12,416	17,586,688
計	17,574,272	12,416	17,586,688

(款) 14. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 農 林 水 産 業 費 分 担 金	2,328	75	2,403
計	7,758	75	7,833

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
21. 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	1,372,664	324,623	1,697,287
計	3,504,461	324,623	3,829,084

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 農 林 水 産 業 費 県 補 助 金	805,447	5,000	810,447
計	1,745,553	5,000	1,750,553

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費 寄 附 金	1,136,000	250,000	1,386,000
計	1,141,393	250,000	1,391,393

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地 方 交 付 税	12,416	特別交付税 12,416

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 林 業 費 分 担 金	75	治山事業費分担金 75

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地方創生臨時交付金	324,623	地方創生臨時交付金 324,623

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 林 業 費 補 助 金	5,000	治山事業費補助金 5,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総務管理費寄附金	250,000	ふるさと応援寄附金 250,000

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	872,603	25	872,628
計	872,603	25	872,628

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業債	310,100	2,400	312,500
計	3,744,700	2,400	3,747,100

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前 年 度 繰 越 金	25	前年度繰越金 25

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 林 業 債	2,400	治山事業債 2,400 林地崩壊対策事業 2,400

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 財 産 管 理 費	1,454,840	125,000	1,579,840			125,000	
6. 企 画 費	653,690	125,000	778,690			125,000	
計	7,012,679	250,000	7,262,679			250,000	

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 社会福祉総務費	2,019,407	324,623	2,344,030	324,623			
計	5,140,628	324,623	5,465,251	324,623			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 林 業 振 興 費	287,212	7,500	294,712	5,000	2,400	75	25

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
24. 積立金	125,000	基金管理費 【環境経済課】 125,000 仲田光成記念基金積立金 100 地域振興基金積立金 124,900
11. 役務費	12,405	ふるさと応援寄附金推進事業費 【環境経済課】 125,000 広告料 9,253 手数料 3,152 業務委託料 112,595 ふるさと応援寄附金業務
12. 委託料	112,595	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	350	低所得世帯生活支援給付金支給事業費 【社会福祉課】 324,623
11. 役務費	1,341	
12. 委託料	7,843	消耗品費 110 印刷製本費 174 修繕料 66 通信運搬費 967 手数料 374 業務委託料 7,843
13. 使用料及び賃借料	89	システム改修業務 給付金支給業務 用品借上料 89
18. 負担金、補助及び交付金	315,000	交付金 315,000 住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金 240,000 低所得子育て世帯生活支援給付金 75,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
14. 工事請負費	7,500	治山事業費 【農林水産課】 7,500 防災対策工事 7,500 林地崩壊対策

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	332,467	7,500	339,967	5,000	2,400	75	25

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 災 害 対 策 費	62,365	12,416	74,781				12,416
計	1,611,454	12,416	1,623,870				12,416

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	4,900	人件費 4,900
8. 旅費	4,591	特殊勤務手当 700
10. 需用費	2,236	時間外勤務手当 4,200
11. 役務費	269	災害対策事業費 【危機管理課】 600
12. 委託料	300	普通旅費 13
13. 使用料及び賃借料	120	消耗品費 32
		印刷製本費 36
		修繕料 25
		通信運搬費 179
		業務委託料 300
		避難行動調査研究業務 15
		通行料 15
		能登半島地震支援事業費 【危機管理課・人事課・消防本部】 6,916
		特別旅費 4,578
		消耗品費 1,119
		燃料費 924
		食糧費 100
		手数料 90
		駐車料 105

第 1 号議案

豊岡市過疎地域持続的発展計画の変更について

豊岡市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（理由）

事業内容の追加等により、計画の変更を要するため。

豊岡市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後				変更前			
(13 ～ 14 頁) 1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成 (3) 計画	事業計画 (2021 (令和 3) 年度 ～ 2025 (令和 7) 年度)				事業計画 (2021 (令和 3) 年度 ～ 2025 (令和 7) 年度)			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事 業 移住・定住	定住 <u>促進</u> 事業 (補助金) ①事業内容 移住者が空き家の改修を行う際の 経費に対し補助する。 ②必要性・効果等 移住検討段階から移住に至るまで の継続した支援を行い、移住を促進 する。	民間	城崎 竹野 但東	(4) 過疎地域持 続的発展特別事 業 移住・定住	定住 <u>住宅改修補助</u> 事業 (補助金) ①事業内容 移住者が空き家の改修を行う際の 経費に対し補助する。 ②必要性・効果等 移住検討段階から移住に至るまで の継続した支援を行い、移住を促進 する。	民間	城崎 竹野 但東
(17 ～ 18 頁) 2 産業の振興 (2) その対策	カ 観光 (ア)～(イ) 略 (ウ) 既存の観光施設の <u>再整備</u> 、活性化を図る。 (エ)～(カ) 略				カ 観光 (ア)～(イ) 略 (ウ) 既存の観光施設の <u>改修</u> 、活性化を図る。 (エ)～(カ) 略			
(18 ～ 23 頁) 2 産業の振興 (3) 計画	事業計画 (2021 (令和 3) 年度 ～ 2025 (令和 7) 年度)				事業計画 (2021 (令和 3) 年度 ～ 2025 (令和 7) 年度)			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9) 観光又はレ クリエーション	観光施設再整備事業 (観光施設、温泉施設 <u>再整備</u>)	市	城崎 竹野 但東	(9) 観光又はレ クリエーション	観光施設改修事業 (観光施設、温泉施設 <u>改修</u>)	市	城崎 竹野 但東

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後				変更前			
(28 ～ 35 頁) 4 交通施設の整備、 交通手段の確保 (3) 計画	事業計画 (2021 (令和 3) 年度 ～ 2025 (令和 7) 年度)				事業計画 (2021 (令和 3) 年度 ～ 2025 (令和 7) 年度)			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(1) 市町村道 道路	来日山線(舗装) L= <u>1800m</u> W= <u>3.0m</u>	市	城崎	(1) 市町村道 道路	来日山線(舗装) L= <u>1000m</u> W= <u>3.8m</u>	市	城崎
		今津本線外 (側溝修繕) L= <u>120m</u>	市	城崎			—	—
		東山一の湯線 (消雪・舗装修繕) L= <u>300m</u>	市	城崎			—	—
		西谷線 (舗装) L= <u>400m</u> W= <u>3.5m</u>	市	城崎			—	—
		木屋町磯ヶ谷線 (側溝) L= <u>90m</u>	市	城崎			—	—
		東山トンネル (大谷桃島線) (点検業務) L= <u>76.4m</u>	市	城崎			—	—
		大谷 4 号線 (側溝修繕) L= <u>20m</u>	市	城崎			—	—
		桑野本川南谷線 (舗装・側溝修繕) L= <u>640m</u> W= <u>3.5m</u>	市	竹野		桑野本川南谷線 (舗装・側溝修繕) L= <u>300m</u> W= <u>4.0m</u>	市	竹野
		草飼和田線 (舗装・側溝修繕) L= <u>640m</u> W= <u>3.7m</u>	市	竹野			—	—
		上町区内線第 5 号 (舗装修繕) L= <u>80m</u> W= <u>3.2m</u>	市	竹野			—	—
		中村区内線第 2 号 (舗装修繕) L= <u>14m</u> W= <u>3.2m</u>	市	竹野			—	—

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後				変更前			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		中畑山線（舗装修繕） L = 770m W = <u>6.0m</u>	市	但東		中畑山線（舗装修繕） L = 770m W = <u>5.5m</u>	市	但東
		登尾線（側溝修繕） L = <u>10m</u>	市	但東		登尾線（側溝修繕） L = <u>50m</u>	市	但東
		横尾線（側溝・舗装修繕） L = <u>3.0m</u>	市	但東		_____	—	——
		三原唐川線（落石防護柵） L = <u>140.0m</u>	市	但東		_____	—	——
		赤坂大野線（路肩改修） L = <u>60m</u>	市	但東		_____	—	——
		太田虫生線（路肩改修） L = <u>15m</u>	市	但東		_____	—	——
		奥矢根唐川線（側溝修繕） L = <u>6m</u>	市	但東		_____	—	——
		比遅神社線（側溝修繕） L = <u>4m</u>	市	但東		_____	—	——
	橋りょう	塩入橋（ニビ線） L = <u>15.0m</u>	市	城崎	橋りょう	_____	—	——
		湯の元 2 号橋（湯の元神主谷線） L = <u>7.0m</u>	市	城崎		_____	—	——
	その他	二見森津線 測量詳細設計 法面改修工事 L = <u>157.0m</u>	市	城崎	その他	二見森津線 測量詳細設計 _____ _____	市	城崎

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後				変更前			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考
		三原区内線第1号 調査設計 N=1式 <u>法対策工 A=80 m²</u>	市	竹野		三原区内線第1号 調査設計 N=1式 <u>道路防災 L=50m</u>	市	竹野

(38 ～ 40 頁) 5 生活環境の整備 (3) 計画	事業計画 (2021 (令和3) 年度 ～ 2025 (令和7) 年度)				事業計画 (2021 (令和3) 年度 ～ 2025 (令和7) 年度)			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考
	(5) 消防施設	消防_____自動車 _____ 3台	市	城崎	(5) 消防施設	消防 <u>ポンプ</u> 自動車 <u>CD-1型</u> 3台	市	城崎
		消防施設整備事業 消防広報車	市	城崎 <u>但東</u>		消防施設整備事業 消防広報車	市	城崎 _____

(45 ～ 46 頁) 7 医療の確保 (1) 現況と問題点	本市は、近隣の朝来市との2市により公立豊岡病院組合を組織し、その中核である公立豊岡病院は総合病院並びにへき地医療拠点病院として全科診療と高度医療の確保に努めているが、<u>2005 (平成17) 年の竣工以来17年を経過し、機器の老朽化や、診療機能充実に伴う施設の狭隘化が進んでいる。</u> <u>また、但馬救命救急センターを併設しており、県立病院がない但馬医療圏域において三次救急を担う唯一の医療機関として重要な役割を担っているが、2010 (平成22) 年から運用が始まったドクターヘリ、ドクターカーの導入を契機とした救急体制強化による医師や医療スタッフの増員や救急受入れ患者数の増加により、救命救急センターの狭隘化は深刻さを増し、問題となっている。</u>	本市は、近隣の朝来市との2市により公立豊岡病院組合を組織し、その中核である公立豊岡病院は総合病院並びにへき地医療拠点病院として全科診療と高度医療の確保に努めている_____。 _____。 _____。 _____。 _____。 _____。
--------------------------------------	--	--

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前
(46 頁) 7 医療の確保 (2) その対策	ア～エ 略 オ 公立豊岡病院に新棟を建設し、但馬救命救急センター機能の拡張や充実、必要な医療機器の整備などを行う。	ア～エ 略 _____

(46 ～ 47 頁)

7 医療の確保

(3) 計画

事業計画（2021（令和3）年度 ～ 2025（令和7）年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 診療施設 病院	公立豊岡病院組合負担金（公立豊岡病院）	一部事務組合	城崎 竹野 但東

事業計画（2021（令和3）年度 ～ 2025（令和7）年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 診療施設 ――	――	――	―― ―― ――

(49 ～ 51 頁)

8 教育の振興

(3) 計画

事業計画（2021（令和3）年度 ～ 2025（令和7）年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 学校教育関連施設 校舎	竹野小中一貫校整備事業 既存中学校棟改修工事 低学年棟増築工事	市	竹野
	スクールバス・ ポート	スクールバス 1台	市
(3) 集会施設、 体育施設等 その他	コミュニティセンター等再整備事業 建築・設備工事	市	城崎 竹野 但東
	但東市民センター改修事業 長寿命化、屋根防水改良等	市	但東

事業計画（2021（令和3）年度 ～ 2025（令和7）年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 学校教育関連施設 校舎	_____	—	——

_____	_____	—	——
(3) 集会施設、 体育施設等 その他	コミュニティセンター等改修事業 建築・設備工事	市	城崎 竹野 但東
	但東市民センター改修事業 _____屋根防水改良等	市	但東

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後					変更前				
(62 ～ 69 頁) (別表) 過疎地域 持続的発展特別 事業分	事業計画 (2021 (令和3) 年度 ～ 2025 (令和7) 年度) 過疎地域持続的発展特別事業分					事業計画 (2021 (令和3) 年度 ～ 2025 (令和7) 年度) 過疎地域持続的発展特別事業分				
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考(事業効果が将来にわた って持続的に及ぶ説明等)	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考(事業効果が将来にわた って持続的に及ぶ説明等)
	1 移住・定 住・地域間 交 流 の 促 進、人材育 成	移住・定住	定住促進事業(補 助金) 移住者が空き家の改修を 行う際の経費に対し補助す る。	民間	移住検討段階から移住に 至るまでの継続した支援を 行い、移住を促進する。	1 移住・定 住・地域間 交 流 の 促 進、人材育 成	移住・定住	定住住宅改修補助事業(補 助金) 移住者が空き家の改修を 行う際の経費に対し補助す る。	民間	移住検討段階から移住に 至るまでの継続した支援を 行い、移住を促進する。

第2号議案

豊岡市辺地総合整備計画の策定について

公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を、別紙「豊岡市辺地総合整備計画」のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項及び第8項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（理由）

辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため。

豊岡市辺地総合整備計画 (案)

2024年度

2024年3月

兵庫県豊岡市

豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市日高町谷辺地
(辺地の人口 64 人 面積 0.9 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町谷
(2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町谷字築山 238
(3) 辺地度点数 112 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本橋梁は、一級河川八代川に架かる橋であるが、老朽化が進んでいるため、構造安全上の観点から早期に補修を行う必要がある。本橋梁の補修により、地域住民の通行の安全性を確保する。

3 公共的施設の整備計画

令和 6 年度 1 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
向田橋（市道奈佐路・谷線）	豊岡市	17,000	9,817	7,183	7,100
合 計		17,000	9,817	7,183	7,100



豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市日高町栗栖野辺地
(辺地の人口 180 人 面積 1.4 k m²)

1 辺地の概況

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 | 豊岡市日高町栗栖野 |
| (2) 地域の中心の位置 | 豊岡市日高町栗栖野字皺ヶ野 59-187 |
| (3) 辺地度点数 | 112 点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

【道の駅「神鍋高原」整備事業】

隣接地に新たにオープンした民間ホテル利用者の利便性向上及び地域全体の集客力向上のため、道の駅「神鍋高原」の長寿命化を含めた機能強化を行うことにより、地域の魅力をさらに高める。

【神鍋診療所医療機器整備事業】

神鍋診療所は山間部に位置し、冬季には豪雪により交通弱者となる高齢者にとって生命を守る必要不可欠な施設である。さらなる高齢化により在宅医療の重要性も高まる中、診療所を適正に維持管理するために医療機器の整備を行う。

【市道神鍋山頂線側溝修繕事業】

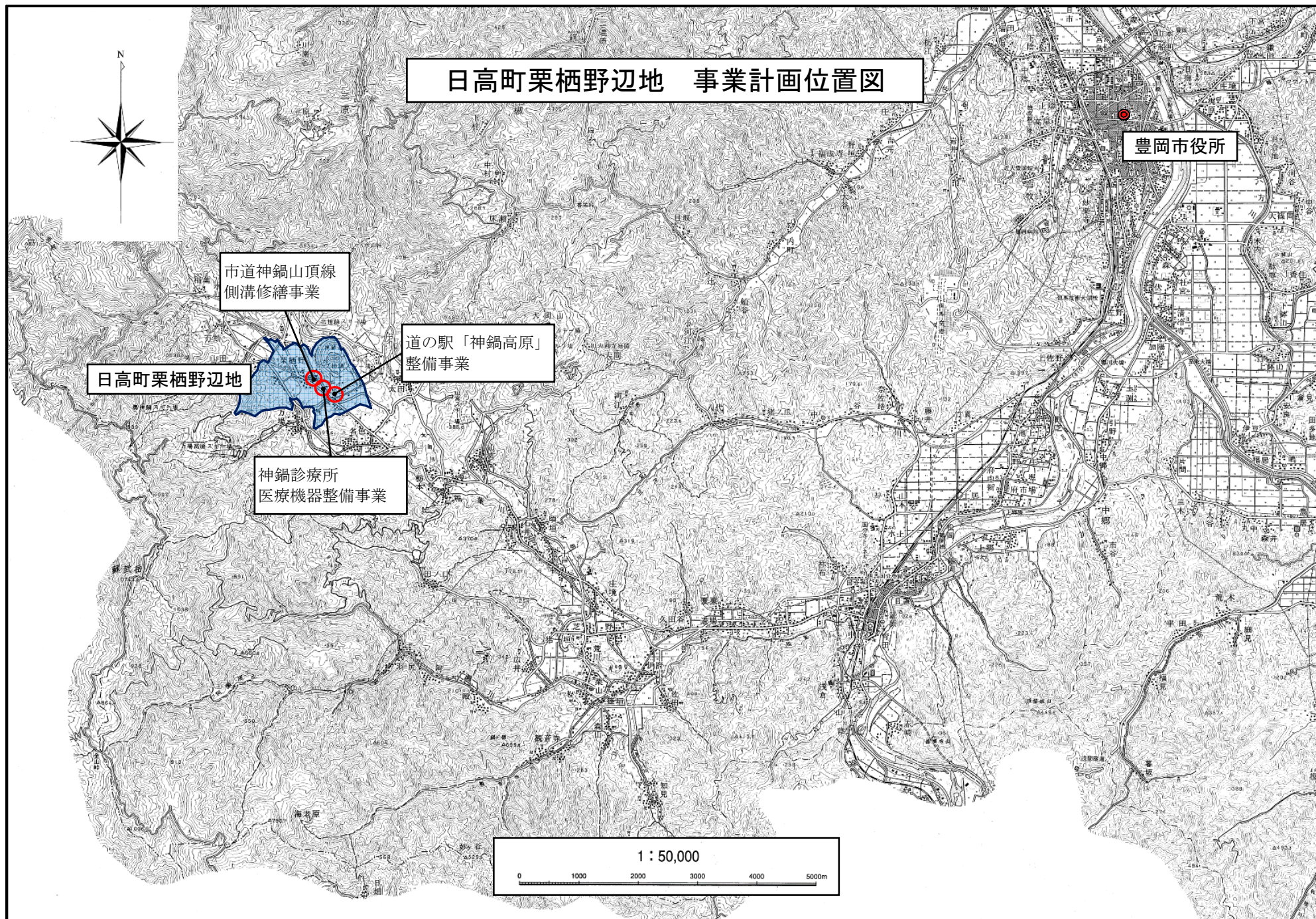
市道神鍋山頂線の道路側溝等の老朽化が進行し、側溝機能に支障が生じているため、老朽化による破損と勾配不良区間の修繕事業を行い、老朽化に起因する事故を未然に防ぐとともに、道路利用者の安全・安心と快適な生活環境を確保する。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度から 3 年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道の駅「神鍋高原」	豊岡市	215,816	0	215,816	215,500
神鍋診療所	豊岡市	4,900	2,450	2,450	1,000
市道神鍋山頂線	豊岡市	2,500	0	2,500	2,500
合 計		223,216	2,450	220,766	219,000



第3号議案

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和6年4月1日付けで丹波少年自然の家事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期の改正に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて協議する。よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（理由）

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期の改正に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正するため。

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「3年」を「4年」に改める。

別表第1号表中「、丹波少年自然の家事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約案要綱

1 改正の内容

- (1) 識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期を、3年から4年に改めること。(第11条関係)
- (2) 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する市町等を定める表について、丹波少年自然の家事務組合を削ること。(別表第1号表関係)

2 附則

この規約は、令和6年4月1日から施行すること。

兵庫県市町村職員退職手当組合同約新旧対照表

現行	改正後（案）
（監査委員） 第11条 略 2 略 3 監査委員の任期は、議員のうちから選任された者にあつては議員の任期によるものとし識見を有する者のうちから選任された者にあつては<u>3年</u>とする。 別表第1号表 洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市 兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、<u>丹波少年自然の家事務組合</u>、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、中播農業共済事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合	（監査委員） 第11条 略 2 略 3 監査委員の任期は、議員のうちから選任された者にあつては議員の任期によるものとし識見を有する者のうちから選任された者にあつては<u>4年</u>とする。 別表第1号表 洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市 兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、<u>西脇多可行政事務組合</u>、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、中播農業共済事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合

第4号議案

豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場の指定管理者の指定について

豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場 |
| 2 団体等の名称 | アイティ豊岡都市開発 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場

(2) 所在地

豊岡市大手町4番5号

(3) 設置目的

ア 豊岡市立市民交流広場

市民の多様な人々との交流を促進することにより、多様性のあるまちづくりを図る。

イ 豊岡市立こども広場

子どもたちが遊ぶことのできる屋内の遊び場を提供することにより、子育て環境の充実を図る。

(4) 施設概要 令和4（2022）年3月竣工

ア 豊岡市立市民交流広場

(ア) 建物概要 構造 鉄筋コンクリート造（商業施設アイティ4階）

(イ) 主な施設 市民交流スペース、学習室A、学習室B、カフェ

(ウ) 床面積 384.09 m²

イ 豊岡市立こども広場

(ア) 建物概要 構造 鉄筋コンクリート造（商業施設アイティ4階）

(イ) 主な施設 屋内の遊び場、事務室、トイレ

(ウ) 床面積 927.54 m²

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立市民交流広場の管理運営に関すること
- (2) 豊岡市立市民交流広場の施設（附属設備を含む）の使用に関すること
- (3) 豊岡市立こども広場の管理運営に関すること
- (4) 豊岡市立こども広場の施設（附属設備を含む）の使用に関すること

3 団体等の概要

(1) 名称

アイティ豊岡都市開発 株式会社

(2) 所在地

豊岡市大手町4番5号

(3) 代表者の氏名

代表取締役 井上 隆俊

- (4) 設立年月日
平成9年8月25日
- (5) 職員数又は会員数
役員6名 社員6名
- (6) 主な事業又は活動
 - ア 主要業務
 - (ア) アイティ駐車場の経営
 - (イ) 損害保険代理店業務 など
 - イ 受託業務
 - (ア) アイティ管理組合法人の事務・管理業務
 - (イ) 豊岡市営豊岡駅前駐車場の指定管理業務
 - (ウ) 豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場の指定管理業務
 - (エ) 豊岡駅前広場、豊岡駅前トイレ及び市道大開一日市線地下通路の管理業務 など

第 5 号議案

市道路線の廃止について

下記の市道路線を道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により廃止したいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	主な 経過地
1	寺坂学校線	豊岡市出石町寺坂字日野辺165番 地先 豊岡市出石町寺坂字日野辺162番 地先	
2	一本松団地2号線	豊岡市庄境字山ノ鼻999番2 地先 豊岡市庄境字山ノ鼻1005番 地先	
3	一本松団地3号線	豊岡市庄境字山ノ鼻1003番2 地先 豊岡市庄境字山ノ鼻1006番 地先	
4	一本松団地4号線	豊岡市庄境字山ノ鼻1000番4 地先 豊岡市庄境字山ノ鼻1006番 地先	
5	一本松団地5号線	豊岡市庄境字山ノ鼻1015番3 地先 豊岡市庄境字山ノ鼻1008番 地先	

(参考)

(単位：m)

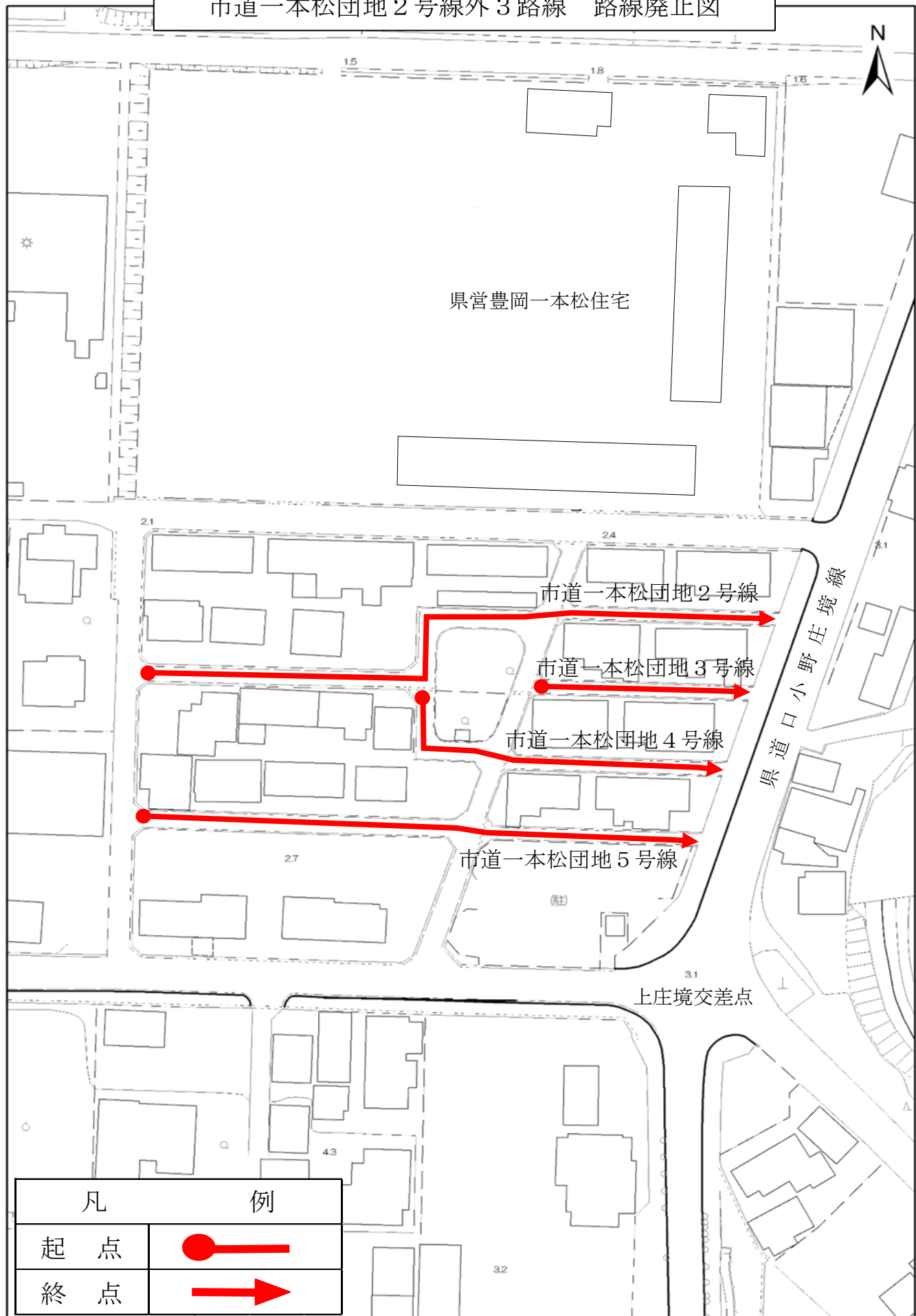
整理 番号	路線名	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地
1	寺坂学校線	44.9	7.1	7.1	
2	一本松団地 2 号線	140.9	2.7	4.0	
3	一本松団地 3 号線	43.6	2.7	2.7	
4	一本松団地 4 号線	72.4	2.9	4.0	
5	一本松団地 5 号線	113.0	2.7	4.0	

市道寺坂学校線 路線廃止図



1 : 1,000

市道一本松団地 2 号線外 3 路線 路線廃止図



1 : 1,000

第 6 号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 29 日 提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

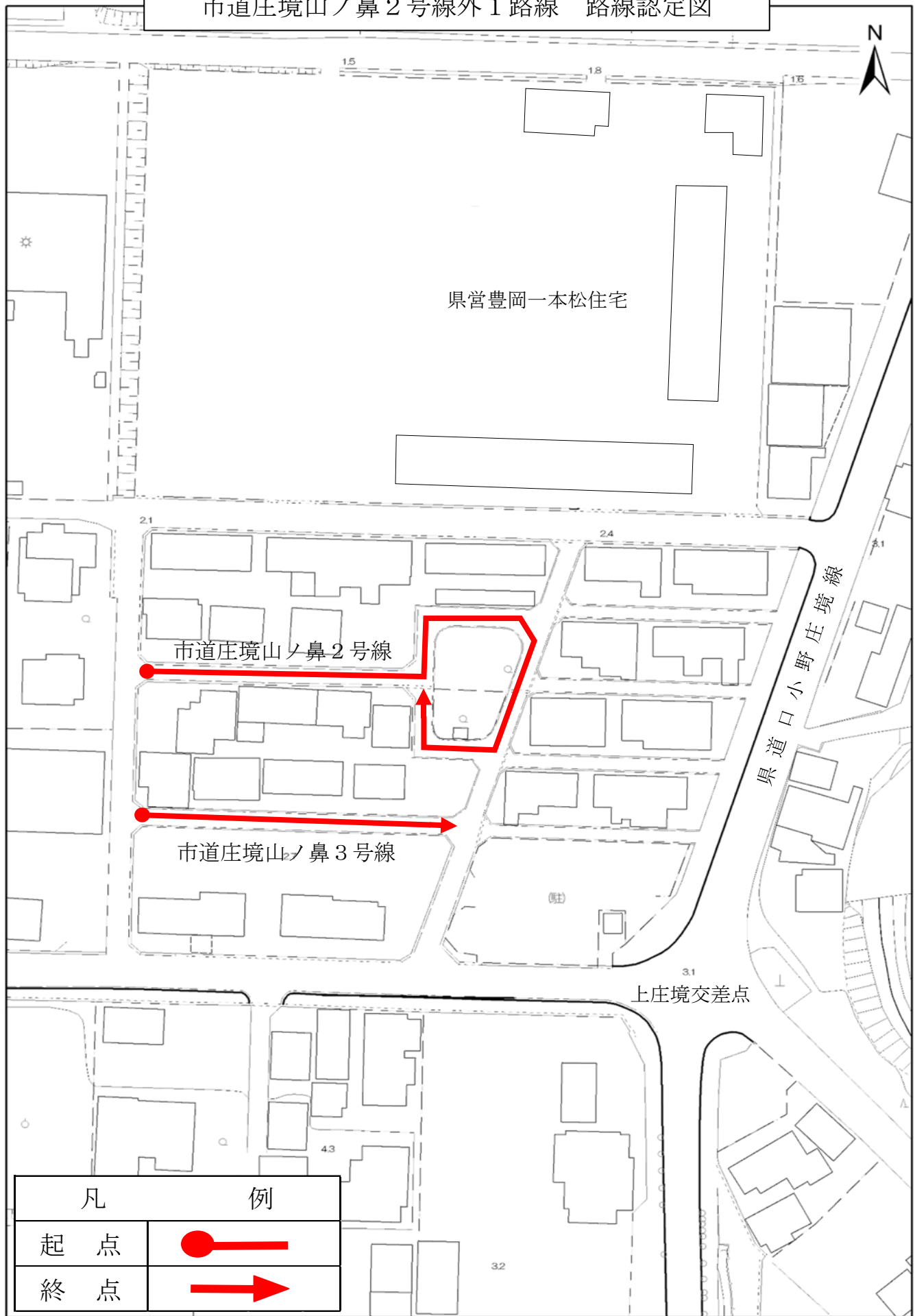
整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	主な 経過地
1	庄境山ノ鼻 2 号線	豊岡市庄境字山ノ鼻999番 1 豊岡市庄境字山ノ鼻1000番 1	
2	庄境山ノ鼻 3 号線	豊岡市庄境字山ノ鼻1015番 1 豊岡市庄境字山ノ鼻1012番 1	

(参考)

(単位：m)

整理 番号	路線名	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地
1	庄境山ノ鼻2号線	145.2	4.0	7.5	
2	庄境山ノ鼻3号線	65.2	4.0	8.1	

市道庄境山ノ鼻2号線外1路線 路線認定図



凡 例	
起 点	
終 点	

第 7 号議案

工事請負契約の締結について

市道福田宮井線（栃江橋）整備事業における奈佐川栃江橋下部撤去工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 奈佐川栃江橋下部撤去工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | 290,910,400円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪府中央区大手前3丁目1番41号
大手前合同庁舎
契約担当官
近畿地方整備局長 見坂 茂範 |

（備考）工期限 令和8年8月31日

参考資料

奈佐川枋江橋下部撤去工事の概要

旧橋撤去工（橋台）	2 基
旧橋撤去工（橋脚）	3 基
仮設工	1 式

第 8 号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

国民健康保険税の算定における資産割の廃止及び税率等の改定を行うため。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例（平成17年豊岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の5.24」を「100分の5.93」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「2万3,800円」を「2万5,200円」に改める。

第5条の2第1号中「1万6,000円」を「1万6,500円」に改め、同条第2号中「8,000円」を「8,250円」に改め、同条第3号中「1万2,000円」を「1万2,375円」に改める。

第6条中「100分の2.64」を「100分の3.01」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2中「1万1,400円」を「1万2,500円」に改める。

第7条の3第1号中「7,700円」を「8,200円」に改め、同条第2号中「3,850円」を「4,100円」に改め、同条第3号中「5,775円」を「6,150円」に改める。

第8条中「100分の2.46」を「100分の2.71」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2中「1万3,600円」を「1万4,000円」に改める。

第9条の3中「6,700円」を「7,000円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「1万6,660円」を「1万7,640円」に改め、同号イ(ア)中「1万1,200円」を「1万1,550円」に改め、同号イ(イ)中「5,600円」を「5,775円」に改め、同号イ(ウ)中「8,400円」を「8,663円」に改め、同号ウ中「7,980円」を「8,750円」に改め、同号エ(ア)中「5,390円」を「5,740円」に改め、同号エ(イ)中「2,695円」を「2,870円」に改め、同号エ(ウ)中「4,043円」を「4,305円」に改め、同号オ中「9,520円」を「9,800円」に改め、同号カ中「4,690円」を「4,900円」に改め、同項第2号ア中「1万1,900円」を「1万2,600円」に改め、同号イ(ア)中「8,000円」を「8,250円」に改め、同号イ(イ)中「4,000円」を「4,125円」に改め、同号イ(ウ)中「6,000円」を「6,188円」に改め、同号ウ中「5,700円」を「6,250円」に改め、同号エ(ア)中「3,850円」を「4,100円」に改め、同号エ(イ)中「1,925円」を「2,050円」に改め、同号エ(ウ)中「2,888円」を「3,075円」に改め、同号オ中「6,800円」を「7,000円」に改め、

同号カ中「3,350円」を「3,500円」に改め、同項第3号ア中「4,760円」を「5,040円」に改め、同号イ(ア)中「3,200円」を「3,300円」に改め、同号イ(イ)中「1,600円」を「1,650円」に改め、同号イ(ウ)中「2,400円」を「2,475円」に改め、同号ウ中「2,280円」を「2,500円」に改め、同号エ(ア)中「1,540円」を「1,640円」に改め、同号エ(イ)中「770円」を「820円」に改め、同号エ(ウ)中「1,155円」を「1,230円」に改め、同号オ中「2,720円」を「2,800円」に改め、同号カ中「1,340円」を「1,400円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,570円」を「3,780円」に改め、同号イ中「5,950円」を「6,300円」に改め、同号ウ中「9,520円」を「10,080円」に改め、同号エ中「1万1,900円」を「1万2,600円」に改め、同項第2号ア中「1,710円」を「1,875円」に改め、同号イ中「2,850円」を「3,125円」に改め、同号ウ中「4,560円」を「5,000円」に改め、同号エ中「5,700円」を「6,250円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の算定における資産割を廃止すること。(第2条、第4条、第7条、第9条関係)
- (2) 基礎課税額に係る所得割額の税率を100分の5.93とすること。(第3条関係)
- (3) 基礎課税額に係る被保険者均等割額を2万5,200円とすること。(第5条関係)
- (4) 基礎課税額に係る一般の世帯別平等割額を1万6,500円とし、特定世帯の世帯別平等割額を8,250円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を1万2,375円とすること。(第5条の2関係)
- (5) 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率を100分の3.01とすること。(第6条関係)
- (6) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額を1万2,500円とすること。(第7条の2関係)
- (7) 後期高齢者支援金等課税額に係る一般の世帯別平等割額を8,200円とし、特定世帯の世帯別平等割額を4,100円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を6,150円とすること。(第7条の3関係)
- (8) 介護納付金課税額に係る所得割額の税率を100分の2.71とすること。(第8条関係)
- (9) 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額を1万4,000円とすること。(第9条の2関係)
- (10) 介護納付金課税額に係る世帯別平等割額を1世帯について7,000円とすること。(第9条の3関係)
- (11) 低所得世帯等に対する国民健康保険税の軽減額について規定すること。(第21条関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和6年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（課税額） 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第	（課税額） 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第

2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.24を乗じて算定する。

2 略

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額）

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の2.18を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万3,800円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第

2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.93を乗じて算定する。

2 略

第4条 削除

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万5,200円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第

21条第1項において同じ。) 以外の世帯 <u>1万6,000円</u> (2) 特定世帯 <u>8,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>1万2,000円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.64</u>を乗じて算定する。 <u>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</u> 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、<u>土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.10を乗じて算定する。</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万1,400円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,700円</u> (2) 特定世帯 <u>3,850円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,775円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	21条第1項において同じ。) 以外の世帯 <u>1万6,500円</u> (2) 特定世帯 <u>8,250円</u> (3) 特定継続世帯 <u>1万2,375円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.01</u>を乗じて算定する。 第7条 削除 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万2,500円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,200円</u> (2) 特定世帯 <u>4,100円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,150円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
---	---

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.46を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.51を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,700円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.71を乗じて算定する。

第9条 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万4,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険

の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人
について 1万6,660円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,200円

(イ) 特定世帯 5,600円

(ウ) 特定継続世帯 8,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被

の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人
について 1万7,640円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,550円

(イ) 特定世帯 5,775円

(ウ) 特定継続世帯 8,663円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被

保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,980円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,390円

(イ) 特定世帯 2,695円

(ウ) 特定継続世帯 4,043円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,520円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万1,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,740円

(イ) 特定世帯 2,870円

(ウ) 特定継続世帯 4,305円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,900円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万2,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,000円

(イ) 特定世帯 4,000円

(ウ) 特定継続世帯 6,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,850円

(イ) 特定世帯 1,925円

(ウ) 特定継続世帯 2,888円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えな

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,250円

(イ) 特定世帯 4,125円

(ウ) 特定継続世帯 6,188円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円

(イ) 特定世帯 2,050円

(ウ) 特定継続世帯 3,075円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えな

い世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第１条の２第２項に規定する世帯主を除く。） １人について 4,760円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,200円

（イ） 特定世帯 1,600円

（ウ） 特定継続世帯 2,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者（第１条の２第２項に規定する世帯主
を除く。） １人について 2,280円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める
額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,540円

（イ） 特定世帯 770円

（ウ） 特定継続世帯 1,155円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者（第１条の２第２項に規定する世帯主を除く。） １
人について 2,720円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 １世帯につい
て 1,340円

２ 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後

い世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第１条の２第２項に規定する世帯主を除く。） １人について 5,040円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300円

（イ） 特定世帯 1,650円

（ウ） 特定継続世帯 2,475円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者（第１条の２第２項に規定する世帯主
を除く。） １人について 2,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める
額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,640円

（イ） 特定世帯 820円

（ウ） 特定継続世帯 1,230円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者（第１条の２第２項に規定する世帯主を除く。） １
人について 2,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 １世帯につい
て 1,400円

２ 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後

の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,570円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,950円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万1,900円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,710円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,850円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,700円

3 略

の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,780円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,300円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,080円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万2,600円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,875円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,125円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,250円

3 略

第9号議案

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定の申請等に対する事務に係る手数料を規定するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防法等に基づく事務に係る手数料の額を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例

豊岡市手数料条例（平成17年豊岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。
別表第1の2中8の項を10の項とし、7の項を9の項とし、6の項の次に次のように加える。

7	介護保険法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 14,000円
8	介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 7,000円

別表第5消防法等の規定に基づく事務関係の表3の部中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市手数料条例別表第1の2の7の項及び8の項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる指定介護予防支援事業者の指定及び指定の更新の申請について適用する。

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定の申請及び指定の更新の申請に係る事務について徴収する手数料を規定すること。(別表第1の2関係)
- (2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防法等に基づく事務に係る手数料の額を改めること。(別表第5関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和6年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例別表第1の2の7の項及び8の項の規定は、令和6年4月1日以後に行われる指定介護予防支援事業者の指定及び指定の更新の申請について適用すること。(附則第2項関係)

豊岡市手数料条例新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1の2（第2条関係） 民生手数料関係			別表第1の2（第2条関係） 民生手数料関係		
手数料を徴収する事務		手数料の額	手数料を徴収する事務		手数料の額
1 ～ 6	略	略	1 ～ 6	略	略
			7	介護保険法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 14,000円
			8	介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 7,000円
7	略	略	9	略	略
8	略	略	10	略	略
別表第5（第2条関係） 消防手数料関係			別表第5（第2条関係） 消防手数料関係		
略			略		
消防法等の規定に基づく事務関係			消防法等の規定に基づく事務関係		
手数料を徴収する事	手数料の額		手数料を徴収する事	手数料の額	

務			
1	略	略	
2	略	略	
3	法第11条第1項 前段の規定に基 づく貯蔵所の設 置の許可の申請 に対する審査	危険物の規制に関 する政令（昭和34年 政令第306号。以下 「令」という。）第 2条第1号に規定 する屋内貯蔵所 ～ 特定屋外タンク貯 蔵所（浮き屋根を有 する特定屋外貯蔵 タンクのうち危険 物の規制に関する 規則（昭和34年総理 府令第55号。以下 「危険物規則」とい う。）第20条の4第 2項第3号に定め る構造を有しなけ ればならないもの に係る特定屋外タ ンク貯蔵所（以下 「浮き屋根式特定	略

務			
1	略	略	
2	略	略	
3	法第11条第1項 前段の規定に基 づく貯蔵所の設 置の許可の申請 に対する審査	危険物の規制に関 する政令（昭和34年 政令第306号。以下 「令」という。）第 2条第1号に規定 する屋内貯蔵所 ～ 特定屋外タンク貯 蔵所（浮き屋根を有 する特定屋外貯蔵 タンクのうち危険 物の規制に関する 規則（昭和34年総理 府令第55号。以下 「危険物規則」とい う。）第20条の4第 2項第3号に定め る構造を有しなけ ればならないもの に係る特定屋外タ ンク貯蔵所（以下 「浮き屋根式特定	略

		屋外タンク貯蔵所」という。) 、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)			屋外タンク貯蔵所」という。) 、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	
		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000K1以上5,000K1未満のもの 1,180,000円		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000K1以上5,000K1未満のもの 1,450,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000K1以上10,000K1未満のもの 1,410,000円			危険物の貯蔵最大数量が5,000K1以上10,000K1未満のもの 1,720,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10,000K1以上50,000K1未満のもの 1,590,000円			危険物の貯蔵最大数量が10,000K1以上50,000K1未満のもの 1,920,000円

		危険物の貯蔵最大数量が50,000K1以上100,000K1未満のもの <u>1,950,000円</u>			危険物の貯蔵最大数量が50,000K1以上100,000K1未満のもの <u>2,360,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が100,000K1以上200,000K1未満のもの <u>2,270,000円</u>			危険物の貯蔵最大数量が100,000K1以上200,000K1未満のもの <u>2,740,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が200,000K1以上300,000K1未満のもの <u>4,550,000円</u>			危険物の貯蔵最大数量が200,000K1以上300,000K1未満のもの <u>5,640,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が300,000K1以上400,000K1未満のもの <u>5,820,000円</u>			危険物の貯蔵最大数量が300,000K1以上400,000K1未満のもの <u>7,240,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が400,000K1以上のもの <u>7,070,000円</u>			危険物の貯蔵最大数量が400,000K1以上のもの <u>8,790,000円</u>
	岩盤タンクに係る 屋外タンク貯蔵所 ～ 令第2条第7号に 規定する屋外貯蔵 所	略		岩盤タンクに係る 屋外タンク貯蔵所 ～ 令第2条第7号に 規定する屋外貯蔵 所	略
4 ～ 18	略	略	4 ～ 18	略	略
備考 略			備考 略		

第10号議案

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

令和6年度から令和8年度までの介護保険事業の保険料率を定めるため。

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例

豊岡市介護保険条例(平成17年豊岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項から第3項までを次のように改める。

令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 33,579円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 50,553円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 50,922円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 66,420円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 73,800円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 88,560円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 95,940円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 110,700円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 118,080円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 132,840円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 140,220円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 147,600円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 154,980円

2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、令第38条第9項第1号の規定にかかわらず、410万円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、令第38条第9項第3号の規定にかかわらず、610万円とする。

第3条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,140円」を「21,033円」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,140円」を「21,033円」に、「36,900円」を「35,793円」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「第6項」を「第4項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,140円」を「21,033円」に、「51,660円」を「50,553円」に改め、同項を同条第6項とする。

第5条第3項中「第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、

第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」を「第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 令和6年度から令和8年度までにおける第1号被保険者の各段階の保険料率に関し、次のとおり保険料率等を見直すとともに、第11段階から第13段階の区分を新設すること。(第3条関係)

ア 第1段階に区分する者を介護保険法施行令(以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者とし、保険料の額を36,900円から33,579円に、保険料の減額賦課額を22,140円から21,033円にそれぞれ引き下げること。

イ 第2段階に区分する者を令第38条第1項第2号に掲げる者とし、保険料の額を55,350円から50,553円に、保険料の減額賦課額を36,900円から35,793円にそれぞれ引き下げること。

ウ 第3段階に区分する者を令第38条第1項第3号に掲げる者とし、保険料の額を55,350円から50,922円に、保険料の減額賦課額を51,660円から50,553円にそれぞれ引き下げること。

エ 第4段階から第8段階までに区分する者を、それぞれ令第38条第1項第4号から第8号までに掲げる者とする。

オ 第9段階に区分する者を令第38条第1項第9号に掲げる者とし、保険料の額を125,460円から118,080円に引き下げ、同段階に区分するための基準所得金額を410万円とすること。

カ 第10段階に区分する者を令第38条第1項第10号に掲げる者とし、保険料の額を129,150円から132,840円に引き上げること。

キ 第11段階に区分する令第38条第1項第11号に掲げる者の保険料の額を140,220円とし、同段階に区分するための基準所得金額を610万円とすること。

ク 第12段階に区分する令第38条第1項第12号に掲げる者の保険料の額を147,600円とすること。

ケ 第13段階に区分する令第38条第1項第13号に掲げる者の保険料の額を154,980円とすること。

- (2) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、令和6年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

- (2) 改正後の条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市介護保険条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(保険料率) 第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 36,900円</u> (2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 55,350円</u> (3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 55,350円</u> (4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 66,420円</u> (5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 73,800円</u> (6) <u>令第39条第1項第6号に掲げる者 88,560円</u> (7) <u>令第39条第1項第7号に掲げる者 95,940円</u> (8) <u>令第39条第1項第8号に掲げる者 110,700円</u> (9) <u>令第39条第1項第9号に掲げる者 125,460円</u> (10) <u>令第39条第1項第10号に掲げる者 129,150円</u> 2 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、120万円とする。</u>	(保険料率) 第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 33,579円</u> (2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者 50,553円</u> (3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者 50,922円</u> (4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者 66,420円</u> (5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者 73,800円</u> (6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者 88,560円</u> (7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者 95,940円</u> (8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者 110,700円</u> (9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者 118,080円</u> (10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者 132,840円</u> (11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者 140,220円</u> (12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者 147,600円</u> (13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者 154,980円</u> 2 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、令第38条第9項第1号の規定にかかわらず、410万円とする。</u>

3 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、210万円とする。

4 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、410万円とする。

5 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、610万円とする。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,140円とする。

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,140円」とあるのは、「36,900円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「22,140円」とあるのは、「51,660円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第

3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、令第38条第9項第3号の規定にかかわらず、610万円とする。

4 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,033円とする。

5 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,033円」とあるのは、「35,793円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第4項中「21,033円」とあるのは、「50,553円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第

<u>7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月からそれぞれ第3条各号のいずれかに掲げる者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 略	<u>7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月からそれぞれ第3条各号のいずれかに掲げる者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 略
---	---

第11号議案

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

竹野桑野本農村公園を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第147号）の一部を次のように改正する。

別表農村公園の部豊岡市宮竹野桑野本農村公園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

竹野桑野本農村公園を廃止すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表（第２条関係）			別表（第２条関係）		
種類	名称	位置	種類	名称	位置
開発又は 自然公園 ～ 道路又は 河川公園	略	略	開発又は 自然公園 ～ 道路又は 河川公園	略	略
農村公園	豊岡市法花寺農村公園 ～ 豊岡市竹野御又農村公園	略	農村公園	豊岡市法花寺農村公園 ～ 豊岡市竹野御又農村公園	略
	豊岡市宮竹野桑野本農村公園	豊岡市竹野町桑野本789番地の1			
	豊岡市日高山本農村公園 ～ 豊岡市但東矢根農村公園	略		豊岡市日高山本農村公園 ～ 豊岡市但東矢根農村公園	略

第12号議案

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
について

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

一本松住宅を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第150号）の一部を次のように改正する。

別表豊岡市営一本松住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

一本松住宅を廃止すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
豊岡市営今森住宅	略	豊岡市営今森住宅	略
豊岡市営一本松住宅	豊岡市庄境1007番地		
豊岡市営津居山住宅 ～ 豊岡市営上山2号住宅	略	豊岡市営津居山住宅 ～ 豊岡市営上山2号住宅	略

第13号議案

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

城崎市民センターの集会室を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第14号)
の一部を次のように改正する。

別表第1 集会室の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
要綱

1 改正の内容

城崎市民センターの集会室を廃止すること。（別表第 1 関係）

2 附則

この条例は、令和 6 年10月 1 日から施行すること。

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第1（第8条関係） 豊岡市立城崎市民センター				別表第1（第8条関係） 豊岡市立城崎市民センター			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前8時30分から 午後零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで		午前8時30分から 午後零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
集会室	1,400円	1,400円	1,400円	大会議室	2,800円	2,800円	2,800円
大会議室	2,800円	2,800円	2,800円				
備考 1・2 略				備考 1・2 略			

第14号議案

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

農業集落排水施設の処理区のうち、上野・桐野地区について、特定環境保全公共
下水道の処理区との統合により廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表上野・桐野地区の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

農業集落排水施設の処理区のうち、上野・桐野地区について、特定環境保全公共下水道の処理区との統合により廃止すること。（別表関係）

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 農業集落排水施設				1 農業集落排水施設			
処理区		処理場		処理区		処理場	
名称	区域	名称	位置	名称	区域	名称	位置
畑上地区 ～ 寺坂地区	略	略	略	畑上地区 ～ 寺坂地区	略	略	略
上野・桐野地区	出石町上野 出石町	上野・桐野浄化	豊岡市出石町上野				
	桐野	センター	1380番地				
高橋地区 ～ 河本地区	略	略	略	高橋地区 ～ 河本地区	略	略	略
2～5 略				2～5 略			

第15号議案

令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度豊岡市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ988,825千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,678,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 税		9,834,037	30,000	9,864,037
	2. 固 定 資 産 税	4,890,437	13,000	4,903,437
	4. 市 た ば こ 税	541,000	17,000	558,000
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		189,345	△33,113	156,232
	1. 分 担 金	7,833	132	7,965
	2. 負 担 金	181,512	△33,245	148,267
15. 使 用 料 及 び 手 数 料		773,957	△26,457	747,500
	1. 使 用 料	565,386	△10,402	554,984
	2. 手 数 料	208,571	△16,055	192,516
16. 国 庫 支 出 金		6,790,346	△15,640	6,774,706
	1. 国 庫 負 担 金	2,920,406	11,869	2,932,275
	2. 国 庫 補 助 金	3,829,084	△27,509	3,801,575
17. 県 支 出 金		3,872,709	△185,881	3,686,828
	1. 県 負 担 金	1,744,228	△25,902	1,718,326
	2. 県 補 助 金	1,750,553	△165,993	1,584,560
	3. 委 託 金	377,928	6,014	383,942
18. 財 産 収 入		70,165	9,082	79,247
	1. 財 産 運 用 収 入	42,180	1,971	44,151
	2. 財 産 売 払 収 入	27,985	7,111	35,096
19. 寄 附 金		1,391,393	△10,450	1,380,943
	1. 寄 附 金	1,391,393	△10,450	1,380,943
20. 繰 入 金		2,256,612	△664,515	1,592,097
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	173,622	△7,155	166,467
	2. 基 金 繰 入 金	2,082,990	△657,360	1,425,630
21. 繰 越 金		872,628	150,223	1,022,851
	1. 繰 越 金	872,628	150,223	1,022,851
22. 諸 収 入		1,526,404	△6,474	1,519,930
	4. 受 託 事 業 収 入	20,284	△3,206	17,078

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5. 雑 入	949, 697	△3, 268	946, 429
23. 市 債		3, 747, 100	△235, 600	3, 511, 500
	1. 市 債	3, 747, 100	△235, 600	3, 511, 500
歳 入 合 計		51, 667, 755	△988, 825	50, 678, 930

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		8,006,981	△80,033	7,926,948
	1. 総 務 管 理 費	7,262,679	△73,366	7,189,313
	2. 徴 税 費	413,791	△2,538	411,253
	3. 戸籍住民基本台帳費	254,204	929	255,133
	4. 選 挙 費	44,474	△4,308	40,166
	5. 統 計 調 査 費	5,688	△529	5,159
	6. 監 査 委 員 費	26,145	△221	25,924
3. 民 生 費		15,929,764	△372,040	15,557,724
	1. 社 会 福 祉 費	5,465,251	△32,810	5,432,441
	2. 老 人 福 祉 費	3,876,586	△178,213	3,698,373
	3. 児 童 福 祉 費	5,612,952	△160,846	5,452,106
	4. 生 活 保 護 費	974,975	△171	974,804
4. 衛 生 費		4,785,658	△160,672	4,624,986
	1. 保 健 衛 生 費	4,293,104	△155,974	4,137,130
	2. 清 掃 費	492,554	△4,698	487,856
6. 農 林 水 産 業 費		2,107,589	△55,092	2,052,497
	1. 農 業 費	1,738,763	△42,291	1,696,472
	2. 林 業 費	339,967	△12,010	327,957
	3. 水 産 業 費	28,859	△791	28,068
7. 商 工 費		1,291,483	△47,811	1,243,672
	1. 商 工 費	1,291,483	△47,811	1,243,672
8. 土 木 費		5,550,234	△90,555	5,459,679
	1. 土 木 管 理 費	425,743	△786	424,957
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	2,050,673	△74,805	1,975,868
	5. 都 市 計 画 費	2,770,884	△3,846	2,767,038
	6. 住 宅 費	217,392	△11,118	206,274
9. 消 防 費		1,623,870	△22,387	1,601,483
	1. 消 防 費	1,623,870	△22,387	1,601,483

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 教 育 費		5,625,235	△168,834	5,456,401
	1. 教 育 総 務 費	775,526	△21,021	754,505
	2. 小 学 校 費	659,102	△57,765	601,337
	3. 中 学 校 費	615,431	△34,348	581,083
	4. 幼 稚 園 費	271,851	△4,275	267,576
	5. 社 会 教 育 費	1,898,797	△27,368	1,871,429
	6. 保 健 体 育 費	1,404,528	△24,057	1,380,471
11. 災 害 復 旧 費		289,541	△1,401	288,140
	1. 農林水産業施設災害復旧費	103,000	△1,401	101,599
13. 諸 支 出 金		23,918	10,000	33,918
	3. 基 金 費	0	10,000	10,000
歳 出 合 計		51,667,755	△988,825	50,678,930

第 2 表 繰越明許費補正

追 加		(単位 千円)	
款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	城崎国際アートセンター管理費	37,263
		鉄道交通対策事業	21,927
		ジェンダーギャップ解消推進事業	1,650
	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	33,678
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	64,194
	2. 老人福祉費	緊急通報システム整備事業	2,390
6. 農林水産業費	2. 林業費	治山事業	105,912
		林道管理費	13,408
7. 商工費	1. 商工費	産業用地整備事業	85,135
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路維持事業	68,200
		市単独事業	13,565
		風早線道路改良事業	19,600
		雪害対策事業	3,200
		橋りょう長寿命化事業	256,432
		栃江橋整備事業	25,800
		上野橋整備事業	133,663
		交通安全施設整備事業	10,000
		生活道路排水路整備事業	4,820
	3. 河川費	河川改良事業	21,000
		普通河川整備事業	45,000

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9. 消 防 費	1. 消 防 費	非 常 備 消 防 費	63,963
		消 火 栓 管 理 費	3,000
10. 教 育 費	5. 社 会 教 育 費	植 村 直 己 冒 険 賞 事 業	1,157
		新 文 化 会 館 整 備 事 業	1,132,026
11. 災 害 復 旧 費	1. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	農地農業用施設災害復旧事業	66,200
		林業用施設災害復旧事業	8,600
	2. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	公共土木施設災害復旧事業	156,000
計			2,397,783

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
6. 農 林 水 産 業 費	1. 農 業 費	基盤整備促進事業	105,040	155,688
7. 商 工 費	1. 商 工 費	商工振興事業	103,035	63,035
計			208,075	218,723

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

変 更

(単位 千円)

事 項	期 間		限 度 額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
有償旅客運送運行管理業務	令和6年度から 令和8年度まで	同左	210,408	197,628
農業経営基盤強化資金利子補給事業 (令和5年度事業分)	令和6年度から 令和14年度まで	令和6年度から 令和20年度まで	1,083	429
美しい村づくり資金利子補給事業 (令和5年度事業分)	令和6年度から 令和12年度まで	同左	1,992	507
豊かな海づくり資金利子補給事業 (令和5年度事業分)	令和6年度から 令和12年度まで	同左	3,319	984
中小企業融資資金利子補給事業 (令和5年度事業分)	令和6年度から 令和8年度まで	同左	8,120	2,112
鶴岡第3樋管改築事業	令和6年度	同左	37,510	97,945
通学バス運行管理業務	令和6年度から 令和8年度まで	同左	254,479	223,739
通学バス車両更新	令和6年度	同左	16,320	12,974
認定こども園通園 バス運行管理業務	令和6年度から 令和8年度まで	同左	15,450	14,151
計			548,681	550,469

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 費 〔 西 保 育 園 〕	1,100 〔1,100 〕	当 初 予 算 記 載 の と お り	当 初 予 算 記 載 の と お り	当 初 予 算 記 載 の と お り
計	1,100			

廃 止

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
観 光 施 設 整 備 事 業 費 〔 竹 野 北 前 館 〕	6,800 〔6,800 〕	当 初 予 算 記 載 の と お り	当 初 予 算 記 載 の と お り	当 初 予 算 記 載 の と お り
計	6,800			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
鉄 道 交 通 対 策 事 業 費 〔 京 都 丹 後 鉄 道 軌 道 安 全 輸 送 設 備 等 〕	10,600 〔 10,600 〕	18,500 〔 18,500 〕
庁 舎 整 備 事 業 費 〔 城 崎 庁 舎 〕	16,700 〔 16,700 〕	11,100 〔 11,100 〕
コミュニティセンター整備事業費 〔 日 高 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 〕	186,200 〔 183,900 〕	178,600 〔 176,300 〕
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 費 〔 但 東 健 康 増 進 セ ン タ ー 〕	1,400 〔 1,400 〕	1,100 〔 1,100 〕
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 費 〔 八 条 認 定 こ ど も 園 〕	100,700 〔 17,800 〕	95,100 〔 12,200 〕
水 道 施 設 整 備 事 業 費 〔 一 般 会 計 出 資 債 〕	114,900 〔 114,900 〕	3,500 〔 3,500 〕

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
土 地 改 良 事 業 費	127,000	116,700
〔 下 鶴 井 地 区 〕	〔 9,800 〕	〔 9,700 〕
〔 内 町 地 区 〕	〔 18,100 〕	〔 18,700 〕
〔 ト ン ネ ル 照 明 〕	〔 42,100 〕	〔 34,100 〕
〔 農 道 橋 耐 震 化 事 業 〕	〔 16,400 〕	〔 13,600 〕
〔 農 道 橋 長 寿 命 化 事 業 〕	〔 17,000 〕	〔 17,300 〕
〔 田 鶴 野 地 区 〕	〔 1,100 〕	〔 800 〕
たん水防除施設整備事業費	4,800	3,800
〔 一 日 市 排 水 機 場 〕	〔 4,800 〕	〔 3,800 〕
林 道 整 備 事 業 費	18,500	17,400
〔 床 尾 線 〕	〔 9,500 〕	〔 8,400 〕
治 山 事 業 費	161,200	161,400
〔 林 地 崩 壊 対 策 事 業 〕	〔 161,200 〕	〔 161,400 〕
水 産 業 施 設 整 備 事 業 費	1,000	1,100
急傾斜地崩壊対策事業費	32,100	35,900
内水処理施設整備事業費	16,000	12,400
〔 排 水 ポ ン プ 施 設 〕	〔 16,000 〕	〔 12,400 〕
土 木 管 理 事 業 費	42,400	41,800
〔 鶴 岡 第 3 樋 管 〕	〔 32,400 〕	〔 31,800 〕
道 路 整 備 事 業 費	236,600	195,700
〔 大 規 模 舗 装 修 繕 事 業 〕	〔 63,200 〕	〔 61,800 〕
〔 道 路 防 災 事 業 〕	〔 22,700 〕	〔 21,100 〕
〔 道 路 維 持 事 業 〕	〔 70,500 〕	〔 52,400 〕
〔 風 早 線 〕	〔 33,000 〕	〔 27,000 〕
〔 藤 井 中 森 線 〕	〔 13,600 〕	〔 4,100 〕
〔 側 溝 整 備 事 業 〕	〔 21,600 〕	〔 19,800 〕
〔 上 山 二 見 線 〕	〔 12,000 〕	〔 9,500 〕

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
橋 り ょ う 整 備 事 業 費	258,400	252,900
〔橋りょう長寿命化事業〕	〔 169,400 〕	〔 163,900 〕
消 雪 装 置 整 備 事 業 費	56,000	54,900
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	143,500	131,400
〔消 防 ポ ン プ 自 動 車〕	〔 75,100 〕	〔 63,600 〕
〔高規格救急自動車〕	〔 40,400 〕	〔 39,800 〕
公 立 小 学 校 整 備 事 業 費	48,800	38,000
〔三 江 小 学 校〕	〔 23,800 〕	〔 13,000 〕
公 立 中 学 校 整 備 事 業 費	264,400	259,100
〔空 調 設 備〕	〔 237,400 〕	〔 232,100 〕
保 健 体 育 施 設 整 備 事 業 費	352,700	320,800
〔植村直己記念スポーツ公園〕	〔 11,700 〕	〔 12,000 〕
〔豊岡総合体育館〕	〔 314,900 〕	〔 282,700 〕
農 林 水 産 業 施 設 補 助 災 害 復 旧 事 業 費	9,900	10,000
〔林 業 用 施 設〕	〔 1,000 〕	〔 1,100 〕
農 林 水 産 業 施 設 単 独 災 害 復 旧 事 業 費	22,000	23,600
〔農 地 農 業 用 施 設〕	〔 12,700 〕	〔 12,800 〕
〔林 業 用 施 設〕	〔 9,300 〕	〔 10,800 〕
公 共 土 木 施 設 補 助 災 害 復 旧 事 業 費	48,100	46,900
〔公 共 土 木 施 設〕	〔 48,100 〕	〔 46,900 〕
公 共 土 木 施 設 単 独 災 害 復 旧 事 業 費	4,500	16,800
〔公 共 土 木 施 設〕	〔 4,500 〕	〔 16,800 〕
計	3,740,300	3,510,400

令和 5 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 （ 第 10 号 ） に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	9,834,037	30,000	9,864,037
14. 分担金及び負担金	189,345	△33,113	156,232
15. 使用料及び手数料	773,957	△26,457	747,500
16. 国庫支出金	6,790,346	△15,640	6,774,706
17. 県 支 出 金	3,872,709	△185,881	3,686,828
18. 財 産 収 入	70,165	9,082	79,247
19. 寄 附 金	1,391,393	△10,450	1,380,943
20. 繰 入 金	2,256,612	△664,515	1,592,097
21. 繰 越 金	872,628	150,223	1,022,851
22. 諸 収 入	1,526,404	△6,474	1,519,930
23. 市 債	3,747,100	△235,600	3,511,500
歳 入 合 計	51,667,755	△988,825	50,678,930

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費	8,006,981	△80,033	7,926,948
3. 民 生 費	15,929,764	△372,040	15,557,724
4. 衛 生 費	4,785,658	△160,672	4,624,986
6. 農 林 水 産 業 費	2,107,589	△55,092	2,052,497
7. 商 工 費	1,291,483	△47,811	1,243,672
8. 土 木 費	5,550,234	△90,555	5,459,679
9. 消 防 費	1,623,870	△22,387	1,601,483
10. 教 育 費	5,625,235	△168,834	5,456,401
11. 災 害 復 旧 費	289,541	△1,401	288,140
12. 公 債 費	6,086,297	0	6,086,297
13. 諸 支 出 金	23,918	10,000	33,918
歳 出 合 計	51,667,755	△988,825	50,678,930

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
38,487	△7,600	△26,565	△84,355
△199,313	△4,800	△40,019	△127,908
43,589	△111,400	△21,529	△71,332
△28,693	△12,100	1,488	△15,787
△52,423	△4,500	△4,209	13,321
△5,201	△47,900	△3,742	△33,712
△3,365	△12,100	100	△7,022
7,791	△48,000	△16,597	△112,028
△2,393	12,800		△11,808
		△21	21
			10,000
△201,521	△235,600	△111,094	△440,610

2. 歳 入

(款) 1. 市税

(項) 2. 固定資産税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 固 定 資 産 税	4,870,000	13,000	4,883,000
計	4,890,437	13,000	4,903,437

(款) 1. 市税

(項) 4. 市たばこ税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 市 た ば こ 税	541,000	17,000	558,000
計	541,000	17,000	558,000

(款) 14. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 農 林 水 産 業 費 分 担 金	2,403	△165	2,238
4. 土 木 費 分 担 金	3,108	297	3,405
計	7,833	132	7,965

(款) 14. 分担金及び負担金

(項) 2. 負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民 生 費 負 担 金	179,202	△33,245	145,957
計	181,512	△33,245	148,267

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 課 税 分	7,000	現年課税分 7,000
2. 滞 納 繰 越 分	6,000	滞納繰越分 6,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 課 税 分	17,000	現年課税分 17,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 農 業 費 分 担 金	18	基盤整備事業費分担金 18
2. 林 業 費 分 担 金	△183	治山事業費分担金 △183
1. 土 木 管 理 費 分 担 金	297	急傾斜地崩壊対策事業費分担金 297

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 老人福祉費負担金	△3,091	老人福祉法第28条収入 △3,091
3. 児童福祉費負担金	△30,154	特定教育・保育施設利用者負担金 △30,154 現年度分 △30,154

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務使用料	41,258	△1,592	39,666
4. 衛生使用料	22,225	104	22,329
5. 農林水産業使用料	1,302	△201	1,101
6. 商工使用料	50,954	△100	50,854
7. 土木使用料	334,060	△4,231	329,829
8. 教育使用料	18,942	△4,382	14,560
計	565,386	△10,402	554,984

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛生手数料	167,893	△16,055	151,838

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理使用料	△1,592	行政財産目的外使用料 コミュニティセンター使用料	△692 △900
1. 保健衛生使用料	104	総合健康ゾーン駐車場使用料	104
2. 林業使用料	△201	奈佐森林公園使用料	△201
1. 商工使用料	△100	温泉使用料 出石温泉 玄武洞公園観覧料	△4,100 △4,100 4,000
4. 住宅使用料	△4,231	現年度分 公営住宅使用料 特公賃住宅使用料 滞納繰越分 公営住宅使用料 市営住宅駐車場使用料 高屋住宅 塩津住宅 今森住宅 一本松住宅 上山住宅 元薬師2号住宅 上郷住宅	△3,869 △4,031 162 △21 △21 △341 △222 △555 455 △62 △9 16 36
1. 小学校使用料	△29	学校施設使用料	△29
2. 中学校使用料	△9	学校施設使用料	△9
4. 社会教育使用料	△4,102	豊岡市民会館使用料 日本・モンゴル民族博物館入館料 美術館入館料	△2,616 △700 △786
5. 保健体育使用料	△242	体育館使用料 中竹野ふるさと館 但東資母体育館 神美台スポーツ公園使用料 城崎ボートセンター使用料 城崎スポーツ広場使用料	△17 3 △20 △150 △25 △50

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 清掃手数料	△16,055	ごみ処理手数料 家庭系廃棄物 し尿処理手数料 汲取手数料 処分手数料	△14,173 △14,173 △1,882 △1,771 △111

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
計	208,571	△16,055	192,516

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民 生 費 国 庫 負 担 金	2,776,682	△30,276	2,746,406
4. 衛 生 費 国 庫 負 担 金	47,497	44,412	91,909
10. 災 害 復 旧 費 国 庫 負 担 金	96,227	△2,267	93,960
計	2,920,406	11,869	2,932,275

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費 国 庫 補 助 金	76,212	11,724	87,936
2. 民 生 費 国 庫 補 助 金	1,492,086	△30,961	1,461,125

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 社会福祉費負担金	1,085	特別障害者手当等給付費負担金 △3,917 国民健康保険基盤安定費負担金 △1,947 障害者（児）自立支援給付費負担金 8,180 生活困窮者自立相談支援事業等負担金 △1,319 国民健康保険産前産後保険料負担金 88
3. 児童福祉費負担金	△31,361	母子生活支援施設措置費負担金 △1,982 児童扶養手当給付費負担金 △8,507 児童手当負担金 △20,872
1. 保健衛生費負担金	44,412	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 44,412
1. 公共土木施設災害復旧費負担金	△2,267	公共土木施設災害復旧費負担金 △2,267

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総務管理費補助金	11,724	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 △200 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,502 アーティスト・イン・レジデンス国際文化交流促進事業費補助金 △1,524 マイナンバーカード交付事務費補助金 △1,350 文化芸術振興費補助金 △667 社会資本整備総合交付金 10,963 地域公共交通再構築事業 10,963
1. 社会福祉費補助金	△254	障害者地域生活支援事業費補助金 △298 介護保険指定機関等管理システム改修事業費補助金 83 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 △39
3. 児童福祉費補助金	△30,707	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 △1,157 延長保育事業費補助金 113 一時預かり事業費補助金 2,050 認定こども園特別支援教育・保育事業費補助金 △696 子育て短期支援事業費補助金 △43 養育支援訪問事業費補助金 △207 子どものための教育・保育給付交付金 △28,020

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
(民生費国庫補助金)			
3. 衛生費国庫補助金	31,900	△274	31,626
6. 土木費国庫補助金	385,364	△4,297	381,067
7. 消防費国庫補助金	731	△731	0
8. 教育費国庫補助金	42,897	△2,970	39,927
計	3,829,084	△27,509	3,801,575

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県負担金	1,740,728	△25,902	1,714,826

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(児童福祉費補助金)		保育環境改善等事業費補助金 △2,594 保育体制強化事業費補助金 △3,720 子育てのための施設等利用給付交付金 △1,174 保育利用支援事業費補助金 6,322 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 △1,900 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 △521 子ども・子育て支援施設整備交付金 840	
1. 保健衛生費補助金	△274	循環型社会形成推進交付金 △264 がん検診推進事業費補助金 △10	
4. 住 宅 費 補 助 金	△4,297	社会資本整備総合交付金 △4,297 簡易耐震診断推進事業費 △220 民間住宅耐震改修助成事業費 △2,700 老朽危険空家対策事業費 △1,377	
1. 消 防 費 補 助 金	△731	社会資本整備総合交付金 △731 がけ地近接等危険住宅移転事業費 △731	
1. 教育総務費補助金	17	学校安全特別対策事業費補助金	17
2. 小 学 校 費 補 助 金	△2,022	特別支援教育就学児童奨励費補助金 △450 小学校理科教育等設備整備費補助金 △33 公立学校情報機器整備費補助金 △1,539	
3. 中 学 校 費 補 助 金	△2,634	特別支援教育就学生徒奨励費補助金 △200 中学校理科教育等設備整備費補助金 △30 学校施設環境改善交付金 △1,677 公立学校情報機器整備費補助金 △727	
5. 社会教育費補助金	1,669	埋蔵文化財発掘調査費補助金 △190 文化芸術振興費補助金 1,859	

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	1,822	国民健康保険基盤安定費負担金 △2,312 保険税軽減基準額 △472 保険者支援基準額 △1,840 障害者(児)自立支援給付費負担金 4,090 国民健康保険産前産後保険料負担金 44	
2. 老人福祉費負担金	△454	後期高齢者医療保険基盤安定費負担金	△454
3. 児童福祉費負担金	△27,270	教育・保育給付費負担金 △21,513 母子生活支援施設措置費負担金 △991 児童手当負担金 △4,179 子育てのための施設等利用給付費負担金 △587	

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
計	1,744,228	△25,902	1,718,326

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	26,877	△4	26,873
2. 民生費県補助金	812,539	△119,780	692,759
3. 衛生費県補助金	13,023	△1,009	12,014
5. 農林水産業費県補助金	810,447	△41,119	769,328

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総務管理費補助金	△4	空き家活用支援事業費補助金 △4,000 防犯カメラ設置費補助金 △180 自動録音電話機等普及促進事業費補助金 1,160 地域公共交通再構築事業費補助金 3,016
1. 社会福祉費補助金	△5,961	地域活動支援センター基礎的事業費補助金 △135 人権啓発事業費補助金 △86 高齢期移行助成事業費補助金 200 医療費 200 重度障害者医療費助成事業費補助金 △4,250 医療費 △4,250 高齢重度障害者医療費助成事業費補助金 △3,000 医療費 △3,000 こども医療費助成事業費補助金 825 入院医療費 150 通院医療費 675 障害者地域生活支援事業費補助金 △157 障害者自立支援利用者支援費補助金 642
2. 老人福祉費補助金	△109,054	老人クラブ活動費補助金 △393 活動強化推進事業 △154 老人クラブ連合会事業 △15 単位老人クラブ △224 人生いきいき住宅助成事業費補助金 △333 地域介護拠点整備費補助金 △108,328
3. 児童福祉費補助金	△4,765	延長保育促進事業費補助金 △644 ひょうご保育料軽減事業費補助金 △1,644 養育支援訪問事業費補助金 △207 認定こども園特別支援教育・保育事業費補助金 △1,153 実費徴収に係る補足給付事業費補助金 △54 子育て短期支援事業費補助金 △43 保育体制強化事業費補助金 △1,860 放課後児童クラブ整備事業費補助金 840
1. 保健衛生費補助金	△1,009	健康増進事業費補助金 △1,009
1. 農業費補助金	△35,793	農業経営基盤強化資金利子補給事業費補助金 △72 基盤整備促進事業費補助金 △98 多面的機能支払交付金 △1,749 経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 △561 新規就農総合支援事業費補助金 △1,764 農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金 △20,727 みどりの食料システム戦略推進交付金 △1,066 就農準備資金 △4,750

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
(農林水産業費県補助金)			
7. 土木費県補助金	1,826	△904	922
9. 教育費県補助金	25,120	△417	24,703
10. 災害復旧費県補助金	44,800	△126	44,674
12. 消防費県補助金	2,711	△2,634	77
計	1,750,553	△165,993	1,584,560

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	154,432	102	154,534
4. 農林水産業費委託金	192,940	5,912	198,852
計	377,928	6,014	383,942

(款) 18. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 利子及び配当金	17,703	1,971	19,674

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(農 業 費 補 助 金)		農業生産コスト低減緊急対策事業費補助金	△5,006
2. 林 業 費 補 助 金	△5,326	森林環境保全整備事業費補助金 森林病虫害等防除事業費補助金 治山事業費補助金	△828 △959 △3,539
5. 住 宅 費 補 助 金	△904	簡易耐震診断推進事業費補助金 民間住宅耐震改修助成事業費補助金 老朽危険空家対策事業費補助金 住宅新築資金等貸付金償還推進助成事業費補助金	△138 △425 △356 15
1. 教育総務費補助金	△322	学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金	△322
5. 社会教育費補助金	△95	埋蔵文化財発掘調査費補助金	△95
1. 農林水産業施設災害 復旧費補助金	△126	林業用施設災害復旧費補助金	△126
2. 災害対策費補助金	△2,634	住宅・建築物の土砂災害対策支援事業費補助金	△2,634

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4. 選 挙 費 委 託 金	581	兵庫県議会議員選挙事務委託金	581
5. 統計調査費委託金	△479	人口動態調査事務委託金 住宅・土地統計調査事務委託金 漁業センサス調査事務委託金	△1 △227 △251
1. 農 業 費 委 託 金	5,912	基盤整備促進事業委託金	5,912

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 基 金 運 用 利 子	1,971	財政調整基金利子 市債管理基金利子 奨学基金利子 仲田光成記念基金利子 交通遺児奨学基金利子 被災者生活再建支援基金利子 地域振興基金利子	1,360 65 4 1 1 9 270

(款) 18. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(利 子 及 び 配 当 金)			
計	42,180	1,971	44,151

(款) 18. 財産収入

(項) 2. 財産売却収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 不 動 産 売 払 収 入	20,910	8,711	29,621
2. 物 品 売 払 収 入	6,520	△1,600	4,920
計	27,985	7,111	35,096

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費 寄 附 金	1,386,000	△11,450	1,374,550
8. 教 育 費 寄 附 金	1,250	1,000	2,250
計	1,391,393	△10,450	1,380,943

(款) 20. 繰入金

(項) 1. 特別会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7. 太陽光発電事業特別会計繰入金	47,864	△7,155	40,709
計	173,622	△7,155	166,467

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
(基 金 運 用 利 子)		公共施設整備基金利子 260 学校教育施設整備基金利子 1

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 土 地 売 払 収 入	6,947	土地売払収入 6,947
3. 立 木 売 払 収 入	1,764	立木売払収入 1,764
1. 物 品 売 払 収 入	△1,600	不用物品売払収入 △1,600

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総務管理費寄附金	△11,450	企業版ふるさと応援寄附金 △11,500 環境保全事業費寄附金 50
1. 教育総務費寄附金	1,000	教育総務費寄附金 1,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 太陽光発電事業特別 会 計 繰 入 金	△7,155	太陽光発電事業特別会計繰入金 △7,155

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,157,622	△635,233	522,389
6. コウノトリ基金繰入金	23,832	△376	23,456
9. 仲田光成記念基金繰入金	308	△109	199
10. 東井義雄遺徳顕彰基金繰入金	614	△80	534
13. 地域振興基金繰入金	587,604	△12,500	575,104
16. 公共施設整備基金繰入金	141,880	△8,379	133,501
18. 企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金	3,800	△683	3,117
計	2,082,990	△657,360	1,425,630

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	872,628	150,223	1,022,851
計	872,628	150,223	1,022,851

(款) 22. 諸収入

(項) 4. 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費受託事業収入	634	△8	626
3. 衛生費受託事業収入	11,492	△3,198	8,294
計	20,284	△3,206	17,078

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 財政調整基金繰入金	△635, 233	財政調整基金繰入金	△635, 233
1. コウノトリ基金繰入金	△376	コウノトリ基金繰入金	△376
1. 仲田光成記念基金繰入金	△109	仲田光成記念基金繰入金	△109
1. 東井義雄遺徳顕彰基金繰入金	△80	東井義雄遺徳顕彰基金繰入金	△80
1. 地域振興基金繰入金	△12, 500	地域振興基金繰入金	△12, 500
1. 公共施設整備基金繰入金	△8, 379	公共施設整備基金繰入金	△8, 379
1. 企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金	△683	企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金	△683

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 前年度繰越金	150, 223	前年度繰越金	150, 223

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費受託事業収入	△8	有償旅客運送事業受託収入	△8
1. 保健衛生費受託事業収入	△3, 198	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入	△3, 198

(項) 5. 雜入

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
1. 滞 納 処 分 費	△940	滞納処分費	△940
1. 実 費 弁 償 金	218	保育所弁償金 2,059 各種検診弁償金 △1,841 健康診査 △67 腹部超音波検査 △309 歯周病検診 △31 胃がん検診 △506 子宮がん検診 △438 肺がん検診 △194 乳がん検診 △57 大腸がん検診 △159 前立腺がん検診 △64 喀たん検診 △1 肝炎ウィルス検診 △15	
3. 雑 入	△2,546	複写料 △342 広告料 △348 ホームページ △318 エレベーター △30 頒布代 △60 美術館グッズ △60 委託販売手数料 △120 美術館「伊藤清永記念館」 △120 他会計負担分消耗品等 500 受託料 △877 大型動物死体処理 △877 受益者負担金 △20 外国語指導助手住宅費 △20 工事費負担金 △122 田鶴野地区 △122 参加者負担金 △92 森の体験教室 △62 人権学習講座 △30 利用者負担金 △234 産前・産後サポーター派遣（養育支援訪問） △64 子育て短期支援事業 △130 水田センサー △40 光熱水費等使用者負担金 △15,925 自動販売機設置者負担金 △20 立野庁舎 △30 日高庁舎 △160 豊岡健康福祉センター △260 城崎健康福祉センター △10 竹野健康福祉センター △710 日高健康福祉センター △240 日高東部健康福祉センター △1,070 出石健康福祉センター △110 但東健康福祉センター △1,470 総合健康ゾーン健康増進施設 △12,104 コミュニティセンター 259 保育所給食費負担金 391 認定こども園給食費負担金 △211 事業負担金 △7,358 埋蔵文化財発掘調査費負担金 △7,042	

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(雑 入)			
計	949,697	△3,268	946,429

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 債	251,600	△5,300	246,300
3. 民 生 債	102,100	△4,800	97,300
4. 衛 生 債	133,800	△111,400	22,400
6. 農 林 水 産 業 債	312,500	△12,100	300,400

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
(雑	入)		
		豊岡最終処分場負担金	△316
		市営住宅負担金	586
		市営住宅修繕費負担金	266
		市営住宅退去時修繕費負担金(滞納繰越分)	320
		補助金・交付金	3,867
		森林管理100%作戦推進事業費補助金	△14
		デジタル基盤改革支援補助金	3,740
		健康保険証一体化推進等事業費補助金	141
		事業助成金	19,844
		スポーツ振興くじ助成金	19,844
		消防団員交付金等	100
		災害補償交付金	100
		市民会館等入場料	△2,434
		市民会館等	△2,434
		返納金	289
		補助金返納金	288
		急傾斜地崩壊対策事業負担金返納金	1
		原稿料	20

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
1. 総務管理債	△5,300	鉄道交通対策事業債	7,900
		京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等	7,900
		庁舎整備事業債	△5,600
		城崎庁舎	△5,600
		コミュニティセンター整備事業債	△7,600
		日高地区コミュニティセンター	△7,600
1. 社会福祉債	△300	社会福祉施設整備事業債	△300
		但東健康増進センター	△300
3. 児童福祉債	△4,500	児童福祉施設整備事業債	△4,500
		八条認定こども園	△5,600
		西保育園	1,100
1. 保健衛生債	△111,400	水道施設整備事業債	△111,400
		一般会計出資債	△111,400
1. 農業債	△11,300	土地改良事業債	△10,300
		下鶴井地区	△100
		内町地区	600
		トンネル照明	△8,000
		農道橋耐震化事業	△2,800
		農道橋長寿命化事業	300
		田鶴野地区	△300
		たん水防除施設整備事業債	△1,000
		一日市排水機場	△1,000

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(農 林 水 産 業 債)			
7. 商 工 債	6,800	△6,800	0
8. 土 木 債	755,900	△47,900	708,000
9. 消 防 債	143,500	△12,100	131,400
10. 教 育 債	1,683,000	△48,000	1,635,000
11. 災 害 復 旧 債	84,500	12,800	97,300
計	3,747,100	△235,600	3,511,500

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
	金 額		
2. 林 業 債	△900	林道整備事業債 床尾線 治山事業債 林地崩壊対策事業	△1,100 △1,100 200 200
3. 水 産 業 債	100	水産業施設整備事業債	100
1. 商 工 債	△6,800	観光施設整備事業債 竹野北前館	△6,800 △6,800
1. 土 木 管 理 債	△400	急傾斜地崩壊対策事業債 内水処理施設整備事業債 排水ポンプ施設 土木管理事業債 鶴岡第3樋管	3,800 △3,600 △3,600 △600 △600
2. 道 路 橋 り ょ う 債	△47,500	道路整備事業債 大規模舗装修繕事業 道路防災事業 道路維持事業 風早線 藤井中森線 側溝整備事業 上山二見線 橋りょう整備事業債 橋りょう長寿命化事業 消雪装置整備事業債	△40,900 △1,400 △1,600 △18,100 △6,000 △9,500 △1,800 △2,500 △5,500 △5,500 △1,100
1. 消 防 債	△12,100	消防防災施設整備事業債 消防ポンプ自動車 高規格救急自動車	△12,100 △11,500 △600
2. 小 学 校 債	△10,800	公立小学校整備事業債 三江小学校	△10,800 △10,800
3. 中 学 校 債	△5,300	公立中学校整備事業債 空調設備	△5,300 △5,300
6. 保 健 体 育 債	△31,900	保健体育施設整備事業債 植村直己記念スポーツ公園 豊岡総合体育館	△31,900 300 △32,200
1. 農林水産業施設災害 復 旧 債	1,700	補助災害復旧事業債 林業用施設 単独災害復旧事業債 農地農業用施設 林業用施設	100 100 1,600 100 1,500
2. 公共土木施設災害復 旧 債	11,100	補助災害復旧事業債 公共土木施設 単独災害復旧事業債 公共土木施設	△1,200 △1,200 12,300 12,300

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	1,972,229	24,820	1,997,049	△2		△16	24,838
2. 広 報 費	25,372	△573	24,799			△318	△255
5. 財 産 管 理 費	1,579,840	△8,959	1,570,881			△3,162	△5,797

一般会計

(単位 千円)

節		明 説
区 分	金 額	
1. 報 酬	△4,402	人件費 32,134
3. 職 員 手 当 等	△2,027	会計年度任用職員報酬 △4,402 パートタイム職員 △4,402
4. 共 済 費	△3,568	通勤手当 △192 期末手当 △1,835
7. 報 償 費	△100	共済組合負担金 △917 雇用保険料 △570
8. 旅 費	△1,256	健保、厚生年金保険料 △875 労災保険料 △758
10. 需 用 費	△400	非常勤職員公務災害補償保険料 △448 負担金 42,131
11. 役 務 費	△750	退職手当組合 42,131 一般管理費 【D X ・ 行財政改革推進課・総務課】 △3,994
12. 委 託 料	△2,938	特別旅費 △120 印刷製本費 △400
18. 負担金、補助及び 交 付 金	40,261	通信運搬費 △750 業務委託料 △1,750 例規集作成等業務 電子決裁・文書管理システム構築業務 補助金 △974 地区集会施設整備費 △974 区長会費 【総務課】 △218 業務委託料 △218 行政事務 職員研修事業費 【人事課】 △2,545 普通旅費 △1,086 業務委託料 △643 職員研修業務 負担金 △816 但馬市町合同研修会 △816 戦略的政策評価事業費 【経営企画課】 △557 報償金 △100 費用弁償 △50 業務委託料 △327 戦略的政策評価支援業務 負担金 △80 会議等出席 △80
10. 需 用 費	△500	広報広聴事業費 【秘書広報課】 △573
12. 委 託 料	△73	印刷製本費 △500 業務委託料 △73 記録映像制作業務
10. 需 用 費	△13,505	庁舎管理費 【総務課】 △12,515 光熱水費 △12,515
12. 委 託 料	△4,000	基金管理費 【農林水産課・環境経済課・都市整備課 ・会計課・教育総務課】 9,163
13. 使用料及び賃借料	△617	財政調整基金積立金 300 財政調整基金積立金（利子） 1,360
24. 積 立 金	9,163	市債管理基金積立金 △200 市債管理基金積立金（利子） 65 奨学基金積立金（利子） 4 仲田光成記念基金積立金（利子） 1

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(財 産 管 理 費)							
6. 企 画 費	778,690	△1,669	777,021				△1,669
8. 公共交通対策費	355,070	23,476	378,546	13,779	6,900	△8	2,805
9. 環境政策推進費	350,841	△16,963	333,878	31,423		△13,763	△34,623

一般会計

(単位 千円)

節		明 説
区 分	金 額	
		被災者生活再建支援基金積立金（利子） 9 交通遺児奨学基金積立金（利子） 1 地域振興基金積立金 △1,133 地域振興基金積立金（利子） 270 公共施設整備基金積立金（利子） 260 森林環境基金積立金 8,225 学校教育施設整備基金積立金（利子） 1 財産管理費 【資産活用課・教育総務課】 △5,607 光熱水費 △990 業務委託料 △4,000 測量業務 市有財産売却支援業務 土地借上料 △617
10. 需用費	△1,146	城崎国際アートセンター管理費 【文化・スポーツ振興課】 △1,669
12. 委託料	△523	光熱水費 △1,146 投資委託料 △198 設計 業務委託料 △325 日直等業務
10. 需用費	△188	鉄道交通対策事業費 【都市整備課】 21,927
11. 役務費	△124	補助金 21,927 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費 21,927
12. 委託料	△200	バス交通対策事業費 【都市整備課】 1,790 燃料費 △100 印刷製本費 △88 手数料 △44 業務委託料 △200 バス運行管理業務
18. 負担金、補助及び交付金	23,996	負担金 △80 会議等出席 △80 補助金 2,310 地方バス等公共交通維持確保対策費 △1,355 市街地循環バス事業費 2,372 高校生通学定期券購入費 1,293 自動車重量税 △8 公共交通利用促進事業費 【都市整備課】 △241 通信運搬費 △80 負担金 △161 但馬地域公共交通活性化協議会 △161
26. 公課費	△8	
11. 役務費	△982	環境政策推進事業費 【コウノトリ共生課】 △87
12. 委託料	△6,960	業務委託料 △87 地球温暖化対策実行計画改定業務 太陽光発電システム点検業務
18. 負担金、補助及び交付金	△9,021	ごみの減量・資源化対策事業費 【生活環境課】 △9,458 手数料 △982 業務委託料 △6,873 指定ごみ袋等作製業務 補助金 △1,603 資源ごみ集団回収促進費 △1,603

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(環境政策推進費)							
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	101,493	△1,304	100,189			△376	△928
11. 情報管理費	365,510	△3,422	362,088				△3,422
12. 市民プラザ費	69,978	0	69,978	460			△460
13. 城崎振興局費	42,114	△5,900	36,214		△5,600	△219	△81
14. 竹野振興局費	24,818	△1,603	23,215		△800	△240	△563

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		太陽光発電システム導入補助事業費 【コウノトリ共生課】 △4,218 補助金 △4,218 太陽光発電システム設置費 △4,218 木質バイオマス導入補助事業費 【コウノトリ共生課】 △3,200 補助金 △3,200 木質バイオマス機器設置費 △3,200
7. 報 償 費	△681	コウノトリ野生復帰推進事業費 【コウノトリ共生課】 △159 報償金 △159 コウノトリ生息地保全対策事業費 【コウノトリ共生課】 △57 維持管理委託料 △57 水田ビオトープ管理 生物多様性推進事業費 【コウノトリ共生課】 △905 報償金 △456 費用弁償 △196 補助金 △253 小さな自然再生支援事業費 △253 コウノトリ次世代育成事業費 【コウノトリ共生課】 △183 報償金 △66 補助金 △117 高校生等地域研究支援事業費 △117
8. 旅 費	△196	
12. 委 託 料	△57	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△370	
12. 委 託 料	△3,162	行政情報化推進事業費 【D X・行財政改革推進課】 △2,922 保守点検委託料 △2,255 O A機器保守点検 業務委託料 △667 システム運用・保守管理業務 D X推進事業費 【D X・行財政改革推進課】 △500 業務委託料 △240 システム運用・保守業務 機器借上料 △260
13. 使用料及び賃借料	△260	
		財源更正
10. 需 用 費	△300	庁舎管理費 【城崎地域振興課】 △5,900 光熱水費 △300 投資委託料 △600 実施設計 工事監理 補修工事費 △5,000 自家発電設備
12. 委 託 料	△600	
14. 工 事 請 負 費	△5,000	
10. 需 用 費	△840	庁舎管理費 【竹野地域振興課】 △680 光熱水費 △680 自動車管理費 【竹野地域振興課】 △160 燃料費 △160 竹野振興局プロジェクト事業費 【竹野地域振興課】 △763 補助金 △763 竹野焼杉板景観保全事業費 △763
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△763	

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
15. 日高振興局費	27,649	△1,736	25,913			△160	△1,576
16. 出石振興局費	25,145	△800	24,345				△800
17. 但東振興局費	23,663	△2,244	21,419				△2,244
22. 但馬空港利用促進費	97,802	△1,210	96,592				△1,210
24. 諸 費	26,080	△2,000	24,080	980		△2,800	△180
32. 地域コミュニティ推進費	542,126	△13,481	528,645		△8,100	△483	△4,898
34. 地方創生推進事業費	776,779	△59,798	716,981	△11,407		△4,080	△44,311

一般会計

(単位 千円)

節		明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	△1,605	庁舎管理費 【日高地域振興課】 △1,500 光熱水費 △1,369
12. 委 託 料	△131	業務委託料 △131 日高庁舎等長寿命化・脱炭素化改修計画策定業務 自動車管理費 【日高地域振興課】 △236 燃料費 △236
10. 需 用 費	△800	庁舎管理費 【出石地域振興課】 △800 光熱水費 △800
10. 需 用 費	△2,080	庁舎管理費 【但東地域振興課】 △2,244 光熱水費 △2,080
17. 備 品 購 入 費	△164	庁用備品 △164
4. 共 済 費	△24	人件費 △24 共済組合負担金 △24
8. 旅 費	△1,181	但馬空港利用促進事業費 【都市整備課】 △1,186 普通旅費 △1,181
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△5	負担金 △5 全国民間空港関係市町村協議会 △5
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△2,000	防犯対策事業費 【生活環境課】 △2,000 補助金 △2,000 防犯灯整備費 △2,000
1. 報 酬	△407	人件費 △507 会計年度任用職員報酬 △407
3. 職 員 手 当 等	△100	パートタイム職員 △157 作業員（地域づくり課） △250
10. 需 用 費	△3,000	期末手当 △100 地域コミュニティ推進事業費 【地域づくり課】 △4,315
12. 委 託 料	△1,586	補助金 △283 自治会活動保険加入 △283
14. 工 事 請 負 費	△4,073	交付金 △4,032 地域コミュニティ活動促進事業交付金 △1,496 コミュニティづくり交付金 △2,536
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△4,315	コミュニティセンター管理費 【地域づくり課】 △8,659 光熱水費 △3,000 保守点検委託料 △105 消防設備保守点検 維持管理委託料 △328 清掃管理 投資委託料 △462 設計監理 業務委託料 △691 防火設備定期検査報告書作成業務 特定建築物定期検査報告書作成業務 補修工事費 △4,073 日高地区コミュニティセンター
1. 報 酬	△219	人件費 △219 会計年度任用職員報酬 △219
7. 報 償 費	△4,595	相談員（地域づくり課） △219

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(地方創生推進事業 費)							

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8. 旅 費	△1,754	子育て中の女性の就労促進事業費 【ジェンダーギャップ対策室】 △200
10. 需 用 費	△267	会場借上料 △200
11. 役 務 費	△179	文化芸術創造交流事業費 【文化・スポーツ振興課】 △535
12. 委 託 料	△18,795	印刷製本費 △118
		業務委託料 △192
13. 使用料及び賃借料	△510	鑑賞事業等送迎業務
		事業委託料 △225
17. 備 品 購 入 費	△1,000	サンタクロース会議公演事業
18. 負担金、補助及び交付金	△32,479	出会い機会創出事業費 【地域づくり課】 △1,400
		報償金 △1,400
		内発型産業育成事業費 【環境経済課】 △4,663
		報償金 △590
		費用弁償 △383
		会場借上料 △60
		負担金 △683
		地域活性学会 △683
		補助金 △2,947
		ステップアップ支援事業費 △2,947
		定住推進事業費 【地域づくり課】 △6,400
		補助金 △6,400
		定住促進事業費 2,000
		学生向けシェアハウス改修事業費 △8,400
		城崎国際アートセンター事業費 【文化・スポーツ振興課】 △1,518
		費用弁償 △118
		事業委託料 △1,400
		AIR国際文化交流促進事業
		観光まちづくり推進事業費 【観光政策課】 △5,600
		負担金 △5,600
		企業人派遣 △5,600
		海外戦略推進事業費 【観光政策課】 △869
		特別旅費 △300
		業務委託料 △472
		ビジットキノサキ管理業務
		海外向け豊岡市総合サイト管理運営業務
		負担金 △97
		自治体国際化協会 △97
		情報戦略推進事業費 【観光政策課】 △673
		報償金 △300
		費用弁償 △67
		普通旅費 △55
		消耗品費 △94
		通信運搬費 △50
		手数料 △93
		業務委託料 △14
		交流会等運営業務
		新規就農総合支援事業費 【農林水産課】 △3,314
		補助金 △3,314
		新規就農者確保事業費 △1,764
		若手農家支援事業費 △1,550
		豊岡農業スクール開校事業費 【農林水産課】 △4,771
		事業委託料 △21

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(地方創生推進事業費)							
計	7,262,679	△73,366	7,189,313	35,233	△7,600	△25,625	△75,374

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 税 務 総 務 費	284,354	△1,791	282,563			△48	△1,743

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		豊岡農業スクール開校事業 補助金 △4,750 就農準備資金 △4,750 スマート農業推進事業費 【農林水産課】 △91 修繕料 △55 手数料 △36 英語教育推進事業費 【学校教育課】 △1,181 報償金 △145 費用弁償 △30 普通旅費 △405 特別旅費 △293 業務委託料 △120 J E Tプログラムコーディネート業務 負担金 △188 自治体国際化協会 △87 会議等出席 △101 ふるさと教育推進事業費 【学校教育課】 △400 報償金 △150 自動車借上料 △250 非認知能力向上対策事業費 【学校教育課】 △153 報償金 △50 費用弁償 △103 英語遊び保育推進事業費 【幼児育成課】 △1,100 報償金 △1,100 文化観光推進事業費 【観光政策課】 △1,000 事業用備品 △1,000 地域おこし協力隊推進事業費 【地域づくり課・観光 政策課・農林水産課・竹野地域振興課】 △24,011 報償金 △860 業務委託料 △14,651 地域おこし協力隊業務 補助金 △8,500 起業支援事業費 △8,500 U I ターン推進事業費 【地域づくり課】 △600 業務委託料 △600 しごと相談会運営業務 企業版ふるさと納税獲得推進事業費 【観光政策課】 △1,100 業務委託料 △1,100 企業版ふるさと納税推進業務

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△912	人件費 △1,743

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(税 務 総 務 費)							
2. 賦 課 徴 収 費	129,437	△747	128,690			△892	145
計	413,791	△2,538	411,253			△940	△1,598

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 戸籍住民基本台帳費	254,204	929	255,133	3,152			△2,223
計	254,204	929	255,133	3,152			△2,223

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△406	一般職給 一般職員 △912
4. 共 済 費	△425	期末手当 △406 共済組合負担金 △359
8. 旅 費	△48	健保、厚生年金保険料 △66 税務総務費 【税務課】 △48 普通旅費 △48
11. 役 務 費	△747	賦課徴収事務費 【税務課】 △747 手数料 △747

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△491	人件費 △1,042 会計年度任用職員報酬 △491
2. 給 料	△319	パートタイム職員 △491 一般職給 △319
3. 職 員 手 当 等	△97	一般職員 △319 通勤手当 △97
4. 共 済 費	△135	共済組合負担金 △93 健保、厚生年金保険料 △42
10. 需 用 費	△250	戸籍住民基本台帳事務費 【窓口サービス課】 3,321 業務委託料 3,675
12. 委 託 料	2,575	戸籍附票システム改修業務 住民基本台帳システム等改修業務
13. 使用料及び賃借料	△354	クラウド使用料 △354 個人番号カード交付事業費 【D X・行財政改革推進課】 △1,350 消耗品費 △250 業務委託料 △1,100 マイナンバーカード申請受付業務

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8. 県議会議員選挙費	29,051	△4,308	24,743	581			△4,889
計	44,474	△4,308	40,166	581			△4,889

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 統計調査総務費	407	△50	357				△50
7. 基幹統計調査費	743	△252	491	△252			
39. 住宅・土地統計調査費	4,524	△227	4,297	△227			

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△1,425	人件費 △3,077 会計年度任用職員報酬 △1,304
3. 職 員 手 当 等	△1,652	補助員（選挙管理委員会事務局） △1,304 非常勤職員報酬 △121
7. 報 償 費	△128	時間外勤務手当 △1,652 県議会議員選挙費 【選挙管理委員会事務局】 △1,231
8. 旅 費	△12	報償金 △128 普通旅費 △12
10. 需 用 費	△234	消耗品費 △43 燃料費 △35
11. 役 務 費	△249	食糧費 △43 修繕料 △113
12. 委 託 料	△258	通信運搬費 △161 手数料 △88
13. 使用料及び賃借料	△350	業務委託料 △258 駐車場警備業務 入場整理券作成業務 会場借上料 △270 自動車借上料 △80

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8. 旅 費	△50	統計調査総務費 【総務課】 △50 普通旅費 △50
1. 報 酬	△131	人件費 △131 会計年度任用職員報酬 △12
8. 旅 費	△14	事務補助員（農林水産課） △12 調査員報酬 △119
10. 需 用 費	△41	人口動態調査費 【窓口サービス課】 △1 消耗品費 △1
11. 役 務 費	△6	漁業センサス調査費 【農林水産課】 △120 普通旅費 △14
13. 使用料及び賃借料	△60	消耗品費 △20 修繕料 △20 通信運搬費 △6 会場借上料 △60
1. 報 酬	△170	人件費 △170 指導員報酬 △4
10. 需 用 費	△7	調査員報酬 △166 住宅・土地統計調査費 【総務課】 △57
11. 役 務 費	△50	食糧費 △7

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(住宅・土地統計調査費)							
計	5,688	△529	5,159	△479			△50

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 監 査 委 員 費	26,145	△221	25,924				△221
計	26,145	△221	25,924				△221

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 社会福祉総務費	2,344,030	△19,600	2,324,430	△7,961			△11,639

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		通信運搬費 △50

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8. 旅 費	△91	監査事務費 【監査委員事務局】 △221
12. 委 託 料	△70	費用弁償 △91
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△60	業務委託料 △70
		技術監査業務
		負担金 △60
		全国都市監査委員会 △23
		近畿都市監査委員会 △14
		兵庫県都市監査委員会 △23

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7. 報 償 費	△106	福祉事務所費 【社会福祉課】 △5,836
12. 委 託 料	△1,730	報償金 △106
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△4,000	業務委託料 △1,730
		介護保険システム改修業務
		障害者福祉計画策定業務
		補助金 △4,000
		社会福祉協議会 △4,000
19. 扶 助 費	△5,222	特別障害者手当等運営対策事業費 【社会福祉課】 △5,222
27. 繰 出 金	△8,542	障害児福祉手当 △166
		特別障害者手当 △5,056
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【国 保・年金課】 △5,504
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 △5,504
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【健 康増進課】 △3,038
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 △3,038

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 身体障害者福祉費	6,040	△253	5,787				△253
3. 知的障害者福祉費	50,051	△655	49,396				△655
4. 精神障害者福祉費	63,484	△287	63,197	△135			△152
7. 人 権 対 策 費	2,168	△261	1,907	△86			△175
8. 隣 保 館 費	14,345	△32	14,313				△32
10. 医療費助成事業費	392,571	△12,100	380,471	△6,225		500	△6,375
11. 健康福祉施設管理費	130,458	△9,483	120,975		△300	△3,900	△5,283

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△96	人件費 △96 委員報酬 △96
13. 使用料及び賃借料	△157	障害者自立支援認定審査会委員 △96 身体障害者福祉事業費 【社会福祉課】 △157 自動車借上料 △157
1. 報 酬	△655	人件費 △655 会計年度任用職員報酬 △655 事務員 (社会福祉課) △655
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△287	精神障害者福祉事業費 【社会福祉課】 △287 補助金 △287 地域活動支援センター基礎的事業費 △287
7. 報 償 費	△111	市民ふれあいのつどい事業費 【地域づくり課】 △261 報償金 △111
13. 使用料及び賃借料	△150	用品借上料 △150
4. 共 済 費	△32	人件費 △32 共済組合負担金 △32
19. 扶 助 費	△12,100	高齢期移行助成事業費 【国保・年金課】 400 高齢期移行助成金 400 重度障害者医療費助成事業費 【国保・年金課】 △8,500 重度障害者医療助成金 △8,500 高齢重度障害者医療費助成事業費 【国保・年金課】 △6,000 高齢重度障害者医療助成金 △6,000 こども医療費助成事業費 【国保・年金課】 2,000 こども医療助成金 2,000
10. 需 用 費	△3,136	立野庁舎管理費 【社会福祉課】 △2,021 光熱水費 △2,021
12. 委 託 料	△6,347	城崎健康福祉センター管理費 【社会福祉課】 △201 運営委託料 △201 指定管理料 (城崎健康福祉センター) 竹野健康福祉センター管理費 【社会福祉課】 △1,558 運営委託料 △1,558 指定管理料 (竹野健康福祉センター) 日高健康福祉センター管理費 【社会福祉課】 △1,289 運営委託料 △1,289 指定管理料 (日高健康福祉センター) 日高東部健康福祉センター管理費 【社会福祉課】 △1,115 光熱水費 △1,115 出石健康福祉センター管理費 【社会福祉課】 △705 運営委託料 △705 指定管理料 (出石健康福祉センター) 但東健康福祉センター管理費 【社会福祉課】 △2,247 運営委託料 △2,247 指定管理料 (但東健康福祉センター) 但東健康増進センター管理費 【高年介護課】 △347 投資委託料 △347 実施設計

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
15. 障害者総合支援事業費	2,433,129	11,539	2,444,668	12,457			△918
16. 生活困窮者自立支援事業費	24,995	△1,678	23,317	△1,260			△418
計	5,465,251	△32,810	5,432,441	△3,210	△300	△3,400	△25,900

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 老人福祉総務費	3,091,070	△56,057	3,035,013	△454		141	△55,744
2. 老人福祉事業費	165,277	△2,047	163,230	△726			△1,321
3. 老人保護措置費	172,504	△11,781	160,723			△3,091	△8,690
9. 老人福祉施設整備費	439,516	△108,328	331,188	△108,328			
計	3,876,586	△178,213	3,698,373	△109,508		△2,950	△65,755

一般会計

(単位 千円)

節		明 説
区 分	金 額	
12. 委 託 料	△1,415	障害者（児）自立支援給付事業費 【社会福祉課】 17,645 グループホーム低所得利用者家賃助成支援費 1,284
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△2,833	障害福祉サービス費 16,361 地域生活支援事業費 【社会福祉課】 △1,858 日中一時支援費 △2,345
19. 扶 助 費	15,787	移動支援費 638 訪問入浴サービス費 △151 障害者基幹相談支援事業費 【社会福祉課】 △4,248 業務委託料 △1,415 一般相談支援業務 専門員派遣業務 補助金 △2,833 計画相談支援推進事業費 △2,833
19. 扶 助 費	△1,678	住居確保給付金支給事業費 【社会福祉課】 △1,678 住居確保給付金 △1,678

(単位 千円)

節		明 説
区 分	金 額	
27. 繰 出 金	△56,057	介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】 △56,057 介護保険事業特別会計繰出金 △56,057
10. 需 用 費	△124	老人クラブ活動事業費 【高年介護課】 △806 補助金 △806
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△1,923	老人クラブ連合会 △11 単位老人クラブ △795 長寿祝福事業費 【高年介護課】 △124 消耗品費 △124 住宅改造費助成事業費 【高年介護課】 △667 補助金 △667 人生いきいき住宅助成事業費 △667 老人福祉事業費 【健康増進課】 △450 補助金 △450 玄さん元気教室奨励金 △450
19. 扶 助 費	△11,781	老人保護措置事業費 【高年介護課】 △11,781 施設入所者措置費 △11,781
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△108,328	民間老人福祉施設助成事業費 【高年介護課】 △108,328 補助金 △108,328 地域介護拠点整備費 △108,328

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 児童福祉総務費	1,944,237	△59,116	1,885,121	△36,939		806	△22,983
2. 放課後児童クラブ 運 営 費	321,609	△11,594	310,015	1,680			△13,274
4. 私 立 保 育 所 費	2,656,499	△63,752	2,592,747	△56,488		△25,905	18,641

(単位 千円)

節		明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△200	人件費 △1,081
2. 給 料	△280	会計年度任用職員報酬 △200
4. 共 済 費	△601	パートタイム職員 △200
7. 報 償 費	△1,042	一般職給 △280
12. 委 託 料	△341	一般職員 △280
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△1,900	共済組合負担金 △357
19. 扶 助 費	△54,752	健保、厚生年金保険料 △244
		児童扶養手当給付事業費 【こども支援課】 △25,522
		児童扶養手当 △25,522
		児童手当給付事業費 【国保・年金課】 △29,230
		児童手当 △29,230
		養育支援訪問事業費 【こども未来課・こども支援課】 △1,375
		業務委託料 △1,375
		養育支援訪問業務
		子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 【こども支援課】 △1,900
		交付金 △1,900
		子育て世帯生活支援特別給付金 △1,900
		市民交流広場及びこども広場管理費 【こども未来課】 1,294
		運営委託料 1,294
		指定管理料（市民交流広場及びこども広場）
		こども支援センター運営事業費 【こども支援課】 △260
		業務委託料 △260
		子育て家庭ショートステイ業務
		生活困窮世帯等子どもの学習支援事業費 【こども支援課】 △1,042
		報償金 △1,042
1. 報 酬	△8,357	人件費 △8,641
3. 職 員 手 当 等	△284	会計年度任用職員報酬 △8,357
10. 需 用 費	△1,000	パートタイム職員 △5,857
12. 委 託 料	△468	補助員（幼児育成課） △2,500
14. 工 事 請 負 費	△1,485	通勤手当 △284
		放課後児童健全育成事業費 【幼児育成課】 △1,000
		光熱水費 △1,000
		放課後児童クラブ整備事業費 【幼児育成課】 △1,953
		投資委託料 △468
		工事監理
		実施設計
		整備工事費 △734
		放課後児童クラブ
		補修工事費 △751
		トイレ
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△14,137	児童保育運営事業費 【幼児育成課】 △49,615
19. 扶 助 費	△49,615	私立保育園施設型給付費 △48,719
		入所委託費負担金 9,955
		私立認定こども園施設型給付費 △36,318
		地域型保育給付費 27,816
		施設等利用費 △2,349

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(私立保育所費)							
5. 公立保育所費	662,003	△20,866	641,137	9,380	△4,500	△9,010	△16,736
6. 母子・父子福祉費	28,604	△5,518	23,086	△4,130			△1,388
計	5,612,952	△160,846	5,452,106	△86,497	△4,500	△34,109	△35,740

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 生活保護総務費	50,598	△171	50,427	△98		440	△513
計	974,975	△171	974,804	△98		440	△513

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		私立保育園等振興事業費 【幼児育成課】 △201 補助金 △201 多子世帯等保育料軽減事業費 △201 子ども子育て支援交付金等事業費 【幼児育成課】 △13,936 補助金 △13,936 実費徴収に係る補足給付事業費 △162 認定こども園特別支援教育・保育事業費 △3,530 保育環境改善等事業費 △2,804 保育体制強化事業費 △7,440
1. 報 酬	△5,295	人件費 △12,172
2. 給 料	△2,680	会計年度任用職員報酬 △5,295 パートタイム職員 △5,295
3. 職 員 手 当 等	△356	一般職給 △2,680 一般職員 △559
4. 共 済 費	△3,841	会計年度任用職員 △2,121 通勤手当 △356
10. 需 用 費	△3,374	健保、厚生年金保険料 △820 学校共済組合負担金 △3,021
11. 役 務 費	△3	保育所管理費 【教育総務課】 △8,271 光熱水費 △2,954
12. 委 託 料	△462	保守点検委託料 △137 空調設備保守点検
14. 工 事 請 負 費	△4,855	業務委託料 △325 特定建築物定期検査報告書作成業務 補修工事費 △4,855 各保育園 一時保育事業費 【幼児育成課】 △423 消耗品費 △90 賄材料費 △330 保険料 △3
19. 扶 助 費	△5,518	母子・父子福祉事業費 【こども支援課】 △1,543 母子・父子自立支援給付費 △1,543 母子生活支援施設措置事業費 【こども支援課】 △3,975 施設入所者支援費 △3,975

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8. 旅 費	△171	生活保護適正実施推進事業費 【社会福祉課】 △171 特別旅費 △171

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 保健衛生総務費	441, 441	△15, 929	425, 512	460		△8, 700	△7, 689
2. 生涯健康推進費	262, 521	△28, 077	234, 444	△1, 019		△5, 039	△22, 019
3. 予 防 費	298, 294	44, 412	342, 706	44, 412			
4. 環 境 衛 生 費	20, 932	△793	20, 139	△264			△529
6. 公 害 行 政 費	4, 606	△670	3, 936				△670
8. 病 院 費	2, 725, 859	△40, 842	2, 685, 017				△40, 842

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	△12,104	総合健康ゾーン健康増進施設管理費 【健康増進課】 △15,874 光熱水費 △12,104
12. 委 託 料	△3,825	業務委託料 △3,770 第二期運営事業者募集選定アドバイザー業務 総合健康ゾーン運営事業費 【健康増進課】 △55 業務委託料 △55 モニタリング業務
1. 報 酬	△4,150	人件費 △4,150 会計年度任用職員報酬 △4,150
7. 報 償 費	△1,370	指導員（健康増進課） △300 歯科衛生士（健康増進課） △1,300
8. 旅 費	△383	栄養士（健康増進課） △50 保健師（健康増進課） △1,500
12. 委 託 料	△14,748	管理栄養士（健康増進課） △1,000 健康診査事業費 【健康増進課】 △12,423 業務委託料 △12,423
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△3,500	結核検診業務 すこやか市民健診業務 骨粗しょう症検診業務 人間ドック業務
19. 扶 助 費	△3,926	母子保健事業費 【こども未来課】 △9,751 業務委託料 △2,325 新生児聴覚検査業務 乳幼児健診業務 交付金 △3,500 出産・子育て応援交付金 △3,500 妊婦健康診査費助成金 △3,026 特定不妊治療費助成金（旧制度） △900 歩いて暮らすまちづくり推進事業費 【健康増進課】 △1,753 報償金 △1,370 費用弁償 △282 普通旅費 △101
21. 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	44,412	予防接種事業費 【健康増進課】 44,412 補償金 44,412 予防接種健康被害救済給付金 44,412
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△793	浄化槽設置事業費 【下水道課】 △793 補助金 △793 浄化槽設置事業費 △793
12. 委 託 料	△670	公害行政事業費 【生活環境課】 △186 業務委託料 △186 自動車騒音常時監視業務 水質保全対策事業費 【生活環境課】 △484 維持管理委託料 △484 公共用水域水質管理
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△40,842	公立豊岡病院組合負担金 【健康増進課】 △40,842 負担金 △40,842 公立豊岡病院組合 △40,842

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 診 療 所 費	95,947	△2,710	93,237				△2,710
10. 水 道 費	409,371	△111,365	298,006		△111,400		35
計	4,293,104	△155,974	4,137,130	43,589	△111,400	△13,739	△74,424

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 塵 芥 処 理 費	430,039	△1,804	428,235			△5,908	4,104
3. し 尿 処 理 費	28,303	△2,894	25,409			△1,882	△1,012
計	492,554	△4,698	487,856			△7,790	3,092

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 農 業 委 員 会 費	67,400	△748	66,652				△748

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
27. 繰 出 金	△2,710	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】 △2,710 診療所事業特別会計繰出金 △2,710
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△111,365	水道事業会計負担金 【水道課】 △111,365 負担金 △111,365 水道事業会計 △111,365

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需 用 費	206	塵芥処理事業費 【生活環境課】 △797 業務委託料 △797
12. 委 託 料	△2,010	大型動物死体処理業務 最終処分場管理費 【生活環境課】 △316 光熱水費 206 業務委託料 △522 水質検査業務 ダイオキシン類測定業務 旧清掃施設管理費 【生活環境課】 △691 業務委託料 △691 水質検査業務 ダイオキシン類測定業務
12. 委 託 料	△1,951	し尿処理費 【生活環境課】 △2,894 業務委託料 △1,951
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△943	し尿収集運搬業務 負担金 △943 し尿処理費 △943

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
7. 報 償 費	△30	農業委員会費 【農業委員会事務局】 △748 報償金 △30
8. 旅 費	△466	費用弁償 △466

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(農 業 委 員 会 費)							
2. 農 業 総 務 費	164, 073	0	164, 073	96			△96
3. 農 業 振 興 費	675, 325	△12, 725	662, 600	△8, 550		288	△4, 463
5. 農 地 費	811, 713	△27, 672	784, 041	△14, 913	△10, 300	△104	△2, 355

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	△40	業務委託料 △40 会議録作成業務
13. 使用料及び賃借料	△212	農地情報公開データ作成業務 自動車借上料 △192 通行料 △20
		財源更正
7. 報 償 費	△1,635	農業振興事業費 【農林水産課】 △5,347 補助金 △5,006
8. 旅 費	△100	農業生産コスト低減緊急対策事業費 △5,006
10. 需 用 費	△530	利子補給金 △341 農業経営基盤強化資金 △143 美しい村づくり資金 △198
11. 役 務 費	△20	有害鳥獣駆除対策事業費 【農林水産課】 △2,859 報償金 △929
13. 使用料及び賃借料	△1,350	自動車借上料 △976 通行料 △374
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△9,307	補助金 △580 有害鳥獣防護柵等設置事業費 △231 狩猟免許取得促進事業費 △15 高齢者等農作業生きがい対策事業費 △97 ニホンザル被害防除対策事業費 △237
22. 償還金、利子及び割 引 料	217	中山間地域等直接支払事業費 【農林水産課】 217 国県負担金等精算返納金 217 中山間地域等直接支払交付事業費返納金 217 多面的機能支払事業費 【農林水産課】 △2,459 交付金 △2,459 共同活動交付金 △30 長寿命化活動交付金 △2,429 経営所得安定対策直接支払推進事業費 【農林水産課】 △561 補助金 △561 経営所得安定対策直接支払推進事業費 △561 豊岡市農業ビジョン推進事業費 【農林水産課】 △650 報償金 △550 費用弁償 △100 有機農業産地づくり推進事業費 【農林水産課】 △1,066 報償金 △156 消耗品費 △20 燃料費 △30 修繕料 △30 賄材料費 △450 通信運搬費 △20 交付金 △360 有機転換推進事業交付金 △360
2. 給 料	△116	人件費 △511 一般職給 △116
3. 職 員 手 当 等	△85	一般職員 △116 期末手当 △85
4. 共 済 費	△310	共済組合負担金 △40 健保、厚生年金保険料 △270

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(農 地 費)							
7. たん水防除施設費	13,373	△1,146	12,227		△1,000		△146
計	1,738,763	△42,291	1,696,472	△23,367	△11,300	184	△7,808

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 林 業 総 務 費	36,980	△1,628	35,352				△1,628
2. 林 業 振 興 費	294,712	△9,258	285,454	△5,326	△900	1,567	△4,599

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	△150	農業用施設管理費 【農林水産課】 △30,023 整備工事費 △29,629
12. 委 託 料	△700	トンネル照明 ため池廃止
14. 工 事 請 負 費	△21,717	負担金 △394 排水路整備事業費 △394
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△2,594	基盤整備促進事業費 【農林水産課】 3,712 整備工事費 7,912 内町地区
21. 補償、補填及び賠償 金	△2,000	負担金 △2,070 農地整備事業費 626 基幹農道整備事業費 △2,696 補助金 △130 中心経営体農地集積促進事業費 △130 補償金 △2,000 移設補償 △2,000 地籍調査事業費 【地籍調査課】 △850 消耗品費 △20 燃料費 △40 修繕料 △90 業務委託料 △700 地籍調査業務
14. 工 事 請 負 費	△266	ポンプ場管理費 【農林水産課】 △1,146 補修工事費 △266
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△880	一日市排水機場 負担金 △880 一日市排水機場改修事業費 △880

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	△100	林業総務費 【農林水産課】 △1,628 消耗品費 △100
11. 役 務 費	△260	手数料 △260
12. 委 託 料	△1,001	保守点検委託料 △1,001 ペレットストーブ保守点検
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△267	負担金 △117 兵庫県公有林野協議会 △55 北但林業振興協議会 △62 補助金 △150 緑の少年団活動促進事業費 △150
7. 報 償 費	△47	林業振興事業費 【農林水産課】 △180

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(林 業 振 興 費)							
4. 森林公園等管理費	8,275	△1,124	7,151			△263	△861
計	339,967	△12,010	327,957	△5,326	△900	1,304	△7,088

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 水産業振興費	10,785	△791	9,994		100		△891

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
8. 旅 費	△25	補助金 △180 生産森林組合育成事業費 △180
12. 委 託 料	△4,254	市行造林事業費 【農林水産課】 △603 事業委託料 △215
14. 工 事 請 負 費	△687	施業 整備工事費 △388
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△4,245	作業道 森林管理100%作戦推進事業費 【農林水産課】 △3,268 補助金 △3,268 森林管理100%作戦推進事業費 △3,268 治山事業費 【農林水産課・但東地域振興課】 △1,383 投資委託料 △1,084 調査測量等 防災対策工事 △299 林地崩壊対策 松くい虫防除事業費 【農林水産課】 △1,600 事業委託料 △1,600 地上散布事業 伐倒駆除事業 林道管理費 【農林水産課】 △1,108 投資委託料 △1,108 設計 住民参画型森林整備事業費 【農林水産課】 △797 負担金 △797 住民参画型里山林再生事業費 △797 森林環境整備事業費 【農林水産課】 △319 報償金 △47 費用弁償 △5 普通旅費 △20 業務委託料 △247 森林整備業務
10. 需 用 費	△47	森林公園管理費 【農林水産課】 △1,124 修繕料 △47
12. 委 託 料	△1,077	維持管理委託料 △706 公園管理 業務委託料 △371 生活環境保全林整備業務

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
13. 使用料及び賃借料	△55	水産業振興事業費 【農林水産課】 △791 船舶借上料 △55

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(水産業振興費)							
計	28,859	△791	28,068		100		△891

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 商 工 振 興 費	878,095	△43,538	834,557	△52,423	2,500		6,385
5. 観 光 費	144,457	△660	143,797				△660
9. 観光施設管理費	104,225	△3,613	100,612		△7,000	△4,209	7,596
計	1,291,483	△47,811	1,243,672	△52,423	△4,500	△4,209	13,321

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	△736	負担金 103 農業水路等長寿命化・防災減災事業費 103 補助金 △260 内水面漁業振興対策事業費 △260 利子補給金 △579 豊かな海づくり資金 △579

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	△43,538	商工振興事業費 【環境経済課】 △42,792 補助金 △42,792 中小企業者省エネ設備等導入支援事業費 △2,792 中小企業者省エネリフォーム支援事業費 △40,000 中小企業金融対策事業費 【環境経済課】 △746 利子補給金 △746 中小企業融資資金 △746
4. 共 済 費	△487	人件費 △487
8. 旅 費	△173	共済組合負担金 △404 健保、厚生年金保険料 △83 山陰海岸ジオパーク推進事業費 【観光政策課】 △173 普通旅費 △173
7. 報 償 費	△8	竹野北前館管理費 【竹野地域振興課】 △2,927
8. 旅 費	△101	運営委託料 △206 指定管理料（竹野北前館） 補修工事費 △2,721 浴室等
10. 需 用 費	△224	竹野川湊館管理費 【竹野地域振興課】 △109
12. 委 託 料	△346	報償金 △8 費用弁償 △101
14. 工 事 請 負 費	△2,934	道の駅「神鍋高原」管理費 【日高地域振興課】 △140 運営委託料 △140 指定管理料（道の駅「神鍋高原」） 観光施設管理費 【竹野地域振興課】 △224 光熱水費 △224 城崎観光施設管理費 【城崎地域振興課】 △213 補修工事費 △213 城崎温泉交流センター

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 土 木 総 務 費	268,964	3,734	272,698		3,800	298	△364
2. 用 地 対 策 費	3,921	△372	3,549			△53	△319
3. 内 水 処 理 費	16,000	△3,504	12,496		△3,600		96
4. 排水機樋門管理費	112,118	△644	111,474		△600		△44
計	425,743	△786	424,957		△400	245	△631

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 道路橋りょう総務費	113,162	△3,027	110,135				△3,027
2. 道 路 維 持 費	324,932	△22,302	302,630		△22,900		598

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13. 使用料及び賃借料	△52	土木総務費 【建築住宅課】 △52 OAソフト借上料 △52
18. 負担金、補助及び 交 付 金	3,664	急傾斜地崩壊対策事業費 【建設課】 3,786 負担金 3,664 急傾斜地崩壊対策事業費 3,664
22. 償還金、利子及び割 引 料	122	還付金 122 受益者分担金過年度過誤納還付金 122
11. 役 務 費	△345	用地対策事業費 【建設課】 △372 手数料 △345
22. 償還金、利子及び割 引 料	△27	国県負担金等精算返納金 △27 国庫補助金返納金 △27
12. 委 託 料	△3,504	内水処理事業費 【建設課】 △3,504 投資委託料 △3,504 設計等
12. 委 託 料	△644	排水機樋門管理費 【建設課】 △644 工事委託料 △644 鶴岡第3樋管

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△973	人件費 △1,402 一般職給 △973
3. 職 員 手 当 等	△146	一般職員 △973 扶養手当 △84
4. 共 済 費	△283	期末手当 △62 共済組合負担金 △283
7. 報 償 費	△181	道路橋りょう総務費 【建設課】 △1,625 報償金 △181
10. 需 用 費	△198	消耗品費 △38 印刷製本費 △160
11. 役 務 費	△40	通信運搬費 △40 用品借上料 △1,206
13. 使用料及び賃借料	△1,206	
12. 委 託 料	△5,805	道路維持事業費 【建設課】 △22,302 投資委託料 △5,805
14. 工 事 請 負 費	△16,497	設計等 補修工事費 △16,497 補修 側溝

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(道 路 維 持 費)							
3. 道路新設改良費	146,380	△23,920	122,460		△18,000		△5,920
4. 雪 害 対 策 費	712,509	△9,000	703,509		△1,100		△7,900
5. 橋りょう維持費	447,395	△16,556	430,839		△5,500		△11,056
計	2,050,673	△74,805	1,975,868		△47,500		△27,305

(款) 8. 土木費

(項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 都市計画総務費	163,288	△174	163,114				△174
8. 下 水 道 費	2,520,257	△3,672	2,516,585				△3,672
計	2,770,884	△3,846	2,767,038				△3,846

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		舗装
12. 委 託 料	△14,671	市単独事業費 【建設課】 △6,000 投資委託料 △4,935
14. 工 事 請 負 費	△7,065	測量等 道路新設改良工事費 △1,065
16. 公 有 財 産 購 入 費	△2,184	堀府市場西線 風早線道路改良事業費 【建設課】 △6,000 道路新設改良工事費 △6,000 風早線 藤井中森線道路改良事業費 【建設課】 △9,420 投資委託料 △7,236 設計等 土地購入費 △2,184 藤井中森線 △2,184 上山二見線道路改良事業費 【建設課】 △2,500 投資委託料 △2,500 設計等
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△9,000	雪害対策事業費 【建設課】 △9,000 補助金 △9,000 除雪機購入事業費 △9,000
12. 委 託 料	△12,502	橋りょう長寿命化事業費 【建設課】 △16,556 投資委託料 △12,502
14. 工 事 請 負 費	△4,054	詳細設計 調査 補修工事費 △4,054 橋りょう等

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	△174	Weぷらご管理費 【日高地域振興課】 △174 光熱水費 △174
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△3,672	下水道事業会計負担金 【下水道課】 △3,672 負担金 △3,672 下水道事業会計 △3,672

(款) 8. 土木費

(項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 住 宅 管 理 費	217,392	△11,118	206,274	△5,201		△3,987	△1,930
計	217,392	△11,118	206,274	△5,201		△3,987	△1,930

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 常 備 消 防 費	1,069,017	△1,500	1,067,517				△1,500
2. 非 常 備 消 防 費	396,573	△12,616	383,957		△11,500	100	△1,216
3. 消 防 施 設 費	81,657	△632	81,025		△600		△32

一般会計

(単位 千円)

節		明 説
区 分	金 額	
8. 旅 費	△149	住宅管理費 【建築住宅課】 △338 保守点検委託料 △229 消防設備保守点検 受水槽保守点検 自動車借上料 △77 負担金 △32 会議等出席 △32
10. 需 用 費	△2	住宅耐震改修促進事業費 【建築住宅課】 △9,142 普通旅費 △57 業務委託料 △441
11. 役 務 費	△90	耐震診断業務 補助金 △8,644 住宅耐震改修促進事業費 △8,644
12. 委 託 料	△670	住宅新築資金等貸付金回収事業費 【建築住宅課】 △121 普通旅費 △31 手数料 △90
13. 使用料及び賃借料	△77	老朽危険空家対策事業費 【建築住宅課】 △1,517 普通旅費 △61 消耗品費 △2 負担金 △32 会議等出席 △32
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△10,130	補助金 △1,422 老朽危険空家除却支援事業費 △1,422

(単位 千円)

節		明 説
区 分	金 額	
10. 需 用 費	△1,500	消防庁舎管理費 【消防本部】 △1,500 光熱水費 △1,500
5. 災 害 補 償 費	70	人件費 △224 災害補償費 70 負担金 △294 福祉共済制度掛金 △294
10. 需 用 費	△110	非常備消防事業費 【危機管理課】 △12,392 消耗品費 △110
17. 備 品 購 入 費	△11,410	事業用備品 △11,410 補助金 △158 消防団員運転資格取得事業費 △158 交付金 △714 消防団運営費 △714
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△1,166	
17. 備 品 購 入 費	△632	城崎分署消防設備・施設整備事業費 【消防本部】 △632 事業用備品 △632

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 水 防 費	1,842	△159	1,683				△159
5. 災 害 対 策 費	74,781	△7,480	67,301	△3,365			△4,115
計	1,623,870	△22,387	1,601,483	△3,365	△12,100	100	△7,022

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 教 育 委 員 会 費	2,969	△134	2,835				△134
2. 事 務 局 費	310,597	△1,589	309,008				△1,589
4. 教育研修センター 費	10,327	△390	9,937				△390

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	△159	水防事業費 【危機管理課】 △159 消耗品費 △159
1. 報酬	△450	人件費 △450 会計年度任用職員報酬 △450
8. 旅費	△176	防災支援員（危機管理課） △450 災害対策事業費 【危機管理課・建築住宅課】 △6,961
10. 需用費	△252	普通旅費 △176 印刷製本費 △16
11. 役務費	△210	光熱水費 △236 通信運搬費 61
18. 負担金、補助及び交付金	△6,392	手数料 △229 保険料 △24 補助金 △6,341 土砂災害対策支援事業費 △6,000 避難促進事業費 △341 自主防災育成対策事業費 【危機管理課】 △69 通信運搬費 △18 補助金 △51 自主防災組織車検整備費 △51

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
8. 旅費	△134	教育委員会費 【教育総務課】 △134 費用弁償 △134
3. 職員手当等	△698	人件費 △893 期末手当 △698
4. 共済費	△195	共済組合負担金 △130 健保、厚生年金保険料 △45
7. 報償費	△421	学校共済組合負担金 △20 教育総務事務局費 【教育総務課】 △510
8. 旅費	△65	報償金 △400 手数料 △110
11. 役務費	△210	学校教育事務局費 【学校教育課】 △186 報償金 △21 費用弁償 △15 普通旅費 △50 通信運搬費 △100
3. 職員手当等	△148	人件費 △198 期末手当 △148
4. 共済費	△50	共済組合負担金 △32

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(教育研修センター 費)							
5. 学 校 振 興 費	271,637	△9,253	262,384	△305		△10	△8,938
6. 特別支援教育費	161,541	△2,871	158,670				△2,871
9. 認定こども園費	16,718	△6,784	9,934	△1,066			△5,718
計	775,526	△21,021	754,505	△1,371		△10	△19,640

(単位 千円)

節		明 説
区 分	金 額	
13. 使用料及び賃借料	△49	健保、厚生年金保険料 △18 教育研修センター管理費 【学校教育課】 △192
17. 備 品 購 入 費	△143	著作権料 △49 教材備品 △143
1. 報 酬	△1,868	人件費 △4,084 会計年度任用職員報酬 △1,868 パートタイム職員 △1,868 共済組合負担金 △169 健保、厚生年金保険料 △655 学校共済組合負担金 △1,392 学校振興事業費 【学校教育課】 △1,050 費用弁償 △150 普通旅費 △250 自動車借上料 △650
4. 共 済 費	△2,216	外国語指導助手招致事業費 【学校教育課】 △1,043 普通旅費 △501 特別旅費 △320 業務委託料 △62
7. 報 償 費	△216	J E Tプログラムコーディネート業務負担金 △160 自治体国際化協会 △92 会議等出席 △68 学校・家庭・地域連携推進事業費 【学校教育課】 △472 報償金 △216 消耗品費 △256 スクールバス運行管理費 【学校教育課】 △2,604 業務委託料 △2,571 通学バス運行管理業務 車両用備品 △33
8. 旅 費	△1,221	
10. 需 用 費	△256	
12. 委 託 料	△2,633	
13. 使用料及び賃借料	△650	
17. 備 品 購 入 費	△33	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△160	
1. 報 酬	△905	人件費 △2,871 会計年度任用職員報酬 △905 パートタイム職員 △905 通勤手当 △58 健保、厚生年金保険料 △534 学校共済組合負担金 △1,374
3. 職 員 手 当 等	△58	
4. 共 済 費	△1,908	
11. 役 務 費	△981	認定こども園運営事業費 【幼児育成課】 △6,784 通信運搬費 △981 業務委託料 △1,008 通園バス添乗業務 自動車借上料 △342 補助金 △4,453 私立認定こども園振興事業費 △3,617 認定こども園通園バス運行事業費 △836
12. 委 託 料	△1,008	
13. 使用料及び賃借料	△342	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△4,453	

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 小 学 校 管 理 費	527,705	△37,620	490,085	△1,539		△29	△36,052
2. 小学校教育振興費	79,783	△8,145	71,638	△483			△7,662
3. 小学校施設整備費	51,614	△12,000	39,614		△10,800		△1,200
計	659,102	△57,765	601,337	△2,022	△10,800	△29	△44,914

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 中 学 校 管 理 費	269,993	△23,416	246,577	△727		△9	△22,680

一般会計

(単位 千円)

節		明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△150	人件費 △1,110 会計年度任用職員報酬 △150
4. 共 済 費	△960	パートタイム職員 △150 健保、厚生年金保険料 △277
10. 需 用 費	△29,640	学校共済組合負担金 △683 学校施設管理費 【教育総務課】 △34,292
12. 委 託 料	△6,870	消耗品費 △1,196 光熱水費 △28,444 保守点検委託料 △1,574 OA機器保守点検 業務委託料 △3,078 GIGAスクール運営支援センター運営業務 学校保健安全管理費 【学校教育課】 △2,218 業務委託料 △2,218 学校医業務 児童健康診査業務 教職員健康診査業務
7. 報 償 費	△300	理科教育等設備整備事業費 【学校教育課】 △66 教材備品 △66
10. 需 用 費	△250	通学補助事業費 【学校教育課】 △900 通信運搬費 △900
11. 役 務 費	△900	要保・準要保護児童関係事業費 【学校教育課】 △4,929 就学援助費 △4,929
13. 使用料及び賃借料	△650	特別支援教育就学奨励事業費 【学校教育課】 △900 特別支援就学奨励費 △900
17. 備 品 購 入 費	△66	小学校体験活動事業費 【学校教育課】 △1,350 報償金 △300
19. 扶 助 費	△5,979	消耗品費 △250 自動車借上料 △650 小学校体験活動費助成金 △150
12. 委 託 料	△12,000	学校施設整備事業費 【教育総務課】 △12,000 投資委託料 △12,000 実施設計

(単位 千円)

節		明
区 分	金 額	
2. 給 料	△613	人件費 △1,607 一般職給 △613
4. 共 済 費	△994	一般職員 △613 共済組合負担金 △139
10. 需 用 費	△16,052	健保、厚生年金保険料 △429

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(中 学 校 管 理 費)							
2. 中学校教育振興費	65,810	△5,687	60,123	△230			△5,457
3. 中学校施設整備費	279,628	△5,245	274,383	△1,677	△5,300		1,732
計	615,431	△34,348	581,083	△2,634	△5,300	△9	△26,405

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 幼 稚 園 費	271,851	△4,275	267,576				△4,275

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	△4,059	学校共済組合負担金 △426
14. 工 事 請 負 費	△1,698	学校施設管理費 【教育総務課】 △21,026 消耗品費 △395 光熱水費 △15,657 保守点検委託料 △323 ○A機器保守点検 投資委託料 △1,500 設計監理 業務委託料 △1,453 GIGAスクール運営支援センター運営業務 整備工事費 △1,698 各中学校 学校保健安全管理費 【学校教育課】 △783 業務委託料 △783 学校医業務 生徒健康診査業務 教職員健康診査業務
17. 備 品 購 入 費	△60	理科教育等設備整備事業費 【学校教育課】 △60 教材備品 △60
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△550	通学補助事業費 【学校教育課】 △550 補助金 △550 自転車・ヘルメット △550
19. 扶 助 費	△5,077	要保・準要保護生徒関係事業費 【学校教育課】 △4,677 就学援助費 △4,677 特別支援教育就学奨励事業費 【学校教育課】 △400 特別支援就学奨励費 △400
12. 委 託 料	△2,663	学校施設整備事業費 【教育総務課】 △5,245 投資委託料 △2,663
14. 工 事 請 負 費	△2,582	実施設計 整備工事費 △2,582 空調設備

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△792	人件費 △1,996 会計年度任用職員報酬 △792
2. 給 料	△520	パートタイム職員 △192 幼稚園教諭（幼児育成課） △600
3. 職 員 手 当 等	△267	一般職給 △520 一般職員 △520
4. 共 済 費	△417	期末手当 △267

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(幼 稚 園 費)							
計	271,851	△4,275	267,576				△4,275

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 社会教育総務費	185,905	△577	185,328			△80	△497
2. 人 権 教 育 費	7,775	△988	6,787			△30	△958
3. 文化財保護費	74,197	△8,362	65,835	△283		△7,026	△1,053

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8. 旅 費	△200	健保、厚生年金保険料 △31 学校共済組合負担金 △386
10. 需 用 費	△1,443	幼稚園運営事業費 【幼児育成課】 △836 普通旅費 △200
11. 役 務 費	△475	通信運搬費 △475 自動車借上料 △161
13. 使用料及び賃借料	△161	幼稚園施設管理費 【教育総務課】 △1,443 光熱水費 △1,443

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△225	人件費 △307 一般職給 △225
4. 共 済 費	△82	一般職員 △225 共済組合負担金 △59
7. 報 償 費	△270	健保、厚生年金保険料 △23 社会教育総務費 【社会教育課】 △190 報償金 △190 東井義雄の心を伝える推進事業費 【但東地域振興課】 △80 報償金 △80
7. 報 償 費	△732	人権教育推進事業費 【地域づくり課】 △988 報償金 △732
10. 需 用 費	△134	消耗品費 △130 燃料費 △4
11. 役 務 費	△11	保険料 △11 会場借上料 △30
13. 使用料及び賃借料	△83	建物借上料 △53 負担金 △28
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△28	人権文化創造活動キャンプ △28
1. 報 酬	△5,756	人件費 △5,985 会計年度任用職員報酬 △5,756
3. 職 員 手 当 等	△84	パートタイム職員 △472 作業員（文化・スポーツ振興課） △4,569
4. 共 済 費	△145	出土遺物整理員（文化・スポーツ振興課） △715 通勤手当 △84
7. 報 償 費	△200	共済組合負担金 △68 健保、厚生年金保険料 △77

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(文化財保護費)							
4. 青少年教育費	17,871	△277	17,594				△277
6. 図書館費	161,515	△3,306	158,209				△3,306
7. 市民会館等管理費	84,731	△1,967	82,764			△2,616	649

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8. 旅 費	△119	埋蔵文化財発掘調査事業費 【文化・スポーツ振興課】
10. 需 用 費	△274	報償金 △2,117 費用弁償 △20
11. 役 務 費	△142	普通旅費 △35 消耗品費 △4
12. 委 託 料	△462	燃料費 △84 印刷製本費 △70
13. 使用料及び賃借料	△1,180	△120 手数料 △142 業務委託料 △462 発掘業務 自動車借上料 △97 建物借上料 △172 機械借上料 △280 重機借上料 △631
		伝統的建造物群保存地区保存事業費 【出石地域振興課】 報償金 △260 費用弁償 △180 △80
12. 委 託 料	△277	竹野青少年野外活動施設管理費 【竹野地域振興課】 △277 維持管理委託料 △277 清掃管理
1. 報 酬	△212	人件費 △1,506 会計年度任用職員報酬 △212
2. 給 料	△736	パートタイム職員 △82 作業員（社会教育課） △130
3. 職 員 手 当 等	△60	一般職給 △736 一般職員 △736
4. 共 済 費	△498	扶養手当 △60 共済組合負担金 △422
10. 需 用 費	△1,800	健保、厚生年金保険料 △76 図書館管理費 【社会教育課】 △1,800 光熱水費 △1,800
1. 報 酬	△842	人件費 △978 会計年度任用職員報酬 △842
4. 共 済 費	△136	パートタイム職員 △762 操作員（文化・スポーツ振興課） △80
8. 旅 費	△108	共済組合負担金 △104 健保、厚生年金保険料 △32
11. 役 務 費	△161	豊岡市民会館管理費 【文化・スポーツ振興課】 △420 普通旅費 △108
12. 委 託 料	△140	保険料 △161 業務委託料 △140
14. 工 事 請 負 費	△569	防火設備定期検査報告書作成業務 補修材料費 △11
15. 原 材 料 費	△11	但東市民センター管理費 【但東地域振興課】 △569 補修工事費 △569 但東市民センター

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8. 市民会館等自主事業費	19,319	△3,741	15,578	101		△2,434	△1,408
9. 博物館等管理費	134,564	△5,029	129,535			△850	△4,179
10. 博物館等自主事業費	18,272	△356	17,916			△816	460
15. 新文化会館整備費	1,181,604	△2,765	1,178,839			△3,800	1,035
計	1,898,797	△27,368	1,871,429	△182		△17,652	△9,534

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 保健体育総務費	50,207	△500	49,707				△500

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	△3,741	市民会館等自主事業費 【文化・スポーツ振興課】 △3,741 業務委託料 △3,741 公演業務
1. 報 酬	△305	人件費 △1,064 会計年度任用職員報酬 △305
3. 職 員 手 当 等	△464	パートタイム職員 △345 補助員（文化・スポーツ振興課） 40
4. 共 済 費	△295	期末手当 △464 共済組合負担金 △184
8. 旅 費	△75	健保、厚生年金保険料 △111
10. 需 用 費	△2,334	歴史博物館管理費 【文化・スポーツ振興課】 △709 光熱水費 △709
11. 役 務 費	△255	日本・モンゴル民族博物館管理費 【文化・スポーツ振興課】 △1,086 光熱水費 △800
12. 委 託 料	△1,010	庁用備品 △286 美術館管理費 【文化・スポーツ振興課】 △1,371
13. 使用料及び賃借料	△5	普通旅費 △75 光熱水費 △825
17. 備 品 購 入 費	△286	手数料 △6 保険料 △249 業務委託料 △211 燻蒸業務 通行料 △5 植村直己冒険館管理費 【日高地域振興課】 △799 運営委託料 △799 植村直己冒険館
11. 役 務 費	△356	美術館事業費 【文化・スポーツ振興課】 △356 通信運搬費 △200 保険料 △156
12. 委 託 料	△2,765	新文化会館整備事業費 【新文化会館整備推進室】 △2,765 業務委託料 △2,765 技術支援業務 管理運営計画策定支援業務

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△500	生涯スポーツ振興事業費 【文化・スポーツ振興課】 △500 補助金 △500 日本女子ソフトボールリーグ豊岡大会実行委員会 △500

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 竹野海洋センター費	12,751	△168	12,583				△168
4. 体 育 館 費	453,147	△11,201	441,946		△32,200	15,379	5,620
5. 市民グラウンド費	110,861	△919	109,942		300	△276	△943
8. 学 校 給 食 費	414,854	△11,269	403,585	14,000		△14,000	△11,269
計	1,404,528	△24,057	1,380,471	14,000	△31,900	1,103	△7,260

(款) 11. 災害復旧費

(項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 農林水産業施設災害復旧費	103,000	△1,401	101,599	△126	1,700		△2,975

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	△168	竹野海洋センター管理費 【文化・スポーツ振興課】 △168 運営委託料 △168 指定管理料（竹野海洋センター）
12. 委 託 料	△1,201	豊岡市民体育館管理費 【文化・スポーツ振興課】 △266 運営委託料 △266 指定管理料（豊岡市民体育館）
14. 工 事 請 負 費	△10,000	豊岡総合体育館管理費 【文化・スポーツ振興課】 △10,507 運営委託料 △507 指定管理料（豊岡総合体育館） 整備工事費 △10,000 豊岡総合体育館 日高文化体育館管理費 【文化・スポーツ振興課】 △382 運営委託料 △382 指定管理料（日高文化体育館） 但東中央体育館管理費 【文化・スポーツ振興課】 △46 運営委託料 △46 指定管理料（但東中央体育館）
12. 委 託 料	△919	このとりスタジアム管理費 【文化・スポーツ振興課】 △243 運営委託料 △243 指定管理料（このとりスタジアム） 神美台スポーツ公園管理費 【文化・スポーツ振興課】 △348 運営委託料 △348 指定管理料（神美台スポーツ公園） 植村直己記念スポーツ公園管理費 【文化・スポーツ振興課】 △238 運営委託料 △238 指定管理料（植村直己記念スポーツ公園） 但東スポーツ公園管理費 【文化・スポーツ振興課】 △90 運営委託料 △90 指定管理料（但東スポーツ公園）
10. 需 用 費	△11,269	賄用需用費 【教育総務課】 △11,269 光熱水費 △11,269

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14. 工 事 請 負 費	△1,401	林業用施設災害復旧事業費 【農林水産課】 △1,401 災害復旧工事費 △1,401 林業用施設

(款) 11. 災害復旧費

(項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	103,000	△1,401	101,599	△126	1,700		△2,975

(款) 11. 災害復旧費

(項) 2. 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 公共土木施設災害 復 旧 費	186,541	0	186,541	△2,267	11,100		△8,833
計	186,541	0	186,541	△2,267	11,100		△8,833

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 元 金	5,920,100	0	5,920,100			△21	21
計	6,086,297	0	6,086,297			△21	21

(款) 13. 諸支出金

(項) 3. 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 市債管理基金費	0	10,000	10,000				10,000
計	0	10,000	10,000				10,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	△2,185	公共土木施設災害復旧事業費 【建設課】 0
14. 工 事 請 負 費	2,185	投資委託料 △2,185 設計等 災害復旧工事費 2,185 公共土木施設

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24. 積 立 金	10,000	市債管理基金積立金 【財政課】 10,000 満期一括償還財源積立金 10,000

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)				計 (千円)
補正後	長 等	4		34,680	14,957 (4.5月分)		49,637	9,142	58,779	
	議 員	23	100,692		43,424 (4.5月分)		144,116	32,262	176,378	
	その他の 特 別 職	2,715	152,473				152,473	405	152,878	
	計	2,742	253,165	34,680	58,381		346,226	41,809	388,035	
補正前	長 等	4		34,680	14,957 (4.5月分)		49,637	9,142	58,779	
	議 員	23	100,692		43,424 (4.5月分)		144,116	32,262	176,378	
	その他の 特 別 職	2,718	152,979				152,979	405	153,384	
	計	2,745	253,671	34,680	58,381		346,732	41,809	388,541	
比 較	長 等	0		0	0		0	0	0	
	議 員	0	0		0		0	0	0	
	その他の 特 別 職	△ 3	△ 506				△ 506	0	△ 506	
	計	△ 3	△ 506	0	0		△ 506	0	△ 506	

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(876) 823	1,160,555	2,976,345	2,043,952	6,180,852	1,189,490	7,370,342	
補 正 前	(904) 827	1,197,327	2,983,719	2,050,884	6,231,930	1,207,092	7,439,022	
比 較	(△28) △ 4	△ 36,772	△ 7,374	△ 6,932	△ 51,078	△ 17,602	△ 68,680	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	98,816	41,928	110,070	912	16,899
	補 正 前	98,960	41,928	111,141	912	16,899
	比 較	△ 144	0	△ 1,071	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	219,862	37,407	11,627	87,844	700
	補 正 前	221,514	37,407	11,627	87,844	700
	比 較	△ 1,652	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	857,312	512,985	47,590		
	補 正 前	861,377	512,985	47,590		
	比 較	△ 4,065	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(781)		2,880,040	1,791,328	4,671,368	953,900	5,625,268	
補 正 前	(783)		2,885,293	1,793,186	4,678,479	957,482	5,635,961	
比 較	(△ 2)		△ 5,253	△ 1,858	△ 7,111	△ 3,582	△ 10,693	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	98,816	41,928	64,513	912	16,899
	補 正 前	98,960	41,928	64,513	912	16,899
	比 較	△ 144	0	0	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	219,862	37,407	11,627	87,844	700
	補 正 前	221,514	37,407	11,627	87,844	700
	比 較	△ 1,652	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	650,706	512,524	47,590		
	補 正 前	650,768	512,524	47,590		
	比 較	△ 62	0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(876) 42	1,160,555	96,305	252,624	1,509,484	235,590	1,745,074	
補 正 前	(904) 44	1,197,327	98,426	257,698	1,553,451	249,610	1,803,061	
比 較	(△ 28) △ 2	△ 36,772	△ 2,121	△ 5,074	△ 43,967	△ 14,020	△ 57,987	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			45,557		
	補 正 前			46,628		
	比 較			△ 1,071		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	206,606	461			
	補 正 前	210,609	461			
	比 較	△ 4,003	0			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 7,374	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 7,374	職員の変動によるもの △ 7,374 千円	
職員手当	△ 6,932	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 6,932	扶養手当 △ 144 千円 住居手当 千円 通勤手当 △ 1,071 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 △ 1,652 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 4,065 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	30,150,527	28,032,518	3,866,100	△ 248,400
(1) 総 務	4,385,078	3,937,318	251,600	△ 5,300
(2) 民 生	215,298	132,420	102,100	△ 4,800
(3) 衛 生	5,285,633	4,702,731	133,800	△ 111,400
(4) 農 林 水 産	1,018,090	1,081,794	326,400	△ 12,100
(5) 商 工	1,313,870	1,185,920	6,800	△ 6,800
(6) 土 木	7,010,903	7,181,205	1,122,000	△ 47,900
(7) 消 防	3,591,986	3,151,409	152,500	△ 12,100
(8) 教 育	7,329,669	6,659,721	1,770,900	△ 48,000
2. 災 害 復 旧 債	287,172	238,276	84,500	12,800
(1) 農 林 水 産	67,361	49,747	31,900	1,700
(2) 土 木	219,811	188,529	52,600	11,100
合 計	46,189,535	42,953,190	4,224,000	△ 235,600

(単位 千円)

増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込			
補正後の額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
3,617,700	4,326,094	27,572,524	△ 248,400	27,324,124
246,300	608,325	3,580,593	△ 5,300	3,575,293
97,300	44,433	190,087	△ 4,800	185,287
22,400	682,822	4,153,709	△ 111,400	4,042,309
314,300	95,133	1,313,061	△ 12,100	1,300,961
	203,044	989,676	△ 6,800	982,876
1,074,100	942,025	7,361,180	△ 47,900	7,313,280
140,400	615,673	2,688,236	△ 12,100	2,676,136
1,722,900	1,134,639	7,295,982	△ 48,000	7,247,982
97,300	43,199	279,577	12,800	292,377
33,600	12,488	69,159	1,700	70,859
63,700	30,711	210,418	11,100	221,518
3,988,400	5,920,100	41,257,090	△ 235,600	41,021,490

歳入補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
1	市 税	9,834,037	30,000	9,864,037
14	分 担 金 及 び 負 担 金	189,345	△ 33,113	156,232
15	使 用 料 及 び 手 数 料	773,957	△ 26,457	747,500
16	国 庫 支 出 金	6,790,346	△ 15,640	6,774,706
17	県 支 出 金	3,872,709	△ 185,881	3,686,828
18	財 産 収 入	70,165	9,082	79,247
19	寄 附 金	1,391,393	△ 10,450	1,380,943

(単位 千円)

主 な 内 容			
固定資産税	13,000	市たばこ税	17,000
治山事業費	△ 183	急傾斜地崩壊対策事業費	297
老人福祉法第28条収入	△ 3,091	特定教育・保育施設利用者負担金	△ 30,154
行政財産目的外	△ 692	コミュニティセンター	△ 900
総合健康ゾーン駐車場	104	奈佐森林公園	△ 201
温泉	△ 4,100	玄武洞公園	4,000
住宅	△ 4,231	豊岡市民会館	△ 2,616
日本・モンゴル民族博物館	△ 700	美術館	△ 786
神美台スポーツ公園	△ 150	ごみ処理	△ 14,173
し尿処理	△ 1,882		
特別障害者手当等給付費	△ 3,917	国民健康保険基盤安定費	△ 1,947
障害者（児）自立支援給付費	8,180	生活困窮者自立相談支援事業等	△ 1,319
母子生活支援施設措置費	△ 1,982	児童扶養手当給付費	△ 8,507
児童手当	△ 20,872	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費	44,412
公共土木施設災害復旧費	△ 2,267	社会保障・税番号制度システム整備費	4,502
アーティスト・イン・レジデンス国際文化交流促進事業費	△ 1,524	マイナンバーカード交付事務費	△ 1,350
社会資本整備総合交付金	5,935	母子家庭等対策総合支援事業費	△ 1,157
一時預かり事業費	2,050	子どものための教育・保育給付交付金	△ 28,020
保育環境改善等事業費	△ 2,594	保育体制強化事業費	△ 3,720
子育てのための施設等利用給付交付金	△ 1,174	保育利用支援事業費	6,322
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	△ 1,900	公立学校情報機器整備費	△ 1,539
学校施設環境改善交付金	△ 1,677	文化芸術振興費	1,859
国民健康保険基盤安定費	△ 2,312	障害者（児）自立支援給付費	4,090
教育・保育給付費	△ 21,513	児童手当	△ 4,179
空き家活用支援事業費	△ 4,000	自動録音電話機等普及促進事業費	1,160
地域公共交通再構築事業費	3,016	重度障害者医療費助成事業費	△ 4,250
高齢重度障害者医療費助成事業費	△ 3,000	地域介護拠点整備費	△ 108,328
ひょうご保育料軽減事業費	△ 1,644	認定こども園特別支援教育・保育事業費	△ 1,153
保育体制強化事業費	△ 1,860	健康増進事業費	△ 1,009
多面的機能支払交付金	△ 1,749	新規就農総合支援事業費	△ 1,764
農業水路等長寿命化・防災減災事業費	△ 20,727	みどりの食料システム戦略推進交付金	△ 1,066
就農準備資金	△ 4,750	農業生産コスト低減緊急対策事業費	△ 5,006
治山事業費	△ 3,539	住宅・建築物の土砂災害対策支援事業費	△ 2,634
基盤整備促進事業委託金	5,912		
財政調整基金利子	1,360	地域振興基金利子	270
公共施設整備基金利子	260	土地売却収入	6,947
立木売却収入	1,764	不用物品売却収入	△ 1,600
企業版ふるさと応援寄附金	△ 11,500	教育総務費寄附金	1,000

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
20	繰 入 金	2,256,612	△ 664,515	1,592,097
21	繰 越 金	872,628	150,223	1,022,851
22	諸 収 入	1,526,404	△ 6,474	1,519,930
23	市 債	3,747,100	△ 235,600	3,511,500
歳 入 合 計		51,667,755	△ 988,825	50,678,930

主 な 内 容			
太陽光発電事業特別会計	△ 7,155	財政調整基金	△ 635,233
コウノトリ基金	△ 376	地域振興基金	△ 12,500
公共施設整備基金	△ 8,379	企業版ふるさと納税地方創生基金	△ 683
前年度繰越金	150,223		
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入	△ 3,198	保育所弁償金	2,059
各種検診弁償金	△ 1,841	光熱水費等使用者負担金	△ 15,925
事業負担金	△ 7,358	補助金・交付金	3,867
事業助成金	19,844	市民会館等入場料	△ 2,434
鉄道交通対策事業債	7,900	庁舎整備事業債	△ 5,600
コミュニティセンター整備事業債	△ 7,600	社会福祉施設整備事業債	△ 300
児童福祉施設整備事業債	△ 4,500	水道施設整備事業債	△ 111,400
土地改良事業債	△ 10,300	たん水防除施設整備事業債	△ 1,000
林道整備事業債	△ 1,100	治山事業債	200
水産業施設整備事業債	100	観光施設整備事業債	△ 6,800
急傾斜地崩壊対策事業債	3,800	内水処理施設整備事業債	△ 3,600
土木管理事業債	△ 600	道路整備事業債	△ 40,900
橋りょう整備事業債	△ 5,500	消雪装置整備事業債	△ 1,100
消防防災施設整備事業債	△ 12,100	公立小学校整備事業債	△ 10,800
公立中学校整備事業債	△ 5,300	保健体育施設整備事業債	△ 31,900
農林水産業施設災害復旧債	1,700	公共土木施設災害復旧債	11,100

歳出補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
2	総 務 費	8,006,981	△ 80,033	7,926,948
3	民 生 費	15,929,764	△ 372,040	15,557,724

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	25,221	一般管理費	△ 3,994
職員研修事業費	△ 2,545	庁舎管理費	△ 12,515
基金管理費	9,163	財産管理費	△ 5,607
城崎国際アートセンター管理費	△ 1,669	鉄道交通対策事業費	21,927
バス交通対策事業費	1,790	ごみの減量・資源化対策事業費	△ 9,458
太陽光発電システム導入補助事業費	△ 4,218	木質バイオマス導入補助事業費	△ 3,200
行政情報化推進事業費	△ 2,922	庁舎管理費（城崎）	△ 5,900
庁舎管理費（日高）	△ 1,500	庁舎管理費（但東）	△ 2,244
但馬空港利用促進事業費	△ 1,186	防犯対策事業費	△ 2,000
地域コミュニティ推進事業費	△ 4,315	コミュニティセンター管理費	△ 8,659
出会い機会創出事業費	△ 1,400	内発型産業育成事業費	△ 4,663
定住推進事業費	△ 6,400	城崎国際アートセンター事業費	△ 1,518
観光まちづくり推進事業費	△ 5,600	新規就農総合支援事業費	△ 3,314
豊岡農業スクール開校事業費	△ 4,771	英語教育推進事業費	△ 1,181
英語遊び保育推進事業費	△ 1,100	文化観光推進事業費	△ 1,000
地域おこし協力隊推進事業費	△ 24,011	企業版ふるさと納税獲得推進事業費	△ 1,100
戸籍住民基本台帳事務費	3,321	個人番号カード交付事業費	△ 1,350
県議会議員選挙費	△ 1,231		
人件費	△ 22,677	福祉事務所費	△ 5,836
特別障害者手当等運営対策事業費	△ 5,222	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	△ 5,504
国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	△ 3,038	重度障害者医療費助成事業費	△ 8,500
高齢重度障害者医療費助成事業費	△ 6,000	こども医療費助成事業費	2,000
立野庁舎管理費	△ 2,021	竹野健康福祉センター管理費	△ 1,558
日高健康福祉センター管理費	△ 1,289	日高東部健康福祉センター管理費	△ 1,115
但東健康福祉センター管理費	△ 2,247	障害者（児）自立支援給付事業費	17,645
地域生活支援事業費	△ 1,858	障害者基幹相談支援事業費	△ 4,248
住居確保給付金支給事業費	△ 1,678	介護保険事業特別会計繰出金	△ 56,057
老人保護措置事業費	△ 11,781	民間老人福祉施設助成事業費	△ 108,328
児童扶養手当給付事業費	△ 25,522	児童手当給付事業費	△ 29,230
養育支援訪問事業費	△ 1,375	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費	△ 1,900
市民交流広場及びこども広場管理費	1,294	生活困窮世帯等子どもの学習支援事業費	△ 1,042
放課後児童健全育成事業費	△ 1,000	放課後児童クラブ整備事業費	△ 1,953
児童保育運営事業費（私立）	△ 49,615	子ども子育て支援交付金等事業費	△ 13,936
保育所管理費	△ 8,271	母子・父子福祉事業費	△ 1,543
母子生活支援施設措置事業費	△ 3,975		

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
4	衛 生 費	4,785,658	△ 160,672	4,624,986
6	農 林 水 産 業 費	2,107,589	△ 55,092	2,052,497
7	商 工 費	1,291,483	△ 47,811	1,243,672
8	土 木 費	5,550,234	△ 90,555	5,459,679
9	消 防 費	1,623,870	△ 22,387	1,601,483
10	教 育 費	5,625,235	△ 168,834	5,456,401
11	災 害 復 旧 費	289,541	△ 1,401	288,140
13	諸 支 出 金	23,918	10,000	33,918
歳 出 合 計		51,667,755	△ 988,825	50,678,930

主 な 内 容			
人件費	△ 4,150	総合健康ゾーン健康増進施設管理費	△ 15,874
健康診査事業費	△ 12,423	母子保健事業費	△ 9,751
歩いて暮らすまちづくり推進事業費	△ 1,753	予防接種事業費	44,412
公立豊岡病院組合負担金	△ 40,842	診療所事業特別会計繰出金	△ 2,710
水道事業会計負担金	△ 111,365	し尿処理費	△ 2,894
人件費	△ 511	農業振興事業費	△ 5,347
有害鳥獣駆除対策事業費	△ 2,859	多面的機能支払事業費	△ 2,459
有機農業産地づくり推進事業費	△ 1,066	農業用施設管理費	△ 30,023
基盤整備促進事業費	3,712	ポンプ場管理費	△ 1,146
林業総務費	△ 1,628	森林管理100%作戦推進事業費	△ 3,268
治山事業費	△ 1,383	松くい虫防除事業費	△ 1,600
林道管理費	△ 1,108	森林公園管理費	△ 1,124
人件費	△ 487	商工振興事業費	△ 42,792
竹野北前館管理費	△ 2,927		
人件費	△ 1,402	急傾斜地崩壊対策事業費	3,786
内水処理事業費	△ 3,504	道路橋りょう総務費	△ 1,625
道路維持事業費	△ 22,302	市単独事業費	△ 6,000
風早線道路改良事業費	△ 6,000	藤井中森線道路改良事業費	△ 9,420
上山二見線道路改良事業費	△ 2,500	雪害対策事業費	△ 9,000
橋りょう長寿命化事業費	△ 16,556	下水道事業会計負担金	△ 3,672
住宅耐震改修促進事業費	△ 9,142	老朽危険空家対策事業費	△ 1,517
人件費	△ 674	消防庁舎管理費	△ 1,500
非常備消防事業費	△ 12,392	災害対策事業費	△ 6,961
人件費	△ 22,599	学校振興事業費	△ 1,050
外国語指導助手招致事業費	△ 1,043	スクールバス運行管理費	△ 2,604
認定こども園運営事業費	△ 6,784	学校施設管理費（小）	△ 34,292
学校保健安全管理費（小）	△ 2,218	要保・準要保護児童関係事業費（小）	△ 4,929
小学校体験活動事業費	△ 1,350	学校施設整備事業費（小）	△ 12,000
学校施設管理費（中）	△ 21,026	要保・準要保護生徒関係事業費（中）	△ 4,677
学校施設整備事業費（中）	△ 5,245	幼稚園施設管理費	△ 1,443
埋蔵文化財発掘調査事業費	△ 2,117	図書館管理費	△ 1,800
市民会館等自主事業費	△ 3,741	日本・モンゴル民族博物館管理費	△ 1,086
美術館管理費	△ 1,371	新文化会館整備事業費	△ 2,765
豊岡総合体育館管理費	△ 10,507	賄用需用費	△ 11,269
林業用施設災害復旧事業費	△ 1,401		
市債管理基金積立金	10,000		

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,450,998	△ 37,278	1,413,720
2	給 料	3,018,399	△ 7,374	3,011,025
3	職 員 手 当 等	2,109,265	△ 6,932	2,102,333
4	共 済 費	1,248,901	△ 17,602	1,231,299
5	災 害 補 償 費	1,766	70	1,836
7	報 償 費	211,920	△ 12,173	199,747
8	旅 費	66,125	△ 8,268	57,857
10	需 用 費	1,787,729	△ 111,593	1,676,136
11	役 務 費	430,698	△ 7,546	423,152
12	委 託 料	5,061,192	△ 158,060	4,903,132
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	327,236	△ 8,530	318,706
14	工 事 請 負 費	4,366,280	△ 82,698	4,283,582
15	原 材 料 費	17,578	△ 11	17,567
16	公 有 財 産 購 入 費	37,301	△ 2,184	35,117
17	備 品 購 入 費	360,560	△ 13,794	346,766
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	12,495,607	△ 369,561	12,126,046
19	扶 助 費	7,522,330	△ 139,861	7,382,469
21	補 償 、 補 填 及 び 賠 償 金	50,687	42,412	93,099
22	償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	6,264,575	312	6,264,887
24	積 立 金	1,376,632	19,163	1,395,795
26	公 課 費	3,112	△ 8	3,104
27	繰 出 金	2,833,431	△ 67,309	2,766,122
歳 出 合 計		51,667,755	△ 988,825	50,678,930

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	8,269,055	△ 25,996	8,243,059
2	物 件 費	7,244,270	△ 236,042	7,008,228
3	維 持 補 修 費	246,818	△ 147	246,671
4	扶 助 費	7,522,330	△ 139,861	7,382,469
5	補 助 費 等	11,518,036	△ 270,068	11,247,968
6	普 通 建 設 事 業 費	5,678,244	△ 267,164	5,411,080
(1)	補 助 事 業 費	1,630,109	△ 70,833	1,559,276
(2)	単 独 事 業 費	4,046,635	△ 196,331	3,850,304
7	災 害 復 旧 事 業 費	270,341	△ 1,401	268,940
(1)	補 助 事 業 費	200,341	2,185	202,526
(2)	単 独 事 業 費	70,000	△ 3,586	66,414
10	積 立 金	1,376,632	19,163	1,395,795
13	繰 出 金	2,833,431	△ 67,309	2,766,122
歳 出 合 計		51,667,755	△ 988,825	50,678,930

一般会計投資的経費一覧

< 普通建設事業 >

(単位 千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
総務費	一般管理費	△ 974	0	0	0	△ 974
	城崎国際アートセンター管理費	△ 198	0	0	0	△ 198
	鉄道交通対策事業費	21,927	0	7,900	0	14,027
	庁舎管理費（城崎）	△ 5,600	0	△ 5,600	0	0
	コミュニティセンター管理費	△ 4,535	0	△ 7,600	0	3,065
小計		10,620	0	△ 5,300	0	15,920
民生費	但東健康増進センター管理費	△ 347	0	△ 300	0	△ 47
	住宅改造費助成事業費	△ 667	△ 333	0	0	△ 334
	民間老人福祉施設助成事業費	△ 108,328	△ 108,328	0	0	0
	放課後児童クラブ整備事業費	△ 1,953	1,680	0	0	△ 3,633
	保育所管理費	△ 4,855	0	△ 4,500	0	△ 355
小計		△ 116,150	△ 106,981	△ 4,800	0	△ 4,369
衛生費	浄化槽設置事業費	△ 793	△ 264	0	0	△ 529
小計		△ 793	△ 264	0	0	△ 529
農林水産業費	有害鳥獣駆除対策事業費	△ 231	0	0	0	△ 231
	農業用施設管理費	△ 30,023	△ 20,727	△ 8,300	0	△ 996
	基盤整備促進事業費	3,712	5,814	△ 2,000	18	△ 120
	ポンプ場管理費	△ 1,146	0	△ 1,000	0	△ 146
	市行造林事業費	△ 603	△ 828	0	1,764	△ 1,539
	森林管理100%作戦推進事業費	△ 3,268	0	0	△ 14	△ 3,254
	治山事業費	△ 1,383	△ 3,539	200	△ 183	2,139
	林道管理費	△ 1,108	0	△ 1,100	0	△ 8
	水産業振興事業費	103	0	100	0	3
小計		△ 33,947	△ 19,280	△ 12,100	1,585	△ 4,152
商工費	竹野北前館管理費	△ 2,721	0	△ 6,800	0	4,079
	城崎観光施設管理費	△ 213	0	0	0	△ 213
小計		△ 2,934	0	△ 6,800	0	3,866

<普通建設事業>

(単位 千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
土木費	急傾斜地崩壊対策事業費	3,664	0	3,800	297	△ 433
	内水処理事業費	△ 3,504	0	△ 3,600	0	96
	排水機樋門管理費	△ 644	0	△ 600	0	△ 44
	道路維持事業費	△ 22,302	0	△ 22,900	0	598
	市単独事業費	△ 6,000	0	0	0	△ 6,000
	風早線道路改良事業費	△ 6,000	0	△ 6,000	0	0
	藤井中森線道路改良事業費	△ 9,420	0	△ 9,500	0	80
	上山二見線道路改良事業費	△ 2,500	0	△ 2,500	0	0
	雪害対策事業費	△ 9,000	0	△ 1,100	0	△ 7,900
	橋りょう長寿命化事業費	△ 16,556	0	△ 5,500	0	△ 11,056
	住宅耐震改修促進事業費	△ 8,644	△ 3,125	0	0	△ 5,519
小計		△ 80,906	△ 3,125	△ 47,900	297	△ 30,178
消防費	非常備消防事業費	△ 11,410	0	△ 11,500	0	90
	城崎分署消防設備・施設整備事業費	△ 632	0	△ 600	0	△ 32
小計		△ 12,042	0	△ 12,100	0	58
教育費	学校施設整備事業費（小学校）	△ 12,000	0	△ 10,800	0	△ 1,200
	学校施設管理費（中学校）	△ 3,198	0	0	0	△ 3,198
	学校施設整備事業費（中学校）	△ 5,245	△ 1,677	△ 5,300	0	1,732
	但東市民センター管理費	△ 569	0	0	0	△ 569
	新文化会館整備事業費	0	0	0	△ 3,800	3,800
	豊岡総合体育館管理費	△ 10,000	0	△ 32,200	15,421	6,779
	豊岡市民グラウンド管理費	0	0	0	△ 156	156
	植村直己記念スポーツ公園管理費	0	0	300	0	△ 300
小計		△ 31,012	△ 1,677	△ 48,000	11,465	7,200
合計		△ 267,164	△ 131,327	△ 137,000	13,347	△ 12,184

<災害復旧事業>

(単位:千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業費	0	0	100	0	△ 100
	林業用施設災害復旧事業費	△ 1,401	△ 126	1,600	0	△ 2,875
	公共土木施設災害復旧事業費	0	△ 2,267	11,100	0	△ 8,833
合計		△ 1,401	△ 2,393	12,800	0	△ 11,808

一般会計地方債の内訳

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公共事業等債 (充当率 90%)	土地改良事業	農地整備事業費負担金（下鶴井地区）	△ 100
		農地整備事業（トンネル照明施設更新）	△ 8,000
		農道橋耐震化事業	△ 2,800
		農道橋長寿命化事業	300
		田鶴野排水路整備事業	△ 300
	たん水防除施設整備事業	一日市排水機場整備事業	△ 700
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	△ 3,600
小計			△ 15,200
防災・減災・国土強 靱化緊急対策事業債 (充当率 100%)	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	8,600
小計			8,600
災害復旧事業債 (充当率65～ 100%)	農林水産業施設 補助災害復旧事業	林業用施設	100
		農地農業用施設	100
	農林水産業施設 単独災害復旧事業	林業用施設	1,500
		公共土木施設	△ 1,200
	公共土木施設 単独災害復旧事業	公共土木施設	12,300
小計			12,800
一般補助施設整備 等事業債 (充当率 90%)	水産業施設整備事業	水産業施設整備事業	100
小計			100
一般事業債 (充当率 100%)	鉄道交通対策事業	京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等整備 事業費補助金	7,900
小計			7,900

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
緊急防災・減災事業 (充当率 100%)	庁舎整備事業	城崎庁舎整備事業	△ 5,600
		消防ポンプ自動車整備	△ 11,500
	消防防災施設整備事業	高規格救急自動車整備	△ 600
	保健体育施設整備事業	豊岡総合体育館整備事業	9,000
	公立中学校整備事業	空調設備	△ 5,300
小計			△ 14,000
公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率 90%)	コミュニティセンター整備事業	日高地区コミュニティセンター整備	△ 7,600
	児童福祉施設整備事業	八条認定こども園整備	△ 5,600
		西保育園整備	1,100
	道路整備事業	大規模舗装修繕事業	△ 600
	公立小学校整備事業	三江小学校整備事業	△ 10,800
	保健体育施設整備事業	植村直己記念スポーツ公園整備事業	300
		豊岡総合体育館整備事業	△ 41,200
小計			△ 64,400
緊急自然災害防止 対策事業債 (充当率 100%)	たん水防除施設整備事業	一日市排水機場整備事業	△ 300
	林道整備事業	床尾線整備事業	△ 1,100
	治山事業	林地崩壊対策事業	200
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	△ 1,200
	内水処理施設整備事業	排水ポンプ施設整備	△ 3,600
	土木管理事業	鶴岡第3樋管整備	△ 600
小計			△ 6,600
辺地対策事業債 (充当率 100%)	土地改良事業	農地整備事業（内町地区）	600
	道路整備事業	道路構造物長寿命化事業	△ 10,500
		藤井中森線整備事業	△ 9,500
小計			△ 19,400

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
過疎対策事業債 (充当率 100%)	社会福祉施設整備事業	但東健康増進センター整備	△ 300
	観光施設整備事業	竹野北前館整備	△ 6,800
	道路整備事業	大規模舗装修繕事業	△ 800
		道路防災事業	△ 1,600
		道路構造物長寿命化事業	△ 7,600
		風早線整備事業	△ 6,000
		側溝整備事業	△ 1,800
		上山二見線整備事業	△ 2,500
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	△ 5,500
	消雪装置整備事業	消雪装置整備事業	△ 1,100
小 計			△ 34,000
一般会計出資債 (充当率 100%)	水道施設整備事業	水道事業会計負担金(大見塚受水池・配水池改築事業)	△ 111,400
小 計			△ 111,400
合 計			△ 235,600

第16号議案

令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第4号）

令和5年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,944,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,387,958	21,334	1,409,292
	1. 国民健康保険税	1,387,958	21,334	1,409,292
3. 国庫支出金		1,000	96	1,096
	2. 国庫補助金	1,000	96	1,096
4. 県支出金		6,559,492	28,467	6,587,959
	1. 県補助金	6,559,492	28,467	6,587,959
5. 財産収入		350	75	425
	1. 財産運用収入	350	75	425
6. 繰入金		853,368	△5,504	847,864
	1. 他会計繰入金	673,239	△5,504	667,735
8. 諸収入		8,036	△495	7,541
	1. 延滞金、加算金及び過料	3,504	△500	3,004
	4. 雑入	4,531	5	4,536
歳入合計		8,900,199	43,973	8,944,172

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8. 保 健 事 業 費		123,739	△14,935	108,804
	2. 特定健康診査等事業費	100,672	△14,935	85,737
9. 基 金 積 立 金		2,673	49,100	51,773
	1. 基 金 積 立 金	2,673	49,100	51,773
11. 諸 支 出 金		59,283	9,808	69,091
	1. 償還金及び還付加算金	46,692	5,770	52,462
	3. 繰 出 金	12,591	4,038	16,629
歳 出 合 計		8,900,199	43,973	8,944,172

令和 5 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)補正予算 (第 4 号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,387,958	21,334	1,409,292
3. 国庫支出金	1,000	96	1,096
4. 県支出金	6,559,492	28,467	6,587,959
5. 財産収入	350	75	425
6. 繰入金	853,368	△5,504	847,864
8. 諸収入	8,036	△495	7,541
歳入合計	8,900,199	43,973	8,944,172

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	135,354	0	135,354
3. 国民健康保険事業費納付金	2,408,970	0	2,408,970
8. 保 健 事 業 費	123,739	△14,935	108,804
9. 基 金 積 立 金	2,673	49,100	51,773
11. 諸 支 出 金	59,283	9,808	69,091
歳 出 合 計	8,900,199	43,973	8,944,172

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
96		△500	404
22,963		△5,504	△17,459
5,504		5	△20,444
		75	49,025
			9,808
28,563	0	△5,924	21,334

2. 歳 入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1,387,488	20,824	1,408,312
2. 退職被保険者等国民健康保険税	470	510	980
計	1,387,958	21,334	1,409,292

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	96	96
計	1,000	96	1,096

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 保険給付費等交付金	6,559,492	28,467	6,587,959
計	6,559,492	28,467	6,587,959

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 医療給付費分現年課税分	10,885	医療給付費 10,885
2. 後期高齢者支援金分現年課税分	3,944	後期高齢者支援金 3,944
4. 医療給付費分滞納繰越分	3,000	医療給付費 3,000
5. 後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,000	後期高齢者支援金 2,000
6. 介護納付金分滞納繰越分	995	介護納付金 995
4. 医療給付費分滞納繰越分	400	医療給付費 400
5. 後期高齢者支援金分滞納繰越分	20	後期高齢者支援金 20
6. 介護納付金分滞納繰越分	90	介護納付金 90

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	96	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 96

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 特別交付金	28,467	保険者努力支援分 6,313 都道府県繰入金（2号分） 22,963 特定健康診査等負担金 △809

(款) 5. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	350	75	425
計	350	75	425

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	673,239	△5,504	667,735
計	673,239	△5,504	667,735

(款) 8. 諸収入

(項) 1. 延滞金、加算金及び過料

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者延滞金	3,500	△500	3,000
計	3,504	△500	3,004

(款) 8. 諸収入

(項) 4. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
7. 雑入	1	5	6
計	4,531	5	4,536

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 利子及び配当金	75	国民健康保険財政調整基金利子 75

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	2,110	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 2,110
2. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	△7,366	保険基盤安定繰入金(保険者支援分) △7,366
3. 未就学児均等割保険 料 繰 入 金	△424	未就学児均等割保険料繰入金 △424
8. 産前産後保険税繰入金	176	産前産後保険税繰入金 176

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 延 滞 金	△500	保険税滞納延滞金 △500

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 雑 入	5	参加者負担金 5

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	126, 053	0	126, 053	96			△96
計	126, 053	0	126, 053	96			△96

(款) 1. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 賦 課 徴 収 費	9, 169	0	9, 169			△500	500
計	9, 169	0	9, 169			△500	500

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 1. 医療給付費分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般被保険者医療 給 付 費 分	1, 649, 300	0	1, 649, 300	22, 963		△9, 326	△13, 637
計	1, 649, 300	0	1, 649, 300	22, 963		△9, 326	△13, 637

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 2. 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般被保険者後期 高齢者支援金等分	557, 500	0	557, 500			2, 482	△2, 482
計	557, 543	0	557, 543			2, 482	△2, 482

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 3. 介護納付金分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 介護納付金分	202,127	0	202,127			1,340	△1,340
計	202,127	0	202,127			1,340	△1,340

(款) 8. 保健事業費

(項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 特定健康診査等事業費	100,672	△14,935	85,737	5,504		5	△20,444
計	100,672	△14,935	85,737	5,504		5	△20,444

(款) 9. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 財政調整基金積立金	2,673	49,100	51,773			75	49,025
計	2,673	49,100	51,773			75	49,025

(款) 11. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 償 還 金	34,962	5,770	40,732				5,770

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	△14,935	特定健康診査事業費 【健康増進課】 △6,535 業務委託料 △6,535 特定健康診査業務 特定保健指導事業費 【健康増進課】 △8,400 事業委託料 △8,400 特定保健指導事業

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24. 積 立 金	49,100	基金積立金 【国保・年金課】 49,100 国民健康保険財政調整基金積立金 49,025 国民健康保険財政調整基金積立金 (利子) 75

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子及び割引 料	5,770	返納金 【国保・年金課】 5,770 償還金 5,770 保険給付費等交付金償還金 5,770

(款) 11. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	46,692	5,770	52,462				5,770

(款) 11. 諸支出金

(項) 3. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 繰 出 金	12,591	4,038	16,629				4,038
計	12,591	4,038	16,629				4,038

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27. 繰 出 金	4,038	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【国 保・年金課】 4,038 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 4,038

第17号議案

令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算
（第4号）

令和5年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算
（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,000千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,021千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 診 療 収 入		55,238	△8,000	47,238
	1. 外 来 収 入	51,069	△6,000	45,069
	2. そ の 他 診 療 収 入	4,169	△2,000	2,169
5. 繰 入 金		18,111	1,000	19,111
	1. 他 会 計 繰 入 金	18,111	1,000	19,111
歳 入 合 計		80,021	△7,000	73,021

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		41,079	△1,400	39,679
	1. 総 務 管 理 費	41,079	△1,400	39,679
2. 医 業 費		32,271	△5,600	26,671
	1. 医 業 費	32,271	△5,600	26,671
歳 出 合 計		80,021	△7,000	73,021

令和５年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(直診勘定)補正予算(第４号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	55,238	△8,000	47,238
5. 繰入金	18,111	1,000	19,111
歳入合計	80,021	△7,000	73,021

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	41,079	△1,400	39,679
2. 医 業 費	32,271	△5,600	26,671
歳 出 合 計	80,021	△7,000	73,021

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△1,400
			△5,600
0	0	0	△7,000

2. 歳 入

(款) 1. 診療収入

(項) 1. 外来収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 国民健康保険診療報酬収入	6,952	△1,000	5,952
2. 社会保険診療報酬収入	4,587	800	5,387
3. 後期高齢者診療報酬収入	31,779	△5,800	25,979
計	51,069	△6,000	45,069

(款) 1. 診療収入

(項) 2. その他診療収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. そ の 他 診 療 収 入	4,169	△2,000	2,169
計	4,169	△2,000	2,169

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	16,611	△3,038	13,573
2. 事 業 勘 定 繰 入 金	1,500	4,038	5,538
計	18,111	1,000	19,111

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	△1,000	診療報酬収入 △1,000
1. 現 年 度 分	800	診療報酬収入 800
1. 現 年 度 分	△5,800	診療報酬収入 △5,800

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	△2,000	予防接種料収入 △2,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一 般 会 計 繰 入 金	△3,038	一般会計繰入金 △3,038
1. 事 業 勘 定 繰 入 金	4,038	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰入金 4,038

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	41, 079	△1, 400	39, 679				△1, 400
計	41, 079	△1, 400	39, 679				△1, 400

(款) 2. 医業費

(項) 1. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 医療用消耗器材費	3, 865	△1, 100	2, 765				△1, 100
2. 医療用衛生材料費	25, 156	△2, 900	22, 256				△2, 900
3. 医療用機械器具費	3, 250	△1, 600	1, 650				△1, 600
計	32, 271	△5, 600	26, 671				△5, 600

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負担金、補助及び交付金	△1,400	一般管理費 【健康増進課】 △1,400 負担金 △1,400 公立豊岡病院組合医師派遣費 △1,400

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11. 役 務 費	△1,100	医療用消耗器材費 【健康増進課】 △1,100 手数料 △1,100
10. 需 用 費	△2,900	医療用衛生材料費 【健康増進課】 △2,900 医薬材料費 △2,900
13. 使用料及び賃借料	△1,600	医療用機械器具費 【健康増進課】 △1,600 機器借上料 △1,600

第18号議案

令和5年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和5年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ547,011千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,281,602千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 保 険 料		1,844,063	△2,760	1,841,303
	1. 介 護 保 険 料	1,844,063	△2,760	1,841,303
3. 国 庫 支 出 金		2,558,503	△148,883	2,409,620
	1. 国 庫 負 担 金	1,680,357	△55,770	1,624,587
	2. 国 庫 補 助 金	878,146	△93,113	785,033
4. 支 払 基 金 交 付 金		2,628,946	△212,069	2,416,877
	1. 支 払 基 金 交 付 金	2,628,946	△212,069	2,416,877
5. 県 支 出 金		1,433,609	△99,613	1,333,996
	1. 県 負 担 金	1,338,940	△91,413	1,247,527
	2. 県 補 助 金	94,669	△8,200	86,469
7. 繰 入 金		1,796,839	△83,679	1,713,160
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,682,928	△56,057	1,626,871
	2. 基 金 繰 入 金	113,911	△27,622	86,289
9. 諸 収 入		17,337	△7	17,330
	3. 雑 入	17,324	△7	17,317
歳 入 合 計		10,828,613	△547,011	10,281,602

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		305,198	217	305,415
	3. 介護認定審査会費	42,853	217	43,070
2. 保 険 給 付 費		9,290,151	△500,000	8,790,151
	1. 介護サービス等諸費	8,547,099	△500,000	8,047,099
3. 地 域 支 援 事 業 費		671,347	△47,228	624,119
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	411,100	△43,183	367,917
	2. 一般介護予防事業費	38,760	△2,632	36,128
	3. 包括的支援事業・任意事業	220,325	△1,413	218,912
歳 出 合 計		10,828,613	△547,011	10,281,602

令和５年度豊岡市介護保険事業特別会計
補正予算（第４号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	1,844,063	△2,760	1,841,303
3. 国庫支出金	2,558,503	△148,883	2,409,620
4. 支払基金交付金	2,628,946	△212,069	2,416,877
5. 県支出金	1,433,609	△99,613	1,333,996
7. 繰入金	1,796,839	△83,679	1,713,160
9. 諸収入	17,337	△7	17,330
歳入合計	10,828,613	△547,011	10,281,602

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	305,198	217	305,415
2. 保 険 給 付 費	9,290,151	△500,000	8,790,151
3. 地 域 支 援 事 業 費	671,347	△47,228	624,119
歳 出 合 計	10,828,613	△547,011	10,281,602

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		217	
△222, 866		△287, 970	10, 836
△25, 630		△8, 002	△13, 596
△248, 496	0	△295, 755	△2, 760

2. 歳 入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 介護保険料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	1,844,063	△2,760	1,841,303
計	1,844,063	△2,760	1,841,303

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 介 護 給 付 費 負 担 金	1,680,357	△55,770	1,624,587
計	1,680,357	△55,770	1,624,587

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 調 整 交 付 金	654,955	△75,683	579,272
2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	120,606	△13,917	106,689
3. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	77,666	△3,513	74,153
計	878,146	△93,113	785,033

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 介 護 給 付 費 交 付 金	2,508,340	△198,152	2,310,188
2. 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	120,606	△13,917	106,689
計	2,628,946	△212,069	2,416,877

介護保険事業特別会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年度分特別徴収保険料	△9,558	第1号被保険者介護保険料 △9,558
2. 現年度分普通徴収保険料	7,358	第1号被保険者介護保険料 7,358
3. 滞納繰越分普通徴収保険料	△560	第1号被保険者介護保険料 △560

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	△55,770	介護給付費負担金 △55,770

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	△75,683	普通調整交付金 △75,683
1. 現 年 度 分	△13,917	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） △13,917
1. 現 年 度 分	△3,513	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） △3,513

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	△198,152	介護給付費交付金 △198,152
1. 現 年 度 分	△13,917	地域支援事業交付金 △13,917

(款) 5. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	1,338,940	△91,413	1,247,527
計	1,338,940	△91,413	1,247,527

(款) 5. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	55,836	△6,443	49,393
2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	38,833	△1,757	37,076
計	94,669	△8,200	86,469

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費繰入金	1,161,268	△62,500	1,098,768
2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	57,854	△694	57,160
3. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	42,973	6,920	49,893
5. その他一般会計繰入金	308,491	217	308,708
計	1,682,928	△56,057	1,626,871

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費準備基金繰入金	113,911	△27,622	86,289
計	113,911	△27,622	86,289

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	△91,413	介護給付費負担金 △91,413

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	△6,443	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） △6,443
1. 現 年 度 分	△1,757	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） △1,757

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	△62,500	介護給付費繰入金 △62,500
1. 現 年 度 分	△694	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） △694
1. 現 年 度 分	6,920	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） 6,920
2. 事 務 費 繰 入 金	217	事務費繰入金 217

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 介護給付費準備基金繰入金	△27,622	介護給付費準備基金繰入金 △27,622

(款) 9. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 返 納 金	1	15	16
3. 雑 入	17,322	△22	17,300
計	17,324	△7	17,317

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 返 納 金	15	不当利得返納金 15
1. 雑 入	△22	参加者負担金 △22

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 3. 介護認定審査会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 介護認定審査会費	12,796	△576	12,220			△576	
2. 認 定 調 査 等 費	30,057	793	30,850			793	
計	42,853	217	43,070			217	

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 居宅介護サービス 給 付 費	3,301,964	△370,000	2,931,964	△164,570		△186,174	△19,256
3. 地域密着型介護サ ー ビ ス 給 付 費	1,957,097	△130,000	1,827,097	△61,170		△69,570	740
5. 施設介護サービス 給 付 費	2,878,668	0	2,878,668	2,995		△25,669	22,674
7. 居宅介護福祉用具 購 入 費	7,313	0	7,313	△40		△84	124
8. 居宅介護住宅改修 費	18,900	0	18,900	△100		△247	347
9. 居宅介護サービス 計 画 給 付 費	383,156	0	383,156	△2,044		△3,379	5,423
計	8,547,099	△500,000	8,047,099	△224,929		△285,123	10,052

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△264	人件費 △264 委員報酬 △264
7. 報償費	△312	介護認定審査会委員 △264 介護認定審査会費 【高年介護課】 △312 報償金 △312
11. 役務費	793	認定調査等費 【高年介護課】 793 手数料 793

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	△370,000	保険給付事業費 【高年介護課】 △370,000 給付金 △370,000 保険給付費 △370,000
18. 負担金、補助及び交付金	△130,000	保険給付事業費 【高年介護課】 △130,000 給付金 △130,000 保険給付費 △130,000
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(款) 2. 保険給付費

(項) 2. 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 介護予防サービス給付費	156,664	0	156,664	△837		△1,333	2,170
3. 地域密着型介護予防サービス給付費	19,149	0	19,149	△103		△129	232
5. 介護予防福祉用具購入費	3,628	0	3,628	△20		△50	70
6. 介護予防住宅改修費	19,199	0	19,199	△104		△130	234
7. 介護予防サービス計画給付費	40,027	0	40,027	1,737		1,727	△3,464
計	238,669	0	238,669	673		85	△758

(款) 2. 保険給付費

(項) 3. その他諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 審査支払手数料	6,952	0	6,952	△37		△58	95
計	6,952	0	6,952	△37		△58	95

(款) 2. 保険給付費

(項) 4. 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 高額介護サービス費	178,312	0	178,312	△951		△1,559	2,510
2. 高額介護予防サービス費	135	0	135	△2		△3	5
計	178,447	0	178,447	△953		△1,562	2,515

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正

(款) 2. 保険給付費

(項) 5. 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 高額医療合算介護サービス費	21,597	0	21,597	2,264		2,278	△4,542
計	21,655	0	21,655	2,264		2,278	△4,542

(款) 2. 保険給付費

(項) 7. 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 特定入所者介護サービス費	296,667	0	296,667	119		△3,591	3,472
3. 特定入所者介護予防サービス費	662	0	662	△3		1	2
計	297,329	0	297,329	116		△3,590	3,474

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 介護予防・生活支援サービス事業費	370,964	△36,343	334,621	△14,207		△14,540	△7,596
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	40,136	△6,840	33,296	△2,826		△2,757	△1,257
計	411,100	△43,183	367,917	△17,033		△17,297	△8,853

介護保険事業特別会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11. 役 務 費	△300	予防給付基準訪問介護事業費 【高年介護課】 △9,460 給付金 △9,460
12. 委 託 料	△13,913	事業支給費 △9,460 予防給付基準通所介護事業費 【高年介護課】 △12,670 給付金 △12,670
18. 負担金、補助及び交 付 金	△22,130	事業支給費 △12,670 支え合い通所介護事業費 【高年介護課】 △5,019 事業委託料 △5,019 支え合い通所介護事業 通所型介護予防事業費 【高年介護課】 △300 手数料 △300 支え合い生活支援サービス事業費 【高年介護課】 △8,894 事業委託料 △8,894 支え合い生活支援サービス事業
12. 委 託 料	△6,840	介護予防ケアマネジメント事業費 【高年介護課】 △6,840 事業委託料 △6,840 介護予防ケアマネジメント事業

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般介護予防事業費	38,760	△2,632	36,128	△3,526		2,349	△1,455
計	38,760	△2,632	36,128	△3,526		2,349	△1,455

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 任 意 事 業 費	41,065	△1,413	39,652	△2,815		3,212	△1,810
5. 在宅医療・介護連携推進事業費	3,307	0	3,307	18		32	△50
6. 生活支援体制整備事業費	29,903	0	29,903	△2,220		3,024	△804
7. 認知症総合支援事業費	15,187	0	15,187	△342		540	△198
9. 地域ケア会議推進事業費	177	0	177	1			△1
10. 地域包括支援センター運営事業費	130,686	0	130,686	286		138	△424
計	220,325	△1,413	218,912	△5,072		6,946	△3,287

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△2,632	人件費 △2,632 会計年度任用職員報酬 △2,632 歯科衛生士 △63 指導員 △2,143 栄養士 △359 保健師 △67

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8. 旅 費	△357	成年後見制度利用支援事業費 【高年介護課】 △754 補助金 △754
18. 負担金、補助及び交付金	△1,056	成年後見人等報酬助成金 △754 介護サービス相談員派遣事業費 【高年介護課】 △659 費用弁償 △259 普通旅費 △98 負担金 △302 介護サービス相談員研修 △302
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 4. その他諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 審査支払手数料	1,162	0	1,162	1			△1
計	1,162	0	1,162	1			△1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	56	10,968			10,968	45	11,013	
	計	56	10,968			10,968	45	11,013	
補正前	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	56	11,232			11,232	45	11,277	
	計	56	11,232			11,232	45	11,277	
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	0	△ 264			△ 264	0	△ 264	
	計	0	△ 264			△ 264	0	△ 264	

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(75) 21	76,189	78,972	64,743	219,904	41,568	261,472	
補 正 前	(75) 21	78,821	78,972	64,743	222,536	41,568	264,104	
比 較	(0) 0	△ 2,632	0	0	△ 2,632	0	△ 2,632	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,331	1,211	4,470		
	補 正 前	2,331	1,211	4,470		
	比 較	0	0	0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	8,242			1,329	
	補 正 前	8,242			1,329	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	31,393	13,782	1,985		
	補 正 前	31,393	13,782	1,985		
	比 較	0	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(21)		78,972	48,322	127,294	26,308	153,602	
補 正 前	(21)		78,972	48,322	127,294	26,308	153,602	
比 較	(0)		0	0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,331	1,211	2,182		
	補 正 前	2,331	1,211	2,182		
	比 較	0	0	0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	8,242			1,329	
	補 正 前	8,242			1,329	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	17,260	13,782	1,985		
	補 正 前	17,260	13,782	1,985		
	比 較	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(75)	76,189		16,421	92,610	15,260	107,870	
補 正 前	(75)	78,821		16,421	95,242	15,260	110,502	
比 較	(0)	△ 2,632		0	△ 2,632	0	△ 2,632	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			2,288		
	補 正 前			2,288		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	14,133				
	補 正 前	14,133				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増 加 分	0		
		その他の増 減 分	0	職員の変動によるもの 0 千円	
職員手当	0	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増 減 分	0	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

第19号議案

令和5年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第4号)

令和5年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,120千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287,276千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 森 本 診 療 所 収 入		86,680	△4,000	82,680
	1. 診 療 収 入	54,228	△3,760	50,468
	7. 繰 入 金	30,568	△240	30,328
3. 神 鍋 診 療 所 収 入		69,059	△4,000	65,059
	1. 診 療 収 入	46,769	△1,150	45,619
	7. 繰 入 金	21,883	△2,850	19,033
4. 高 橋 診 療 所 収 入		74,404	△2,120	72,284
	1. 診 療 収 入	42,753	△2,500	40,253
	7. 繰 入 金	29,424	380	29,804
歳 入 合 計		297,396	△10,120	287,276

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 森 本 診 療 所 費		86,580	△4,000	82,580
	2. 医 業 費	36,461	△4,000	32,461
3. 神 鍋 診 療 所 費		68,959	△4,000	64,959
	2. 医 業 費	25,192	△4,000	21,192
4. 高 橋 診 療 所 費		74,304	△2,120	72,184
	1. 総 務 費	41,455	△520	40,935
	2. 医 業 費	26,469	△1,600	24,869
歳 出 合 計		297,396	△10,120	287,276

令和５年度豊岡市診療所事業特別会計
補正予算（第４号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 森本診療所収入	86,680	△4,000	82,680
3. 神鍋診療所収入	69,059	△4,000	65,059
4. 高橋診療所収入	74,404	△2,120	72,284
歳入合計	297,396	△10,120	287,276

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 森 本 診 療 所 費	86,580	△4,000	82,580
3. 神 鍋 診 療 所 費	68,959	△4,000	64,959
4. 高 橋 診 療 所 費	74,304	△2,120	72,184
歳 出 合 計	297,396	△10,120	287,276

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△4,000
			△4,000
			△2,120
0	0	0	△10,120

2. 歳 入

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 外 来 収 入	54,228	△3,760	50,468
計	54,228	△3,760	50,468

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	30,568	△240	30,328
計	30,568	△240	30,328

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 外 来 収 入	46,769	△1,150	45,619
計	46,769	△1,150	45,619

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 国民健康保険診療報酬収入	500	現年度分 500
2. 社会保険診療報酬収入	240	現年度分 240
3. 後期高齢者診療報酬収入	△4,500	現年度分 △4,500
4. 一部負担金収入	△500	現年度分 △500
5. その他診療報酬収入	500	現年度分 500

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	△240	一般会計繰入金 △240

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 国民健康保険診療報酬収入	△1,500	現年度分 △1,500
2. 社会保険診療報酬収入	△700	現年度分 △700
3. 後期高齢者診療報酬収入	500	現年度分 500
4. 一部負担金収入	250	現年度分 250
5. その他診療報酬収入	300	現年度分 300

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	21,883	△2,850	19,033
計	21,883	△2,850	19,033

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外来収入	42,753	△2,500	40,253
計	42,753	△2,500	40,253

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	29,424	380	29,804
計	29,424	380	29,804

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	△2,850	一般会計繰入金 △2,850

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 国民健康保険診療報酬収入	△1,000	現年度分 △1,000
2. 社会保険診療報酬収入	1,000	現年度分 1,000
3. 後期高齢者診療報酬収入	△1,000	現年度分 △1,000
4. 一部負担金収入	500	現年度分 500
5. その他診療報酬収入	△2,000	現年度分 △2,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	380	一般会計繰入金 380

3. 歳 出

(款) 2. 森本診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	36,461	△4,000	32,461				△4,000
計	36,461	△4,000	32,461				△4,000

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	25,192	△4,000	21,192				△4,000
計	25,192	△4,000	21,192				△4,000

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	41,455	△520	40,935				△520
計	41,455	△520	40,935				△520

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	26,469	△1,600	24,869				△1,600
計	26,469	△1,600	24,869				△1,600

診療所事業特別会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	△4,000	医業費 【健康増進課】 △4,000 医薬材料費 △4,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	△4,000	医業費 【健康増進課】 △4,000 医薬材料費 △4,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負担金、補助及び交 付 金	△520	一般管理費 【健康増進課】 △520 負担金 △520 公立豊岡病院組合医師派遣費 △520

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	△610	医業費 【健康増進課】 △1,600 医薬材料費 △610
11. 役 務 費	△420	手数料 △420 機器借上料 △570
13. 使用料及び賃借料	△570	

第20号議案

令和5年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第5号)

令和5年度豊岡市の太陽光発電事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,556千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,105千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 財 産 収 入		98,713	12,002	110,715
	1.財 産 売 払 収 入	98,623	12,000	110,623
	2.財 産 運 用 収 入	90	2	92
2. 繰 入 金		2,377	△2,377	0
	1.基 金 繰 入 金	2,377	△2,377	0
4. 諸 収 入		1	31	32
	2.雑 入	0	31	31
5. 市 債		4,500	△100	4,400
	1.市 債	4,500	△100	4,400
歳 入 合 計		112,549	9,556	122,105

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		13,108	17,003	30,111
	1. 総 務 管 理 費	13,108	17,003	30,111
2. 施 設 費		50,557	△292	50,265
	1. 施 設 費	50,557	△292	50,265
4. 諸 支 出 金		47,864	△7,155	40,709
	1. 繰 出 金	47,864	△7,155	40,709
歳 出 合 計		112,549	9,556	122,105

第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
地 方 公 営 企 業 費	4,500	4,400
〔 山 宮 地 場 ソ ー ラ ー 〕	〔 4,500 〕	〔 4,400 〕
計	4,500	4,400

令和５年度豊岡市太陽光発電事業特別会計
補正予算（第５号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入	98,713	12,002	110,715
2. 繰入金	2,377	△2,377	0
4. 諸収入	1	31	32
5. 市債	4,500	△100	4,400
歳入合計	112,549	9,556	122,105

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	13,108	17,003	30,111
2. 施 設 費	50,557	△292	50,265
4. 諸 支 出 金	47,864	△7,155	40,709
歳 出 合 計	112,549	9,556	122,105

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		33	16,970
		△137	△155
		△2,340	△4,815
0	0	△2,444	12,000

2. 歳 入

(款) 1. 財産収入

(項) 1. 財産売却収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 生 産 物 売 払 収 入	98,623	12,000	110,623
計	98,623	12,000	110,623

(款) 1. 財産収入

(項) 2. 財産運用収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 利 子 及 び 配 当 金	90	2	92
計	90	2	92

(款) 2. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 太 陽 光 発 電 事 業 基 金 繰 入 金	2,377	△2,377	0
計	2,377	△2,377	0

(款) 4. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 雑 入	0	31	31
計	0	31	31

(款) 5. 市債

(項) 1. 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 災 害 復 旧 債	4,500	△100	4,400

太陽光発電事業特別会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 生産物売払収入	12,000	電力売払収入 12,000 山宮地場太陽光発電 4,000 但馬空港地場太陽光発電 4,000 竹貫地場太陽光発電 4,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 基金運用利子	2	太陽光発電事業基金利子 2

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 太陽光発電事業基金繰入金	△2,377	太陽光発電事業基金繰入金 △2,377

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 雑 入	31	市有物件配分金及び共済金 31 共済金 31

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 災害復旧債	△100	地方公営企業災害復旧事業債 △100 山宮地場ソーラー △100

(款) 5. 市債

(項) 1. 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
計	4,500	△100	4,400

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 基 金 積 立 金	12,951	17,003	29,954			33	16,970
計	13,108	17,003	30,111			33	16,970

(款) 2. 施設費

(項) 1. 施設費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	50,557	△292	50,265			△137	△155
計	50,557	△292	50,265			△137	△155

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般会計繰出金	47,864	△7,155	40,709			△2,340	△4,815
計	47,864	△7,155	40,709			△2,340	△4,815

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24. 積 立 金	17,003	基金積立金 【コウノトリ共生課】 17,003 太陽光発電事業基金積立金 17,001 太陽光発電事業基金積立金 (利子) 2

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14. 工 事 請 負 費	△137	山宮地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 △137 補修工事費 △137
26. 公 課 費	△155	法面 但馬空港地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 △155 消費税及び地方消費税 △155

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27. 繰 出 金	△7,155	一般会計繰出金 【コウノトリ共生課】 △7,155 一般会計繰出金 △7,155

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		
			当該年度中起債見込額		
			補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
太 陽 光 発 電 施 設 災 害 復 旧 事 業 債			4,500	△ 100	4,400
合 計			4,500	△ 100	4,400

(単位 千円)

	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
当 該 年 度 中			
元金償還見込額	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
	4,500	△ 100	4,400
	4,500	△ 100	4,400

第21号議案

令和5年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和5年度豊岡市水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	1,464,878 千円	△ 214,256 千円	1,250,622 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,558,247 千円	873 千円	2,559,120 千円
第1項 営業収益	2,002,518 千円	873 千円	2,003,391 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,204,924 千円	14,934 千円	2,219,858 千円
第1項 営業費用	1,984,294 千円	3,671 千円	1,987,965 千円
第2項 営業外費用	201,579 千円	11,263 千円	212,842 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,548,438 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 115,116 千円、過年度分損益勘定留保資金 312,373 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,012,888 千円及び建設改良積立金 108,061千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,556,912 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 105,695 千円、過年度分損益勘定留保資金 312,373 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,012,888 千円及び建設改良積立金 125,956千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	904,273 千円	△ 222,730 千円	681,543 千円
第2項 出資金	144,682 千円	△ 111,365 千円	33,317 千円
第4項 補助金	114,905 千円	△ 111,365 千円	3,540 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,452,711 千円	△ 214,256 千円	2,238,455 千円
第1項 建設改良費	1,469,667 千円	△ 214,256 千円	1,255,411 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	151,544 千円	4,415 千円	155,959 千円

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和 5 年度

豊岡市水道事業会計補正予算

(第 4 号) に関する説明書

令和５年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第４号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業収益	2,558,247	873	2,559,120			
1 営業収益	2,002,518	873	2,003,391			
15 その他営業 収益	59,819	873	60,692			
				015 雑収益	873	下水道使用料徴収等受託金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,204,924	14,934	2,219,858			
1 営業費用	1,984,294	3,671	1,987,965			
05 原水及び浄 水費	328,047	88	328,135			
				105 賞与引当金繰入 額	88	賞与引当金 73 法定福利費引当金 15
10 配水及び給 水費	199,068	87	199,155			
				105 賞与引当金繰入 額	87	賞与引当金 60 法定福利費引当金 27
20 総係費	183,401	3,496	186,897			
				003 手当	1,460	特殊勤務手当 108 時間外勤務手当 1,352
				105 賞与引当金繰入 額	2,036	賞与引当金 1,697 法定福利費引当金 339
2 営業外費用	201,579	11,263	212,842			
15 消費税及び 地方消費税	35,768	11,263	47,031			
				155 消費税及び地方 消費税	11,263	

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的收入	904,273	△ 222,730	681,543			
2 出資金	144,682	△ 111,365	33,317			
05 他会計出資金	144,682	△ 111,365	33,317			
				005 一般会計出資金	△ 111,365	
4 補助金	114,905	△ 111,365	3,540			
07 県補助金	114,905	△ 111,365	3,540			
				005 県補助金	△ 111,365	生活基盤施設耐震 化等補助金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の支出	2,452,711	△ 214,256	2,238,455			
1 建設改良費	1,469,667	△ 214,256	1,255,411			
05 配水施設費	1,464,878	△ 214,256	1,250,622			
				090 工事請負費	△ 215,000	施設整備
				105 賞与引当金繰入 額	744	賞与引当金 600 法定福利費引当金 144

令和5年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	233,831
減価償却費	1,126,428
貸倒引当金の増減額（△は減少）	728
長期前受金戻入額	△ 259,541
受取利息及び受取配当金	△ 1,000
支払利息	146,136
固定資産除却損	146,000
未収金の増減額（△は増加）	△ 19,683
未払金の増減額（△は減少）	△ 31,935
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 2,228
小計	1,341,691
利息及び配当金の受取額	1,000
利息の支払額	△ 146,136
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,196,555

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,915,703
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	14,722
負担金による収入	49,199
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,851,780

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	659,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 983,044
他会計からの出資による収入	33,317
豊岡市奨学基金への支出	△ 300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 290,427

資金増加額	△ 945,652
資金期首残高	3,532,809
資金期末残高	2,587,157

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 17	89	56,289	33,249	89,627	18,510	108,137
	資本勘定 支弁職員		() 6		24,101	15,329	39,430	8,392	47,822
	合 計	10	() 23	89	80,390	48,578	129,057	26,902	155,959
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 17	89	56,289	29,959	86,337	18,129	104,466
	資本勘定 支弁職員		() 6		24,101	14,729	38,830	8,248	47,078
	合 計	10	() 23	89	80,390	44,688	125,167	26,377	151,544
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	0	3,290	3,290	381	3,671
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	600	600	144	744
	合 計	0	() 0	0	0	3,890	3,890	525	4,415

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,352	941	1,512		108	7,595
	補正前	2,352	941	1,512		0	6,243
	比 較	0	0	0		108	1,352
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,329	18,629	14,712	1,400	
	補正前		1,329	17,408	13,503	1,400	
	比 較		0	1,221	1,209	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 14	89	52,011	32,032	84,132	17,578	101,710
	資本勘定 支弁職員		() 6		24,101	15,329	39,430	8,392	47,822
	合 計	10	() 20	89	76,112	47,361	123,562	25,970	149,532
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 14	89	52,011	29,181	81,281	17,267	98,548
	資本勘定 支弁職員		() 6		24,101	14,729	38,830	8,248	47,078
	合 計	10	() 20	89	76,112	43,910	120,111	25,515	145,626
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	0	2,851	2,851	311	3,162
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	600	600	144	744
	合 計	0	() 0	0	0	3,451	3,451	455	3,906

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,352	941	1,317		108	7,595
	補 正 前	2,352	941	1,317		0	6,243
	比 較	0	0	0		108	1,352
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後		1,329	17,916	14,403	1,400	
	補 正 前		1,329	16,825	13,503	1,400	
	比 較		0	1,091	900	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定 支弁職員		3		4,278	1,217	5,495	932	6,427
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		3		4,278	1,217	5,495	932	6,427
補 正 前	損益勘定 支弁職員		3		4,278	778	5,056	862	5,918
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		3		4,278	778	5,056	862	5,918
比 較	損益勘定 支弁職員		0		0	439	439	70	509
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		0		0	439	439	70	509

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補 正 後			195			
	補 正 前			195			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後			713	309		
	補 正 前			583	0		
	比 較			130	309		

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの 0 千円	職員数の異動状況 補正後 23 人 補正前 23 人 増 減 0 人
職員手当	3,890	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	3,890	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 0 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 108 千円 時間外勤務手当 1,352 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 期末手当 1,221 千円 勤勉手当 1,209 千円 児童手当 千円	

令和5年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和6年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地 696,202

ロ 建 物 2,000,690

減価償却累計額 △ 1,035,378 965,312

ハ 構 築 物 34,578,762

減価償却累計額 △ 17,419,212 17,159,550

ニ 機械及び装置 9,947,735

減価償却累計額 △ 7,148,112 2,799,623

ホ 車両及び運搬具 19,023

減価償却累計額 △ 18,072 951

ヘ 工具器具及び備品 99,902

減価償却累計額 △ 85,822 14,080

ト 建設仮勘定 975,354

有形固定資産合計 22,611,072

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権 2,268

ロ その他無形固定資産 172,876

無形固定資産合計 175,144

固定資産合計 22,786,216

2 流 動 資 産

(1) 現金預金 2,587,157

(2) 未収金 411,076

貸倒引当金 △ 11,142 399,934

(3) 貯蔵品 22,284

(4) 前払金 958

(5) その他流動資産 61

流動資産合計 3,010,394

資産合計 25,796,610

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

8,769,416

8,769,416

企業債合計

固定負債合計

8,769,416

4 流 動 負 債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

997,678

997,678

企業債合計

(2) 未払金

297,571

(3) 引当金

イ 賞与引当金

11,625

ロ 法定福利費引当金

2,294

引当金合計

13,919

(4) その他流動負債

3,403

流動負債合計

1,312,571

5 繰 延 収 益

長期前受金

11,703,124

収益化累計額

△ 6,986,400

繰延収益合計

4,716,724

負債合計

14,798,711

資 本 の 部

6 資 本 金

7,711,162

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

18,564

ロ 国庫（県）補助金

52,302

ハ 一般会計補助金

2,816

ニ 工事負担金

75,532

ホ その他資本剰余金

161,627

資本剰余金合計

310,841

(2) 利益剰余金

イ 建設改良積立金

124,045

ロ 資産維持積立金

866,600

ハ 当年度末処分利益剰余金

1,985,251

利益剰余金合計

2,975,896

剰余金合計

3,286,737

資本合計

10,997,899

負債資本合計

25,796,610

第22号議案

令和5年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度豊岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4）主な建設改良事業			
管渠施設事業費	812,874 千円	△ 330,567 千円	482,307 千円
処理場施設事業費	1,623,326 千円	△ 191,710 千円	1,431,616 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	5,633,947 千円	509 千円	5,634,456 千円
第1項 営業収益	1,829,106 千円	△ 943 千円	1,828,163 千円
第2項 営業外収益	3,804,839 千円	1,452 千円	3,806,291 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	4,850,711 千円	34,427 千円	4,885,138 千円
第1項 営業費用	4,378,859 千円	34,427 千円	4,413,286 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

2,533,126千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額105,381千円、当年度分損益勘定留保資金1,797,118千円、減債積立金630,627千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,535,313千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,629千円、当年度分損益勘定留保資金1,808,301千円、減債積立金 644,383千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	3,615,362 千円	△ 524,464 千円	3,090,898 千円
第1項 企 業 債	2,384,700 千円	△ 252,200 千円	2,132,500 千円
第2項 補 助 金	1,230,160 千円	△ 275,564 千円	954,596 千円
第3項 負 担 金	500 千円	3,300 千円	3,800 千円
支 出			
第1款 資本的支出	6,148,488 千円	△ 522,277 千円	5,626,211 千円
第1項 建設改良費	2,436,200 千円	△ 522,277 千円	1,913,923 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

変更

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
建設改良費	1,198,600千円	946,400千円
計	2,394,600千円	2,142,400千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	135,366 千円	634 千円	136,000 千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条中「2,377,256千円」を「2,373,584千円」に改める。

令和6年2月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和5年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第3号)に関する説明書

令和５年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第３号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業収益	5,633,947	509	5,634,456			
1 営業収益	1,829,106	△ 943	1,828,163			
10 他会計負担金	156,618	△ 943	155,675			
				010 し尿処理負担金	△ 943	
2 営業外収益	3,804,839	1,452	3,806,291			
23 長期前受金戻入	1,375,159	24,234	1,399,393			
				005 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	24,235	
				010 他会計補助金 長期前受金戻入	△ 1	
30 消費税及び地方消費税還付金	48,414	△ 22,782	25,632			
				005 消費税及び地方 消費税還付金	△ 22,782	消費税及び地方消費税還付

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	4,850,711	34,427	4,885,138			
1 営業費用	4,378,859	34,427	4,413,286			
05 管渠費	211,571	23	211,594			
				175 賞与引当金 繰入額	23	賞与引当金繰入額 9 法定福利費引当金 14 繰入額
10 ポンプ場費	30,473	37	30,510			
				175 賞与引当金 繰入額	37	賞与引当金繰入額 31 法定福利費引当金 6 繰入額
15 処理場費	827,558	△ 2,357	825,201			
				115 負担金	△ 2,418	汚泥処理負担金
				175 賞与引当金 繰入額	61	賞与引当金繰入額 50 法定福利費引当金 11 繰入額
25 総係費	136,980	1,307	138,287			
				115 負担金	873	使用料徴収事務
				175 賞与引当金 繰入額	91	賞与引当金繰入額 160 法定福利費引当金 △ 69 繰入額
				195 貸倒引当金 繰入額	343	
35 資産減耗費	17,381	35,417	52,798			
				185 固定資産除却費	35,417	除却損

資本の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の収入	3,615,362	△ 524,464	3,090,898			
1 企業債	2,384,700	△ 252,200	2,132,500			
05 企業債	2,384,700	△ 252,200	2,132,500			
				005 企業債	△ 252,200	下水道事業債
2 補助金	1,230,160	△ 275,564	954,596			
05 国庫補助金	1,224,110	△ 271,892	952,218			
				005 国庫補助金	△ 271,892	
10 他会計補助金	6,050	△ 3,672	2,378			
				005 一般会計補助金	△ 3,672	一般会計繰入金
3 負担金	500	3,300	3,800			
05 受益者負担金 (分担金)	500	3,300	3,800			
				005 受益者負担金 (分担金)	3,300	

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の支出	6,148,488	△ 522,277	5,626,211			
1 建設改良費	2,436,200	△ 522,277	1,913,923			
05 管渠施設事業 費	812,874	△ 330,567	482,307			
				080 委託料	17,935	内水対策事業 △ 65 管渠施設長寿命化 18,000 対策業務
				140 工事請負費	△ 348,886	処理場施設統廃合 △ 330,719 工事 管渠施設長寿命化 △ 19,610 工事 内水処理工事 1,443
				175 賞与引当金 繰入額	384	賞与引当金繰入額 388 法定福利費引当金 △ 4 繰入額
15 処理場施設事 業費	1,623,326	△ 191,710	1,431,616			
				080 委託料	68,450	処理施設長寿命化対策業務
				140 工事請負費	△ 260,198	処理施設長寿命化対策工事
				175 賞与引当金 繰入額	38	賞与引当金繰入額 30 法定福利費引当金 8 繰入額

令和5年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	666,689
減価償却費	3,154,895
賞与引当金の増減額 (△は減少)	668
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 34
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	210
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,711
長期前受金戻入額	△ 1,399,393
受取利息及び受取配当金	△ 15
支払利息	463,788
固定資産除却損	52,798
未収金の増減額 (△は増加)	9,837
未払金の増減額 (△は減少)	59,057
小計	3,004,789
利息及び配当金の受取額	15
利息の支払額	△ 463,788
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,541,016

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,905,813
有形固定資産の売却による収入	2
無形固定資産の取得による支出	△ 8,182
国庫補助金等による収入	1,479,348
他会計補助金による収入	2,378
負担金等による収入	3,801
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,428,466

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,666,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,712,288
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,045,688

資金増加額	66,862
資金期首残高	2,975,442
資金期末残高	3,042,304

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 13	96	47,741	25,657	73,494	15,641	89,135
	資本勘定 支弁職員		() 7		24,576	14,425	39,001	7,864	46,865
	合 計	10	() 20	96	72,317	40,082	112,495	23,505	136,000
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 13	96	47,741	25,032	72,869	15,679	88,548
	資本勘定 支弁職員		() 7		24,576	14,382	38,958	7,860	46,818
	合 計	10	() 20	96	72,317	39,414	111,827	23,539	135,366
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	0	625	625	△ 38	587
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	43	43	4	47
	合 計	0	() 0	0	0	668	668	△ 34	634

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,111	1,002	1,633		4	3,154
	補正前	2,111	1,002	1,633		4	3,154
	比 較	0	0	0		0	0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,812	16,037	12,649	1,680	
	補正前		1,812	15,787	12,231	1,680	
	比 較		0	250	418	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 12	96	45,945	24,930	70,971	15,180	86,151
	資本勘定 支弁職員		() 6		22,648	13,676	36,324	7,438	43,762
	合 計	10	() 18	96	68,593	38,606	107,295	22,618	129,913
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 12	96	45,945	24,640	70,681	15,271	85,952
	資本勘定 支弁職員		() 6		22,648	13,747	36,395	7,453	43,848
	合 計	10	() 18	96	68,593	38,387	107,076	22,724	129,800
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	0	290	290	△ 91	199
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	△ 71	△ 71	△ 15	△ 86
	合 計	0	() 0	0	0	219	219	△ 106	113

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,111	1,002	1,369		4	3,154
	補 正 前	2,111	1,002	1,369		4	3,154
	比 較	0	0	0		0	0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後		1,812	15,145	12,329	1,680	
	補 正 前		1,812	15,024	12,231	1,680	
	比 較		0	121	98	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定 支弁職員		1		1,796	727	2,523	461	2,984
	資本勘定 支弁職員		1		1,928	749	2,677	426	3,103
	合 計		2		3,724	1,476	5,200	887	6,087
補 正 前	損益勘定 支弁職員		1		1,796	392	2,188	408	2,596
	資本勘定 支弁職員		1		1,928	635	2,563	407	2,970
	合 計		2		3,724	1,027	4,751	815	5,566
比 較	損益勘定 支弁職員		0		0	335	335	53	388
	資本勘定 支弁職員		0		0	114	114	19	133
	合 計		0		0	449	449	72	521

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補 正 後			264			
	補 正 前			264			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後			892	320		
	補 正 前			763	0		
	比 較			129	320		

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの 0 千円	職員数の異動状況 補正後 20 人 補正前 20 人 増 減 0 人
職員手当	668	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	668	扶養手当 0 千円 住居手当 0 千円 通勤手当 0 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 0 千円 期末手当 250 千円 勤勉手当 418 千円 児童手当 0 千円	

令和5年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和6年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,930,290
ロ 立木		41,477
ハ 建物	8,382,976	
減価償却累計額	<u>△ 3,421,775</u>	4,961,201
ニ 建物附属設備	1,145,665	
減価償却累計額	<u>△ 1,106,150</u>	39,515
ホ 構築物	105,644,134	
減価償却累計額	<u>△ 44,556,088</u>	61,088,046
ヘ 機械及び装置	31,750,907	
減価償却累計額	<u>△ 20,483,969</u>	11,266,938
ト 車両及び運搬具	8,490	
減価償却累計額	<u>△ 8,072</u>	418
チ 工具器具及び備品	67,564	
減価償却累計額	<u>△ 60,671</u>	6,893
リ 建設仮勘定		<u>2,562,350</u>

有形固定資産合計

82,897,128

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		3,300
ロ その他無形固定資産		<u>8,823</u>

無形固定資産合計

12,123

固定資産合計

82,909,251

2 流動資産

(1) 現金預金

3,042,304

(2) 未収金

338,230

貸倒引当金

△ 10,121

328,109

(3) その他流動資産

78

流動資産合計

3,370,491

資産合計

86,279,742

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

36,386,107

企業債合計

36,386,107

(2) 引当金

イ 修繕引当金

27,583

引当金合計

27,583

固定負債合計

36,413,690

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

3,730,077

企業債合計

3,730,077

(2) 未払金

1,118,795

(3) 預り金

5,861

(4) 引当金

イ 賞与引当金

9,999

ロ 法定福利費引当金

1,800

引当金合計

11,799

流動負債合計

4,866,532

5 繰延収益

長期前受金

62,691,832

収益化累計額

△ 30,297,700

繰延収益合計

32,394,132

負債合計

73,674,354

資本の部

6 資本金

9,430,376

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 国庫（県）補助金

803,924

ロ 他会計補助金

36,865

ハ 受益者負担金（分担金）

77,821

資本剰余金合計

918,610

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

935,065

ロ 当年度未処分利益剰余金

1,321,337

利益剰余金合計

2,256,402

剰余金合計

3,175,012

資本合計

12,605,388

負債資本合計

86,279,742

注記

I 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、25,102,199千円である。

Ⅱ セグメント情報の開示

1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：千円）

項 目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落 排水処理	個別排水処理	コミュニティ ・プラント	合 計
営業収益	1,241,504	397,307	26,148	3,758	1,544	2,568	2,137	1,674,966
営業費用	2,348,936	1,226,135	603,990	42,302	24,720	14,901	55,126	4,316,110
営業損益	△ 1,107,432	△ 828,828	△ 577,842	△ 38,544	△ 23,176	△ 12,333	△ 52,989	△ 2,641,144
経常損益	504,184	166,475	454	9	9	73	91	671,295
セグメント資産	43,369,385	25,999,006	14,173,044	762,279	319,437	131,886	1,524,705	86,279,742
セグメント負債	38,454,479	22,805,926	10,966,253	621,523	176,898	120,933	528,342	73,674,354
その他の項目								
他会計繰入金	1,262,662	746,594	461,393	17,226	19,901	7,619	1,190	2,516,585
減価償却費	1,708,422	867,194	482,075	26,209	13,141	7,206	50,648	3,154,895
特別利益	2	0	0	0	0	0	0	2
特別損失	3,130	842	454	9	9	73	91	4,608
固定資産増加額	1,334,429	343,391	9,091	57,273	0	0	0	1,744,184

